

本庄市緑の基本計画



緑のちからを みんなで育み
くらしに活かすまち 本庄

令和 3 年 9 月
本庄市



表紙写真

第 21 回さいたま緑のトラスト写真・動画コンクール

身近な緑の部 インスタグラム特別賞「大きな木とマリーゴールド」

裏表紙写真

NPO 法人ネットワークひがしこだいら提供「秋の高窓の里」

はじめに



本庄市は、山々の連なる森林地域から肥沃な田園地域など、緑豊かで美しい自然を有しています。まちなかの代表的な緑としては、点在する公園の緑や元小山川沿いの段丘斜面林、樹齢300年以上の天然記念物の古木などがあげられます。

緑は、レクリエーションや交流の場、美しい景観づくりだけでなく、地球温暖化や自然環境保全、防災の観点からも重要な役割を担います。まちなかの緑は市民の憩いの場となり、潤いを実感できる豊かな地域づくりに欠かすことのできないものです。

一方、都市化の進展とともに私たちの生活様式は変化し、また地域を支えるさまざまな活動の担い手が減少するなど、緑との共存は容易ではないと感じることも少なくありません。

先人の営みや努力により引き継ぎ育まれてきた、さまざまな形で存在する緑には、安全で、健やかで、豊かな市民の暮らしを支える多様な機能があります。今一度それを再確認し、私たちの暮らしに活用し、その恩恵を享受できる豊かなまちを将来世代に引き継いでいくため、「緑のちからを みんなで育み 暮らしに活かすまち本庄」を基本理念として定め、市民の皆さまとともに取り組んでまいります。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆さまをはじめ、本庄市緑の基本計画審議会委員の皆さま、また、策定にご尽力をいただきました関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和3年9月

本庄市長

吉田信解



- 目 次 -

序章 緑の基本計画について	1
1 目的	1
2 緑の基本計画とは	1
2-1 緑の基本計画の特徴	1
2-2 計画の構成	2
2-3 計画の位置づけと目標年次	3
2-4 計画の対象となる緑	4
2-5 緑の役割	5
第1章 緑の現況と課題	6
1 本市の概要	6
2 緑の現況	8
2-1 緑の現況	8
2-2 緑地の現況	10
3 市民による緑の評価	12
3-1 市民アンケート調査	12
3-2 公園愛護会アンケート調査	16
4 緑が持つ機能から見た本市の緑の課題	17
4-1 生物多様性を維持する緑	18
4-2 ヒートアイランド現象を緩和する緑	21
4-3 災害を緩和する緑	24
4-4 地域の景観をつくる緑	27
4-5 レクリエーションの場となる緑	29
5 地区特性による課題	38
第2章 計画策定に向けた考え方	46
1 本市の緑の課題	46
2 緑を取り巻く社会状況	47
3 関連する法制度の改正	47
4 市民による緑の評価	47
第3章 緑の将来像	48
1 基本理念	48
2 基本方針	50
2-1 多様な市民ニーズに応えるレクリエーション空間の充実	50
2-2 歴史や文化を伝える緑の継承と良好なまちなみの形成	50
2-3 持続可能で魅力ある地域づくりのためのグリーンインフラの推進	50
2-4 市民協働による緑のまちづくりの実現	50



第4章 実現に向けた取組	52
1 多様な市民ニーズに応えるレクリエーション空間の充実	54
2 歴史や文化を伝える緑の継承と良好なまちなみの形成.....	64
3 持続可能で魅力ある地域づくりのためのグリーンインフラの推進	71
4 市民協働による緑のまちづくりの実現.....	81
【重点戦略1】都市公園の配置と機能の再編の検討.....	90
【重点戦略2】歴史や文化を伝える緑の継承.....	94
【重点戦略3】持続可能な地域づくりのためのグリーンインフラの推進.....	96
緑化重点地区の考え方.....	98
第5章 目標と進行管理	99
1 目標値.....	99
1-1 目標値の考え方.....	99
1-2 成果目標	99
1-3 総量目標	99
2 進行管理の方針	100
2-1 計画の進行管理.....	100
2-2 推進体制	100
2-3 計画の見直し.....	100
3 施策の連携	101
資料編	103
1 緑の現況資料.....	104
2 策定体制と経緯	109





よこがいさん
横隈山（児玉町太駄）

本庄市と神川町の境に位置する、本庄市で最も高い山。標高 593.6m

序章 緑の基本計画について

1 目的

本市では、平成 18（2006）年 1 月の市町合併以前から旧本庄市で策定した本庄市緑の基本計画及び旧児玉町で策定した児玉町緑のマスタープランにより、それぞれの市町において緑のまちづくりを推進してきました。その後社会情勢は変化し、都市緑地法などの緑に関連する法律も改正されるなど、緑のまちづくりを取り巻く状況は大きく変化しました。

本市においても、人口減少に対応したまちづくりを推進しつつ、緑の維持管理、施設の老朽化といった課題の解決方策を導き出すことが求められる中、総合振興計画において、市民のニーズに応じた安全で安心して利用できる都市公園の整備と、人と環境にやさしい貴重な自然や緑の保全をめざしています。

このような状況を踏まえ、本市における新たな緑と公園の方針として「本庄市緑の基本計画」を策定しました。

2 緑の基本計画とは

2-1 緑の基本計画の特徴

緑の基本計画とは、私たちのまちの緑について、その将来あるべき姿を描き、さらに、どのように緑を守り、創り、育てるかを指針として明示するもので、都市緑地法に基づいて定める計画です。

◆「緑の基本計画」の特色

緑に関する総合的な計画です

「緑の基本計画」は、都市公園の整備や山林の保全に係わる制度・事業だけでなく、道路や河川、学校などの公共施設の緑化、住宅や工場などの民有地の緑化、市民の緑化活動に対する支援、緑化意識の普及啓発などの都市の緑全般に関する幅広い総合的な計画です。

まちの特色に合わせた計画です

「緑の基本計画」は市民に最も身近な市町村によって策定されます。このため地域の実情に合わせた計画づくりが可能であり、また独自性のある計画を作成することができます。本市では、市民にとって最も身近な緑の一つである都市公園の今後の方針を重点戦略として位置づけています。

計画の策定から実現まで市民と行政との協働作業です

都市の緑の保全や創出には、市民・事業者・行政の協働による取組が必要です。このため、策定段階から市民や関係者の意見を聴取¹し、計画の実現に向けて広く周知することが重要です。

1) 平成 31（2019）年度、市民 3,000 人対象のアンケート調査、公園愛護会・都市公園指定管理者へのアンケート調査を実施。令和 2（2020）年 10 月、新型コロナウイルス感染症への対応のため中止した市民ワークショップに代わり、市ホームページ上において計画に対する意見聴取を実施しました。

2-2 計画の構成

本計画の構成は、以下の通りです。

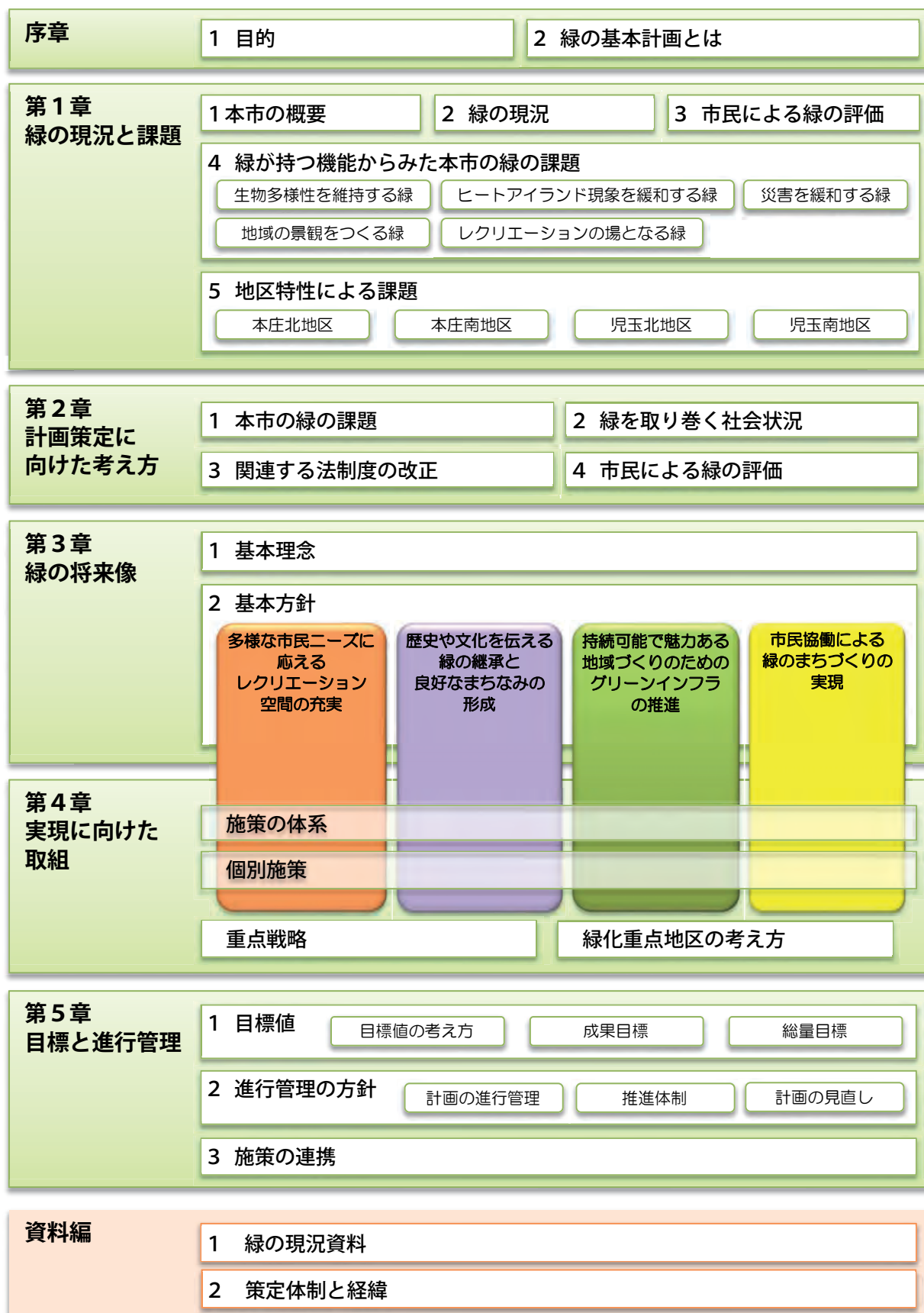


図 1 計画の構成

2-3 計画の位置づけと目標年次

(1) 計画の位置づけ

本計画は、本市の緑にかかわる総合的な計画です。他の計画との関係性は以下の通りです。

- 「緑の基本計画」は、「総合振興計画」の分野別計画として位置づけられます。
- 「緑の基本計画」は、都市計画マスタープラン、環境基本計画などと連携を図りながら、緑のある豊かな暮らしを実現していくための計画として位置づけられます。
- 「緑の基本計画」は、市内で実施される緑地の保全や緑化の推進に係わる施策・事業の指針として位置づけられます。

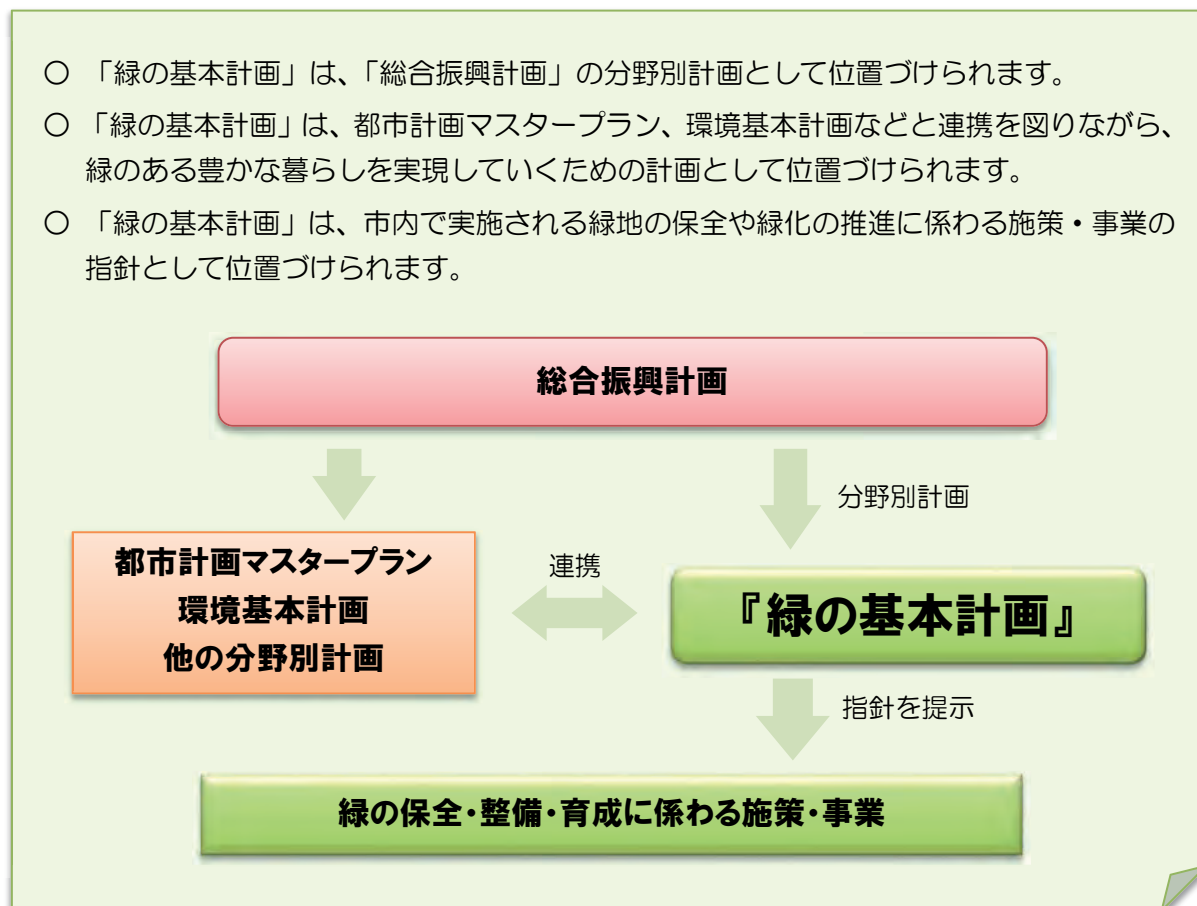


図 2 計画の位置づけ

(2) 計画期間

本計画の目標年次は令和 22（2040）年、中間年次は令和 12（2030）年とします。また、5 年程度で計画の進捗を検証し、計画を見直していく予定です。

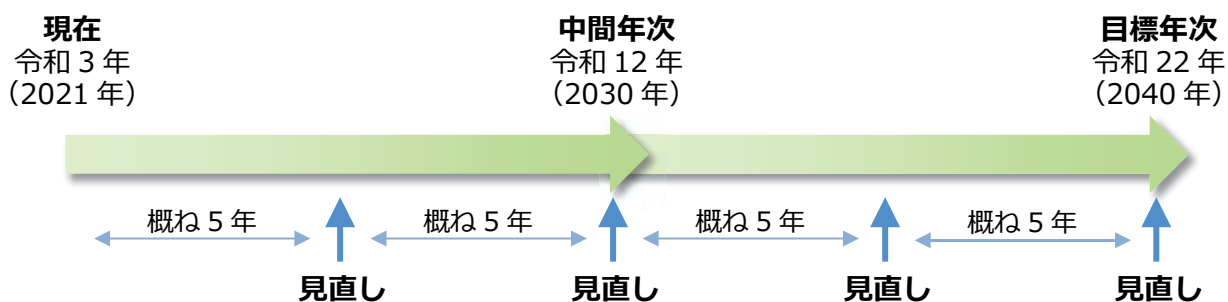


図 3 計画期間

2-4 計画の対象となる緑

本計画では、市内のすべての「緑」が対象となります。

「緑」とは、山林、農地、河川等の水辺、公園、ゴルフ場、公共施設や商工地・住宅地の樹木や草花などの植栽等を言います。このうち、都市公園や自然公園、河川、農振農用地など、施設整備や法規制等により緑の永続性が確保されたものや、社寺地のように社会通念上永続性があるものと考えられるものを「緑地」と言います。



図 4 計画の対象となる緑

表 1 緑地にかかわる諸制度²

空間・分野	「緑地」に関わる制度等
樹林地等	保全樹木・保存樹林（都市の美観風致を維持するための保存樹木に関する法律） 緑地協定（都市緑地法） 緑の協定（ふるさと埼玉の緑を守る条例） 段丘斜面林の保全（ほんじょう緑の基金） 保安林（森林法） 県立自然公園（自然公園法） 文化財（史跡、名勝、天然記念物）（文化財保護法）
農地	農業振興地域及び農用地区域（農地法、農業振興地域の整備に関する法律） 市民農園の整備 など
都市公園	街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、広域公園、特殊公園（歴史公園、風致公園、墓園等）、緩衝緑地、都市緑地、緑道 など（都市公園法）※下線は本市における都市公園整備実績
その他の公園	児童遊園、森林公園、農業公園、史跡・遺跡の公園的整備 など
道路・遊歩道	道路の緑化・街路樹植栽、ポケットスペースの緑化、遊歩道の整備 など
河川	河川の緑化、多自然型川づくり など
公共公益施設	庁舎や学校等の公共公益施設の緑化 など
開発制度 協定等	緑地協定、緑化地域（都市緑地法）、景観地区、景観協定（景観法） 地区計画制度、開発許可制度による指導、工場立地法による指導 など
緑化支援	接道部の緑化支援、屋上や壁面の緑化、駐車場の緑化、 樹林地管理等の支援、花・苗木の配布の推進 など
市民参加	グリーンバンク制度、緑のリサイクル、市民参加による公園づくり 市民ボランティアによる樹林地管理 など
普及啓発	環境教育等の推進、緑化講習会の開催、 緑の情報発信・ホームページ・パンフレット 緑化コンクール・緑の顕彰制度、緑化イベント、緑の調査研究 など

2) 本市における指定実績がない主な緑地制度には、特別緑地保全地区（都市緑地法）、緑地保全地域（都市緑地法）、風致地区（都市計画法）、市民緑地（都市緑地法）等があります。

2-5 緑の役割

緑には、私たちの暮らしを支える多様な機能があります。この緑が有する多様な機能を活用し、持続可能な地域づくりを支える社会基盤のことを「グリーン・インフラストラクチャー（グリーンインフラ）」といいます。本計画においても、緑のもつ多面的な機能を積極的に活かす、グリーンインフラの取組を推進していきます。

本計画の推進を図ることは、平成 27（2015）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 SDGs」の達成に向けた取組にもつながると考えられます。

また、本市では、本庄市環境宣言に基づく持続可能な環境にやさしいまちづくりをさらに推進するため、令和 3（2021）年 5 月 4 日に「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。本計画においても、環境基本計画と連動して、環境に関連する取組を推進していきます。

グリーンインフラ

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する**多様な機能**を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進める取組のことです。

多様な機能

- 生き物の生息地や CO₂ の吸収源になります（生物多様性、地球温暖化対策）
- 日射の緩和、蒸散作用などにより気温の上昇を緩和します（市街地の高温化の緩和）
- 災害時に人を守ります（避難地、支援拠点）
- 自然災害による被害を軽減します（崖地の保全、都市計画等による土地利用誘導）
- 癒しや安らぎをもたらす、健康増進を促します（やすらぎのある生活環境、緑の健康効果）
- 楽しみや快適さをもたらします（散策やレクリエーションの場の提供）
- まちの美観と潤い景観を形成します（美しい街並みの形成）

持続可能な開発目標 SDGs

SDGs（エス・ディ・ジーズ）とは、平成 27（2015）年国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（目標）・169 のターゲット（取組）から構成されており、本計画と関連性が高い目標として 11・13・15 が挙げられます。



第1章 緑の現況と課題

1 本市の概要

本市は東京から80km圏、埼玉県と群馬県の西北に位置し、鉄道や高速道路、主要道が縦横に走り、東京と上信越方面を結ぶ交通の要衝となっています。

秩父連峰から連なる南部の山間地域には水源となる豊かな森林が育まれ、北に向かって丘陵、台地、低地と続き、小山川や男堀川などの多くの河川と用水路が流れる平坦な地形に農地や市街地が形成され、北端には雄大な利根川が流れています。



図5 本庄市位置図³



図6 本庄市の地形⁴

3) 本市北側上空より関東を南に望む鳥瞰図。本庄市は赤線の範囲。Landsat8 観測画像（USGS）、数値標高モデル（国土地理院）、本市都市計画基礎調査 GIS データを加工して作成しています。

4) 国土調査による20万分の1土地分類基本調査 GIS データ（国土交通省国土情報課）、数値標高モデル（国土地理院）を加工して作成しています。

◆自然条件

【気 象】内陸性太平洋型の気候。近年猛暑日が増加傾向。

【地 形】本市は、概ね小山川・女堀川の流域に重なり、南から秩父連峰から連なる山間地域、丘陵、台地、低地、北端に利根川が位置する。

【水環境】かつて段丘崖には豊かな湧水が存在。市街化に伴い河川流量や湧水量が減少。

【農 地】令和 2（2020）年度の総農家数は 1,249 戸、農地面積は 1,874ha（市面積の約 21 %）。農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加が進行。

【森 林】市域⁵の約 3 分の 1 にあたる 2,437ha を森林が占め、多くが民有林。林業生産活動の停滞、林業従事者の減少や高齢化の進行により、防災面や森林の育成、生物多様性の保全に影響。

【動植物】希少植物としてはカワラサイコ群落、キバナノアマナ群落、クロモ群落、ミズオオバコ群落、サンショウモ群落が確認。動物の重要な種はチュウヒ、ハヤブサ、サシバ等が確認されるが生息地や個体数の減少が危惧。近年は外来種による在来種への影響が懸念。

◆社会条件

【人 口】令和 2（2020）年 4 月 1 日現在の人口は 78,022 人で減少傾向にあり、少子高齢化が進む。

【土地利用】市域面積は 89.69k m²で、市域に占める自然的土地利用の割合は、昭和 51（1976）年の約 82%から、平成 28（2016）年の約 64%に減少。

◆歴史文化条件

【歴 史】本市は大規模な原始・古代遺跡の分布地域。江戸時代には中山道最大規模の宿場町となり、明治時代には高崎線の開通に伴い、繭や生糸また農産物の集散地として商業が発展。

【巨木等】金鑽神社、城山稻荷神社等の社寺を中心とした 68 箇所に点在。

【文化財】天然記念物として指定される巨木は、県指定のものが 3 件、市指定のものが 11 件。

5) 本市の行政区域。面積は 89.69km²です。東は深谷市、西は上里町・神川町、南は美里町・長瀬町・皆野町、北は利根川をはさんで群馬県伊勢崎市に接します。

2 緑の現況

2-1 緑の現況

本市には、水源林や生物生息地として重要な役割を果たす山林、農産物の生産の場や美しい田園景観を構成する水田や畑、公園や学校の緑、河川や池の水辺といったさまざまな緑が分布しています。

本市の緑は約 6,336ha で緑被率⁶ は約 71%です。また、市街地における緑は約 396ha で緑被率は約 26%です。

緑の分布は、郊外や山間部で多く、市街地で少ない傾向にあり、地区別（都市計画基礎調査における大調査区）では小島南が最も少なく 16.1%です。（詳細は資料編に掲載）

なお、本市における緑被率は、埼玉県全体の 66.8%⁷ を上回っています。

表 2 緑の面積と緑被率

	緑の面積	緑被率
市域	6,335.9ha	70.6%
市街地	395.6ha	26.1%

市内のすべての樹林地、農地、水辺等のほか、街路樹や個人宅の庭、花壇なども含んでいます。

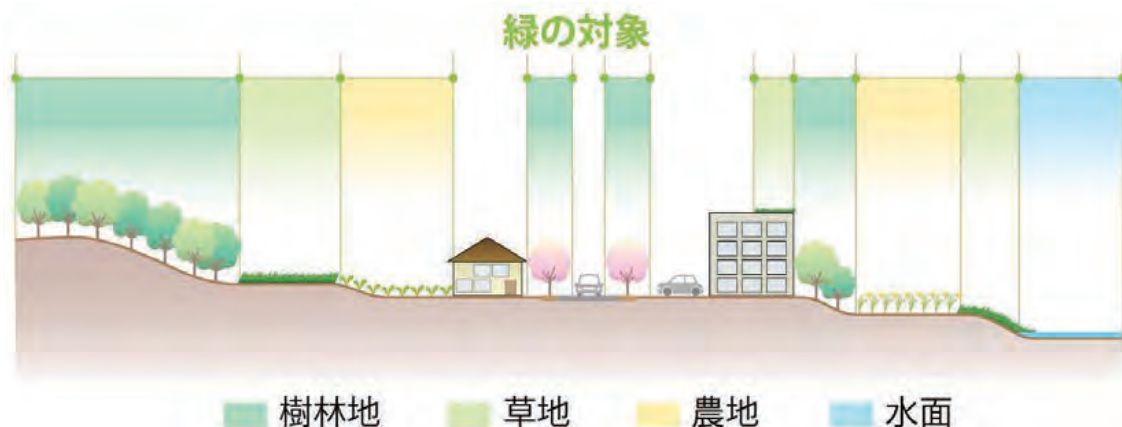


図 7 緑の定義

緑の抽出方法

山林や草地のエリアは、空中写真（平成 27（2015）年）の判読により抽出し、住宅地や商工業地における植栽、街路樹はレーザー測量データ（平成 27（2015）年）を用いて樹群を抽出しました。水田や畑地は都市計画基礎調査土地利用現況（平成 27（2015）年）の水田・畑地のエリアを利用しています。

6) 緑被率は敷地面積に対する緑の面積の割合で、計算式は「緑の面積／敷地面積×100%」です。

7) 埼玉県 身近な緑現況調査（令和 2 年 2 月）

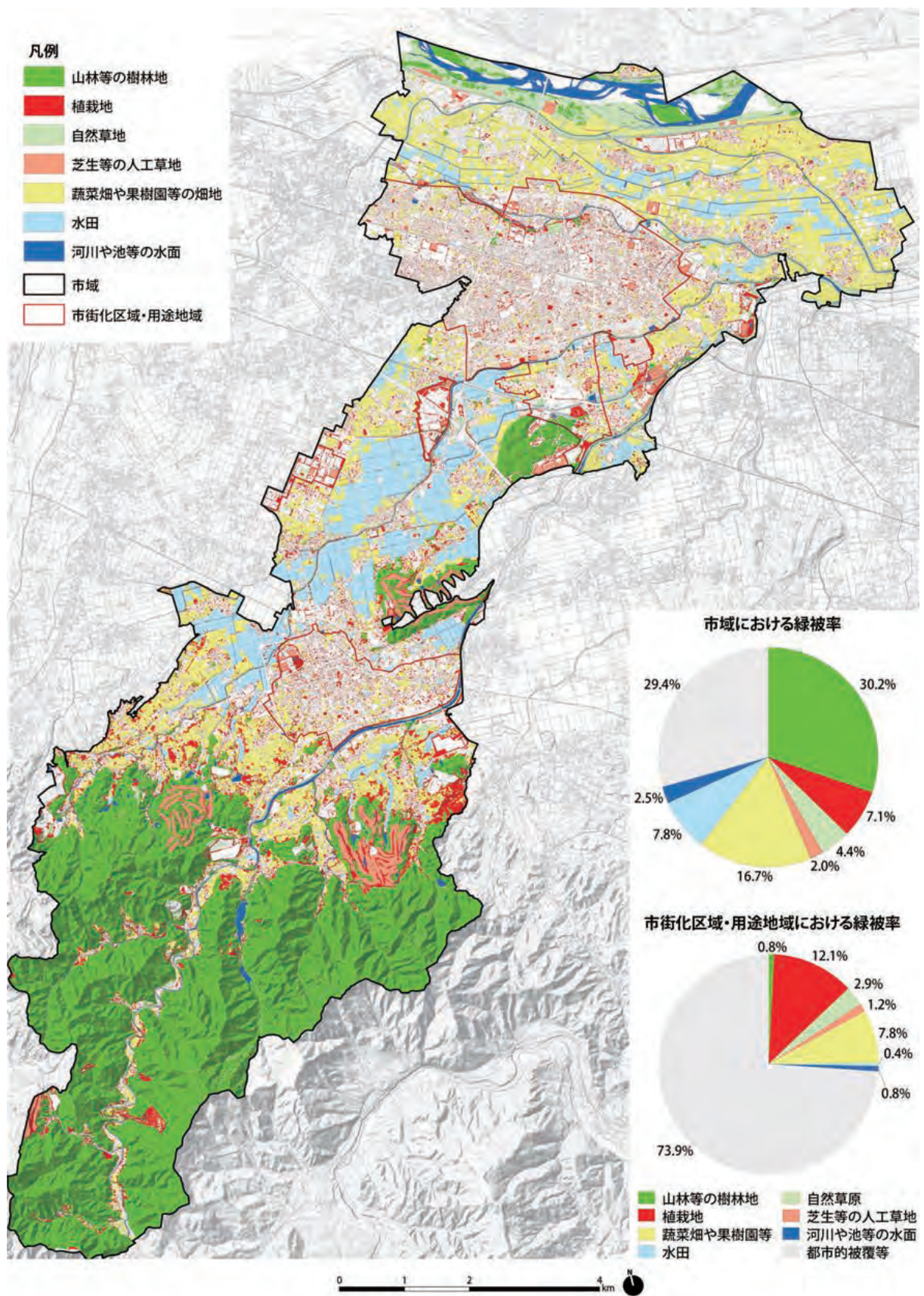


図 8 本庄市緑の現況図

2-2 緑地の現況

(1) 都市公園の現況

都市公園は、都市における緑とオープンスペースの中核をなすもので、都市の安全性の確保、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション活動の場の提供など、重要な役割を果たしています。

本市の都市公園の現況は、平成31（2019）年4月末現在、139箇所、面積77.13haで、市民一人当たりの都市公園面積は9.88㎡です。本市の都市公園の整備水準は、埼玉県における一人当たりの都市公園面積の7.5㎡を上回りますが、全国の一人当たりの都市公園面積の10.6㎡を下回る状況です。

(2) 施設緑地の現況

公共施設緑地⁸は、未告示の公園、グラウンド、広場、道路緑地、駅前広場、公立学校、浄水場等で110.03haとなっています。

民間施設緑地⁸は、私立学校、社寺、ゴルフ場、市民農園等で441.18haとなっています。

表3 都市公園および施設緑地の総面積

		現況（2019年4月）						国・県の 一人当たりの 公園面積 （2019年3月）		近隣住区 モデル における 標準面積 （㎡/人）
		市街地			市域			全国	埼玉県	
		箇所	面積 （ha）	一人当たりの 公園面積 （㎡）	箇所	面積 （ha）	一人当たりの 公園面積 （㎡）			
住区基幹 公園	街区公園	64	14.02	2.53	90	16.69	2.14	1.12	0.93	1.0
	近隣公園	3	5.54	1.00	9	16.03	2.05	0.83	0.75	2.0
	地区公園	0	0.00	0.00	1	2.03	0.26	0.68	0.30	1.0
	計	67	19.56	3.54	100	34.75	4.45	2.63	1.98	4.0
都市基幹公園	総合公園	0	0.00	0.00	3	35.40	4.53	－	－	－
緩衝緑地		7	3.92	0.71	8	4.09	0.52	－	－	－
都市緑地		18	1.78	0.32	18	1.78	0.23	－	－	－
緑道		10	1.11	0.20	10	1.11	0.14	－	－	－
都市公園 計		102	26.38	4.77	139	77.13	9.88	10.6	7.5	－
公共施設緑地 計		45	52.47	9.48	92	110.03	14.09	－	－	－
民間施設緑地 計		59	36.48	6.59	170	441.18	56.50			
施設緑地の重複			△ 1.90	－		△ 4.91	－			
施設緑地 計		206	113.43	20.49	401	623.43	79.84			
人口		55,346			78,082			－	－	－

※本庄市の全人口 78,082 人（平成 31（2019）年 4 月）、市街地（本庄地域の「市街化区域」と児玉地域の「用途指定された地域」）の人口 55,346 人（平成 27（2015）年）

※数値は、四捨五入しており、合計値が合わない部分があります。

8) 施設緑地とは、一定区域内の土地の所有権を取得し、目的に応じて必要な施設を整備し、一般に公開する緑地のこと。都市公園、公共施設緑地（運動場やグラウンド、公立学校の植栽地、道路環境施設帯等）、民間施設緑地（公開されている私立学校、社寺地、ゴルフ場、民間市民農園等）に分けられます。

(3) 地域制緑地の現況

本市の地域制緑地⁹には、保安林、砂防指定地、県立自然公園、農業振興地域農用地区域、河川区域があります。また、ほんじょう緑の基金条例により段丘斜面林の指定地を対象に良好な樹林環境の維持に関わる対策が講じられています。この他、古墳や古木等が文化財に指定されています。

表 4 地域制緑地の総面積

	現況(2019年4月)面積(ha)		備 考
	市街地	市域	
保安林	0.00	685.14	
砂防指定地	0.00	104.28	
県立自然公園	0.00	634.34	
農業振興地域農用地区域	0.00	1,760.00	
河川区域	15.96	614.58	
文化財と一体となった緑	1.26	1.86	施設緑地等と重複するものは面積に含まない
法によるもの 計	17.22	3,800.20	
ほんじょう緑の基金条例	2.21	2.41	
条例によるもの 計	2.21	2.41	
合計	19.43	3,802.61	
地域制緑地の重複	0.00	△ 433.23	保安林・砂防指定地・県立自然公園の重複
地域制緑地 合計	19.43	3,369.38	

(4) 緑地の総面積

都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地、地域制緑地等の合計を緑地の総括表としてまとめると、本市の緑地面積は、市域で約 3,985ha、市街地で約 133ha です。緑地率は、市域で 44.4%、市街地で 8.8%です。

表 5 現況緑地の面積総括表

緑地種別		現況(2019年4月)						備 考
		市街地			市域			
		整備量		整備水準	整備量		整備水準	
		個所	面積(ha)	(㎡/人)	個所	面積(ha)	(㎡/人)	
都市公園	計	102	26.38	4.77	139	77.13	9.88	都市公園は含まない
公共施設緑地	計	45	52.47	9.48	92	110.03	14.09	
民間施設緑地	計	59	36.48	6.59	170	441.18	56.50	
施設緑地間の重複		－	△ 1.90	－	－	△ 4.91	－	調整池と公園・グラウンドの重複
施設緑地		計	206	113.43	20.49	401	623.43	79.84
地域制緑地		計	－	19.43	－	－	3,369.38	0.00
施設緑地と地域制緑地の重複		－	0.00	－	－	△ 7.70	－	利根川河川区域内のグラウンド等
緑地		総計	－	132.86	－	－	3,985.11	－
人口(人)		55,346			78,082			
区域面積(ha)		1,514			8,969			
緑地率(%)		8.8%			44.4%			

9) 地域制緑地とは、景観や自然環境の保護のため、法や条例等により必ずしも土地の権原を確保することなく、所有者の了解を得て一定の地域を指定した緑地です。

3 市民による緑の評価

3-1 市民アンケート調査

本計画の策定に向けて実施した市民アンケート調査では、以下のような結果が導き出されました。

(1) 残したい緑

市民が考える「将来残しておきたい緑」は、「本庄総合公園や若泉運動公園などの大規模公園の緑」や「大久保山や雉岡城跡などの市街地やその周辺に残る緑」、「利根川・小山川・間瀬湖などの水辺の緑」が上位となりました。また、長く居住している方はふるさとの景観を大切に思い、若い世代は住環境における機能性を重視する傾向が見られました。

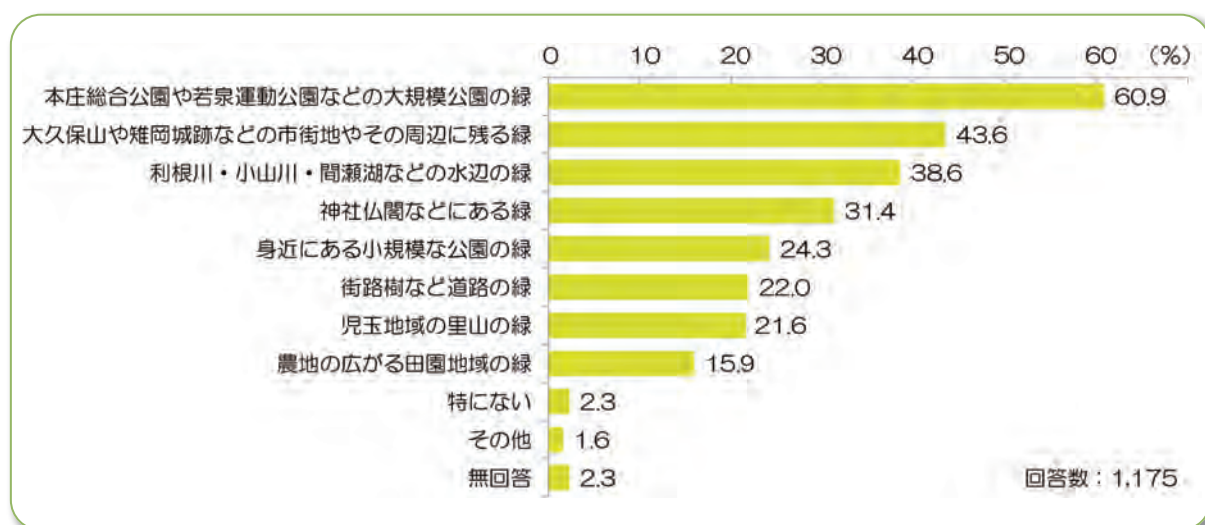


図 9 市民アンケート「将来に残しておきたい緑」の結果



間瀬湖周辺



雉岡城跡

(2) 身近な公園の評価

身近な公園に対する満足度は、公園全般の評価と比較し低い結果となりました。

「身近な環境に公園がある」かの問いでは、居住地区によって評価に差が見られ、金屋小、藤田小、仁手小の小学校区において特に評価が低くなっています。

機能面では、遊具の充実度が低い評価となり、特に子育て世代の評価が低い結果となりました。小学校区別では、秋平小、金屋小、児玉小、藤田小等において、特に低い評価となりました。

市における公園面積が着実に増加してきている一方で、公園の偏在、公園施設の老朽化や利用ニーズとの乖離が、課題的な市民評価につながっているものと考えられます。

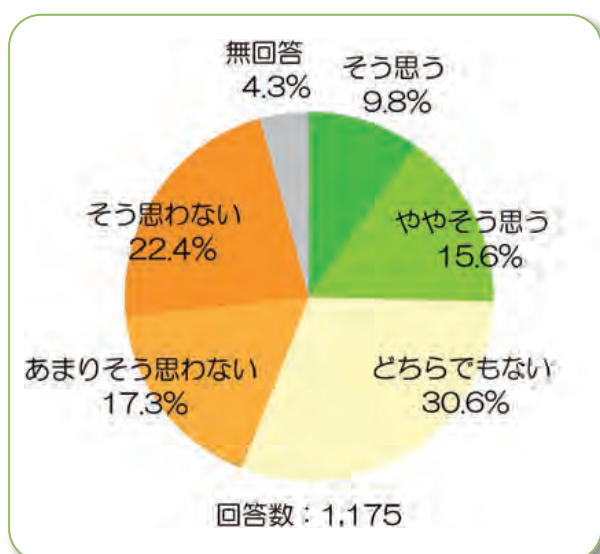


図 10 市民アンケート「住まいの近くの公園に満足している」の結果

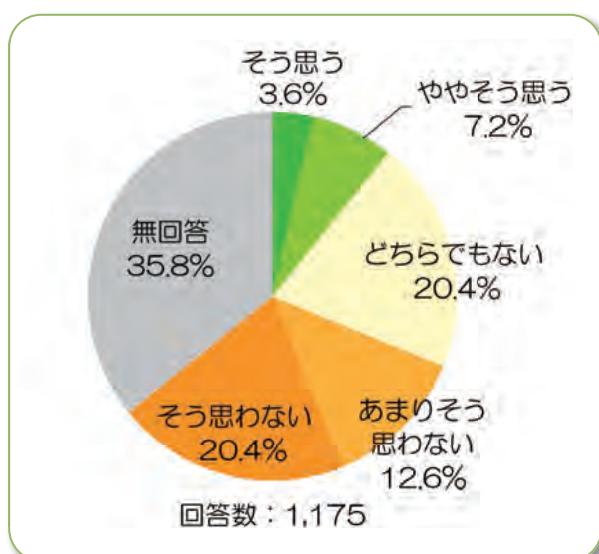


図 11 市民アンケート「安全に遊べる遊具が充実している」の結果

(3) 大きな公園の評価

本庄総合公園や若泉運動公園などの大きな公園を対象とした評価では、「多くの人によく利用されているか」、「球技場やグラウンドなどの体育施設が充実しているか」、「ベンチなどの休憩施設が充実しているか」、「公園の植物がよい景観をつくっているか」等において肯定的な評価となりました。

一方で、「売店やカフェがあったほうが良いか」の問いも必要性を感じる方が多い結果となりました。特に若い世代、子育て世代ほど、売店やカフェの必要性を感じているようです。

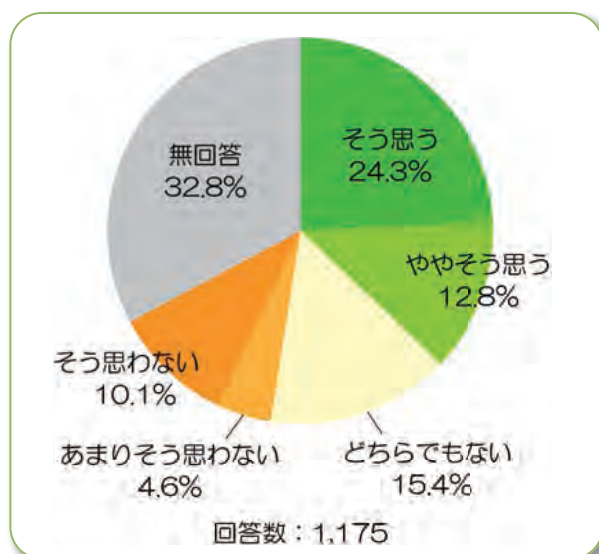


図 12 市民アンケート「売店やカフェがあった方がよい」の結果

(4) 公園の利用度、よく利用する公園

公園の利用頻度に関する問いでは、最も多い回答が「年に1回未満」(31.9%)で、次いで「月に1回未満～年に1回以上」(30.4%)、「週に1回未満～月に1回以上」(21.4%)でした。

全ての利用頻度の回答を年利用回数に換算した利用回数の平均は、24.54回/年でした。また中央値は、4回/年でした。月に1回未満の方が全体の6割強いますが、週に3回以上利用する方も5%強おり、利用頻度の高い方が平均利用回数を押し上げていると思われます。

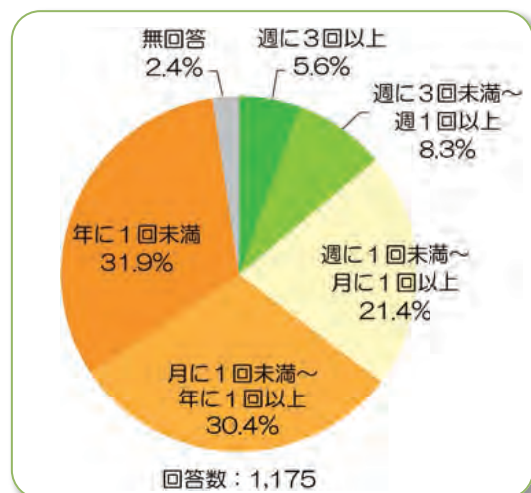


図 13 市民アンケート「公園の利用頻度」の結果

(5) 公園の役割

よく利用する公園における利用目的では、「散歩・ウォーキング」を目的として利用している方が多い傾向にあり、「近い」、「子供の遊びの付き添い」、「遊具が充実」も出現回数の多い結果となりました。

「今後どのような公園ができると良いと思うか（複数回答）」の問いでは、「散歩やジョギングを楽しめる公園」が52.0%で最も多く、次いで「防災機能を備えた公園」が43.6%、「景観が良く、のんびりすごせる公園」が41.6%、「カフェや売店のある公園」が29.0%、「遊具が充実している公園」が19.3%となりました。

年代別では、40歳代以下では、「カフェや売店のある公園」「遊具が充実している公園」の回答が多い傾向にあります。一方50歳代以上では、「散歩やジョギングを楽しめる公園」の回答が多い傾向にあります。

今後の公園の役割は、「健康増進の場」や「子供の遊び場」、「災害時の拠点」、「休息の場」などさまざまな役割を果たすことが求められます。

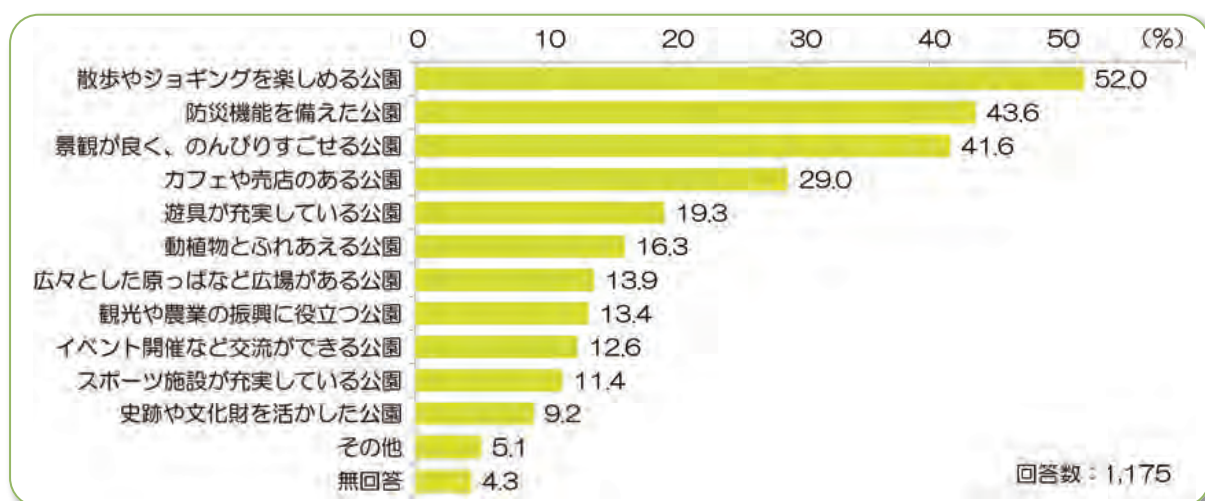


図 14 市民アンケート「できると良いと思う公園」の結果

（６）優先すべき施策・事業

公園・都市緑化行政における優先すべき施策についての問いでは、「街路や川沿いを緑化する」が 32.9%で最も多く、次いで「本庄総合公園」「若泉運動公園」などの大きなレクリエーション空間を充実させる」が 32.2%、「身近な公園をリニューアルする」が 29.2%、「貴重な動植物が生息する自然環境を保全する」が 26.0%、「山林を適切に保全・再生する」が 22.6%となりました。

年代では、若い世代ほど「身近な公園をリニューアルする」や「大きなレクリエーション空間を充実させる」を優先すべきとする回答が多い一方で、50 歳代より上の世代では「街路や川沿いを緑化する」を優先すべきとする回答が多い結果となりました。

居住地区別では、それぞれ異なる地域特性を反映した結果となり、中央小・児玉小・金屋小の小学校区では、「身近な公園をリニューアルする」が、本庄東小・本庄西小・旭小・北泉小・本庄南小の小学校区では「大きなレクリエーション空間を充実させる」が、藤田小学校区では「街路や川沿いを緑化する」が、仁手小学校区では「貴重な動植物が生息する自然環境を保全する」が、秋平小・共和小の小学校区では「山林を適切に保全・再生する」が最も多い回答となりました。

今後の公園・都市緑化行政では、地域特性を考慮し、地域に必要な施策・事業を展開することが求められます。

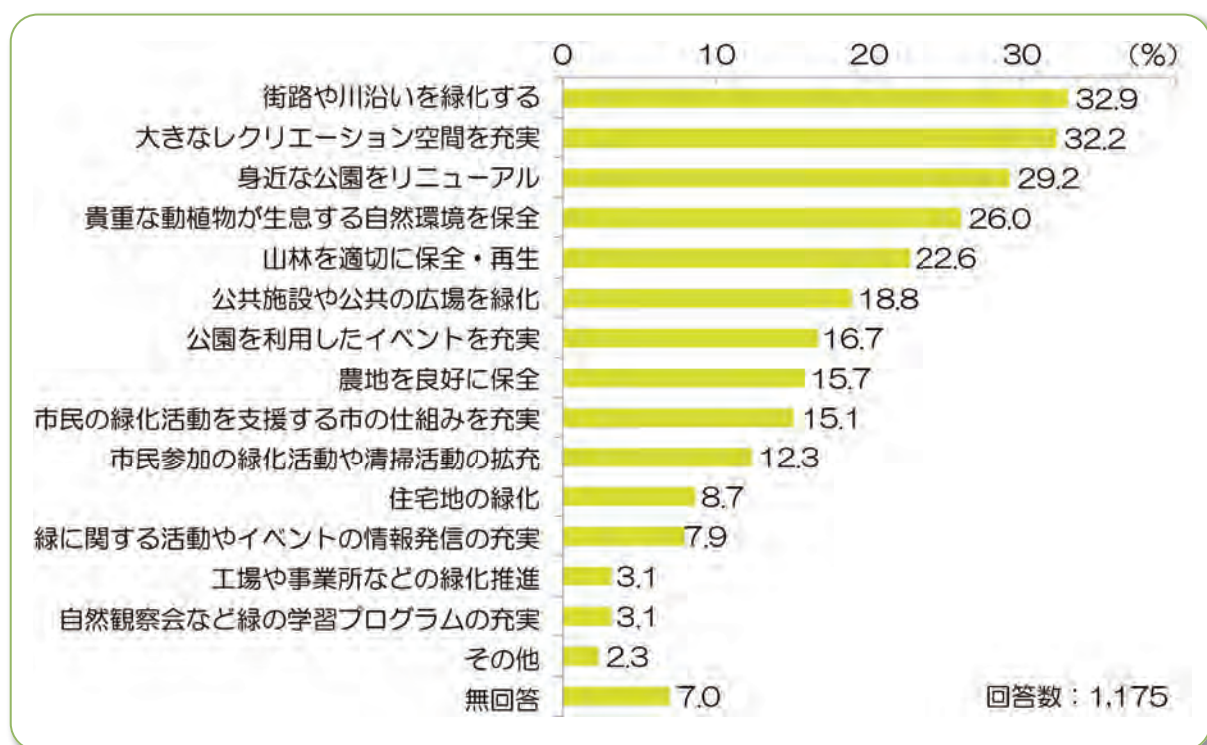


図 15 市民アンケート「優先すべき施策・事業」の結果

3-2 公園愛護会アンケート調査

市内の公園は指定管理者による維持管理がなされています。また、公園の環境維持に関わる組織として公園愛護会があり、40 か所（令和2（2020）年度末）が登録されています。

本計画の策定に向けて実施した公園愛護会アンケート調査では、活動の目的として「地域の美化・景観づくり」が最も多く、次いで「地域の環境改善」、「コミュニティづくり」でした。今後も継続していきたい活動としては「公園の清掃」、「公園の除草」という意見が多く、次いで「花壇などに草花を植える」でした。また、メンバーの高齢化や活動人数の減少に加え、公園利用者のマナーの悪化、利用度の低い公園の存在などが、主要な課題として挙げられました。

この他市内には、農業花卉分野、子育て分野、河川分野、道路分野における市民活動団体があります。NPO や市民、企業との協働体制を構築し、さまざまな役割を担う主体が参加しやすいまちづくりが求められます。

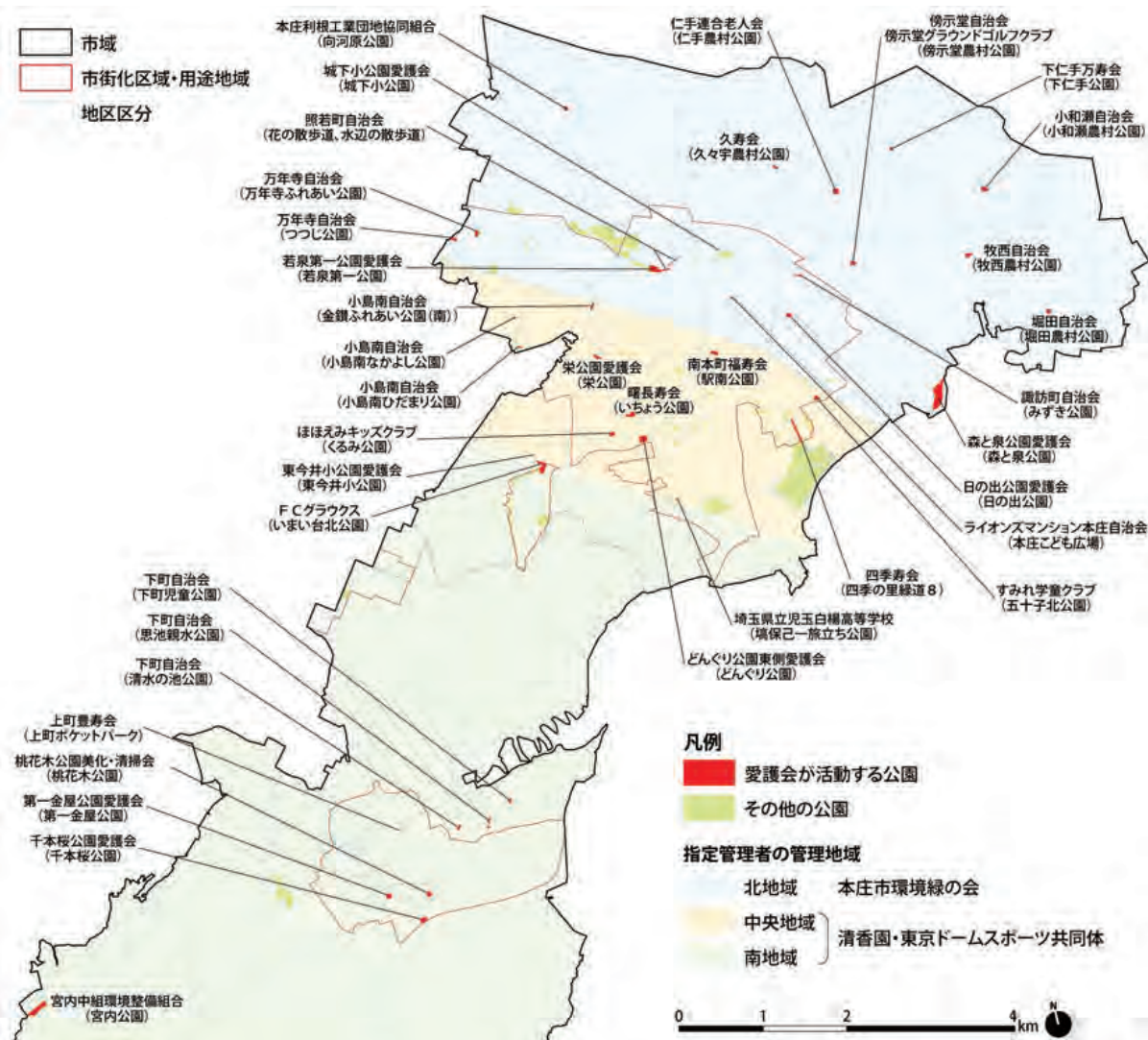


図 16 公園愛護会一覧

4 緑が持つ機能から見た本市の緑の課題

緑が持つ多様な機能と、地球環境問題、生物多様性¹⁰ 保全、国土強靱化、豊かな地域づくり、インフラ¹¹ の戦略的維持管理、少子高齢化、参画と協働社会への対応などの今日の社会的課題を踏まえて、以下の5つの分析の視点を設定しました。

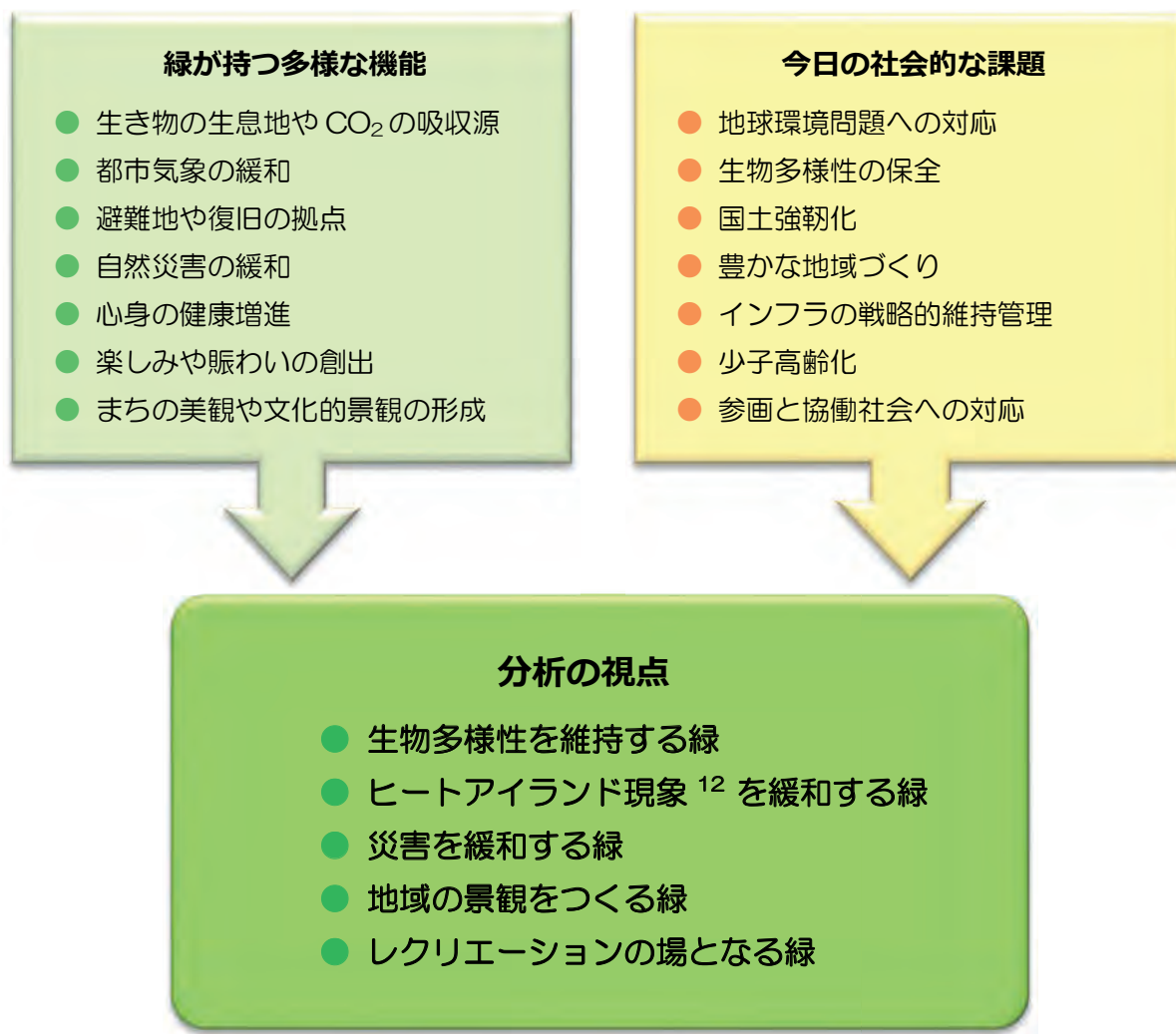


図 17 緑の分析の視点

10) 地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さのこと。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえます。この生物多様性の保護に関して、生物種、生態系および遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が平成 5（1993）年 12 月、157 カ国の締約によって発効しました。

11) 「インフラストラクチャー」の略。生活や産業などの経済活動を営む上で不可欠な社会基盤と位置づけられ、主な例としては、道路、鉄道、上下水道、電気、通信網、学校、病院、ダムなどが挙げられ、公園も含まれます。

12) 都市部の気温が郊外よりも高くなる現象。等温線を描くと、温度の高い地域が島のように盛り上がって見えることからこのように呼ばれるようになりました。住民の健康や生活、自然環境への影響、例えば夏季は熱中症の増加や不快さの増大、冬季は感染症を媒介する生物の越冬が可能になることが挙げられ、問題視されています。ヒートアイランド現象の原因としては、人工構造物の増大、緑や水面の減少、エネルギー使用の増大などがあげられます。

4-1 生物多様性を維持する緑

(1) 現況

- ① 本市では近年、自然の総量が大きく減少しています。

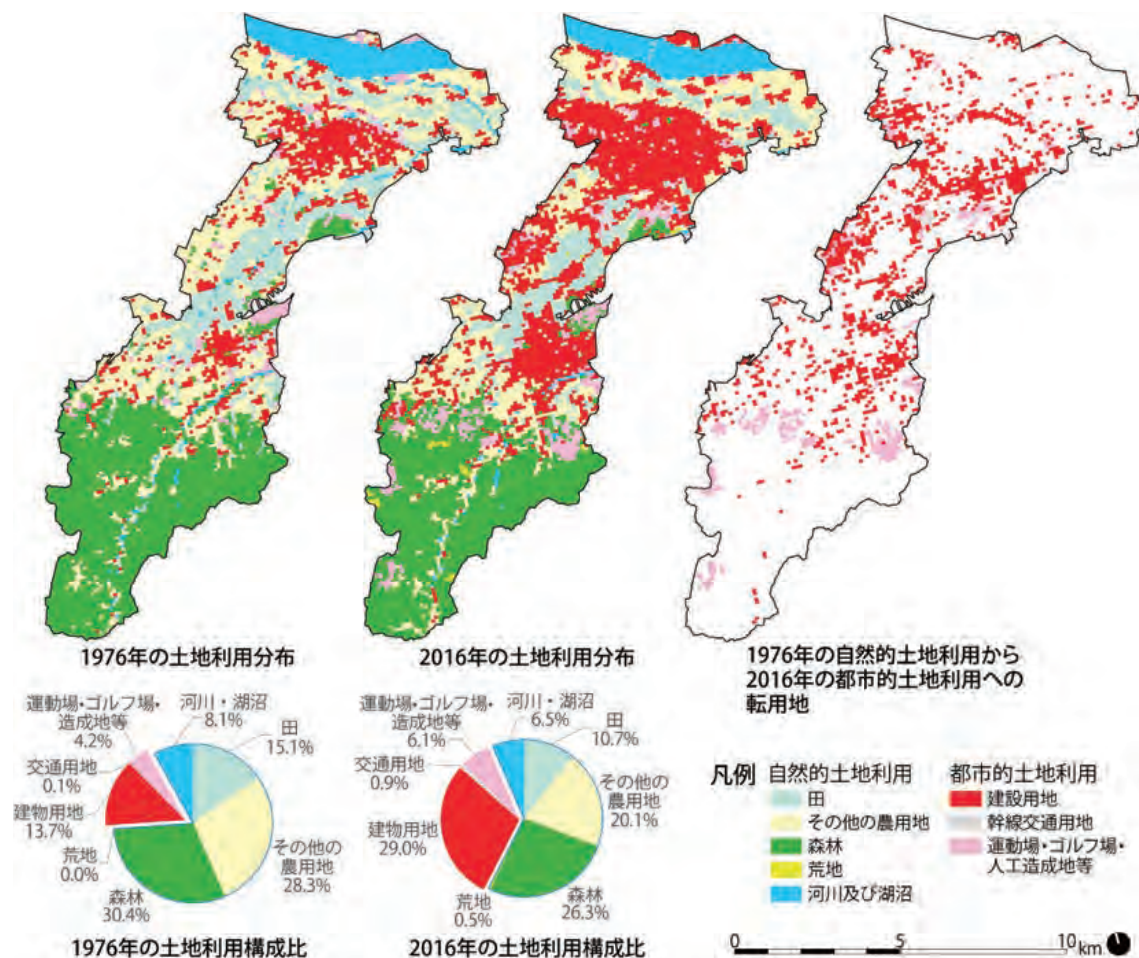


図 18 昭和 51（1976）年から平成 28（2016）年の土地利用の変遷図¹³

- ② 本市の生態系の頂点であるチュウヒ、ハヤブサ等の猛禽類の生息地や個体数の減少が危惧されます。

貴重な種として確認されるチュウヒ、ハヤブサ等について、市街地の増加や農地の減少等の環境変化に伴い、近年では生息地や個体数の減少が考えられます¹⁴。

本市で確認されるチュウヒ、ハヤブサ等の猛禽類は、地域の生態ピラミッドの最高位に位置する消費者でアンブレラ種とも言われます。

アンブレラ種が生育できる環境を保護することで、その傘下にあるほかの種の生育をも保全することができ、広い面積にわたる生物の多様性が保たれることになるという保全上の戦略的な考え方があります。

13) 国土数値情報土地利用細分メッシュデータを用いて作図。土地利用細分メッシュデータは、全国の土地利用の状況について、3 次メッシュ 1/10 細分区分（概ね 100m メッシュ）毎に、各利用区分（田、その他の農用地、森林、荒地、建物用地、幹線交通用地、湖沼、河川等）を整備したものです。都市計画基礎調査土地利用現況の数値と異なるのは、国土数値情報土地利用細分メッシュデータは、調査法が異なること、メッシュデータであり精度が異なるためです。土地利用構成比の合計が 100%にならないのは端数処理によるためです。

14) 本庄市環境基本計画（平成 30 年 3 月策定）より。

③ 生物生息地の骨格的な自然地が分布しています。

本市において優れた自然条件を有する場所を、生物多様性の核（コア）として位置付けつつ、野生生物の移動・分散を可能とするため、コアエリア間を生態的回廊（コリドー）で相互に連結させる「エコロジカル・ネットワーク」という考え方が重要と考えられています¹⁵。下図に示す場所が、本市の生物生息地の骨格的な自然地として考えられます。

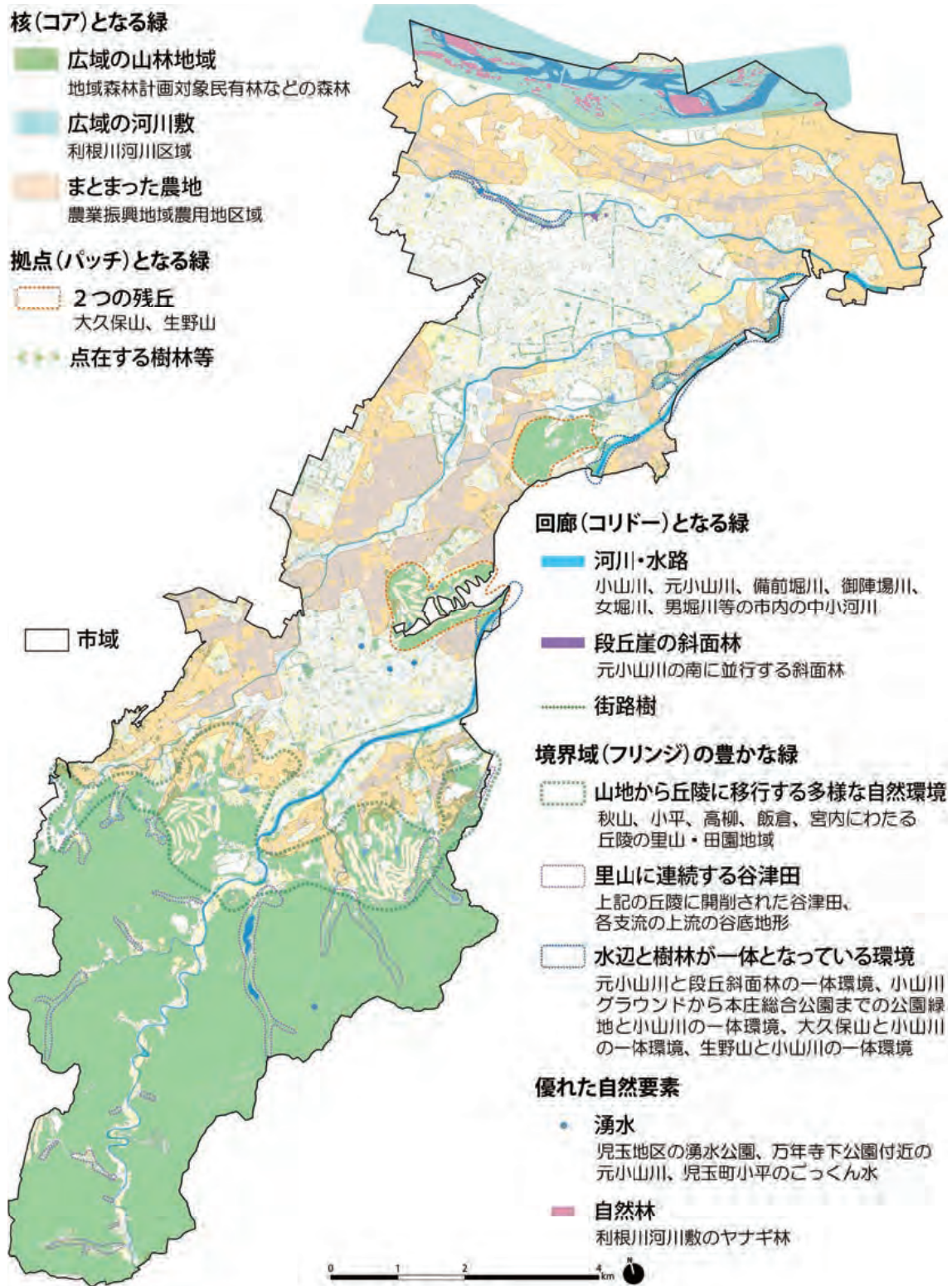


図 19 緑の分析図「生物生息空間を構成する緑の核・拠点・回廊」

15) 人と自然との美しい共生 エコロジカル・ネットワーク（2004 年、国土交通省河川局河川環境課）

- ④ 利根川にはヤナギ自然林や冠水性草原が、児玉の里山にはコナラ等を主体とする二次林など、良好な自然が分布しています。



図 20
利根川河川敷のヤナギ自然林、冠水性草原



図 21
クヌギやコナラ等の二次林
(ふるさとの森公園)

- ⑤ 市街化に伴う土地被覆の舗装化等により、平常時河川流量や湧水量が減少し、水辺の生物生息環境が悪化しています。

かつて若泉地区の段丘崖からの豊かな湧水がありましたが、市街化により雨水浸透が妨げられたことにより平常時の河川流量や湧水が減少しました。また、熊谷市の元荒川源流にしか生息していないムサシトミヨ（県指定天然記念物）は、かつての元小山川に生息していましたが、水質の悪化により昭和 30 年代ごろから生息が確認できていません¹⁶。



図 22
崖線下の湿地
(本庄ふるさとフラワーパーク)



図 23
ムサシトミヨ（出典：広報ほんじょう）

- ⑥ 市民アンケート調査における「緑のまちづくりへの参加実績、希望」の問いでは、清掃活動は比較的多いものの、里山活動・自然との触れ合いの機会が少ない状況です。

(2) 課題

- ・ 本市に残された生物の繁殖や採餌、移動経路となる緑を生物生息地の骨格的な自然地として効果的に保全していくことが必要です。
- ・ 湧水や湿地、自然林・自然草原など良好な自然地を保全することが必要です。
- ・ 緑に触れ学ぶ機会や情報の充実が必要です。

16) 本庄市環境基本計画（平成 30 年 3 月策定）より。

4-2 ヒートアイランド現象を緩和する緑

(1) 現況

① 近年、猛暑日が増加傾向にあり、ヒートアイランド現象が顕在化しています。

過去 40 年間の 30℃以上および 35℃以上の日数の推移から、真夏日や猛暑日の日数が増加傾向にあることがわかります。都市化によるコンクリート等の人工被覆面の増加、蒸散により気温を下げる効果のある樹林地の減少等が要因の一つと考えられます。猛暑日等が増えることで、熱中症リスクの増加、冷房に関わるエネルギー消費の増加が推察されます。

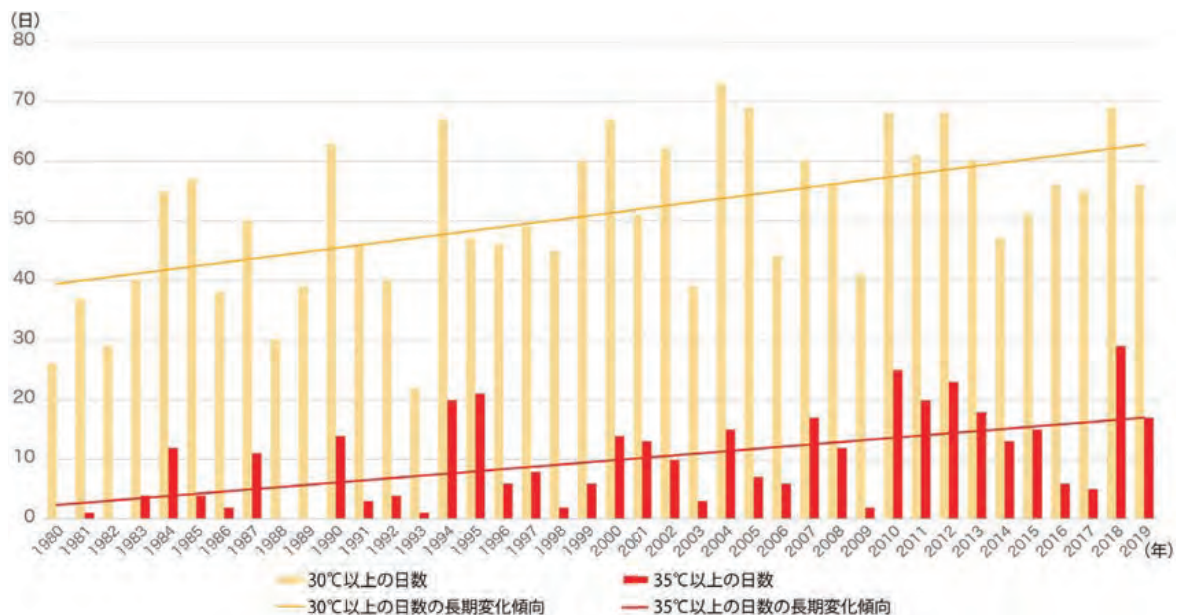


図 24 過去 40 年間の 30℃以上及び 35℃以上の日数の推移
(寄居観測所データを使用)

② まとまりのある樹林地等では、冷涼な空間が形成され、しみ出し効果によるヒートアイランド現象の抑制が期待されます。

夏期の高温期に、南部の山林地域や利根川の河川敷などの大規模な緑地では、地表面温度が比較的低い傾向が確認できます(次ページ図 25 参照)。また、大久保山や生野山、下真下付近や国道 17 号から北側の通称台町付近の水田地帯では、周囲の高温域に浮かぶ冷涼な空間(クールスポット)となっています。クールスポットを形成する緑地周辺では、冷涼な空気が周辺市街地に流れ出し、市街地を冷やすことが分かっており、緑地の存在が都市気象の緩和に重要な役割を果たしています。

表 6 冷涼な空間(クールスポット)を構成する緑

項 目	対象地
大きな低温域を構成する緑	南部の山林地域、利根川河川敷(特に水面が低温域を形成)
島状の低温域を構成する緑	大久保山や生野山の山林
	国道 17 号から北側の台町・久々宇・仁手・下仁手・牧西・滝瀬・都島・沼和田・東富田・入浅見・蛭川・下真下・吉田林・児玉・金屋・塩谷・秋山に分布するまとまった水田
線状の低温域を構成する緑	小山川と隣接する公園緑地、元小山川

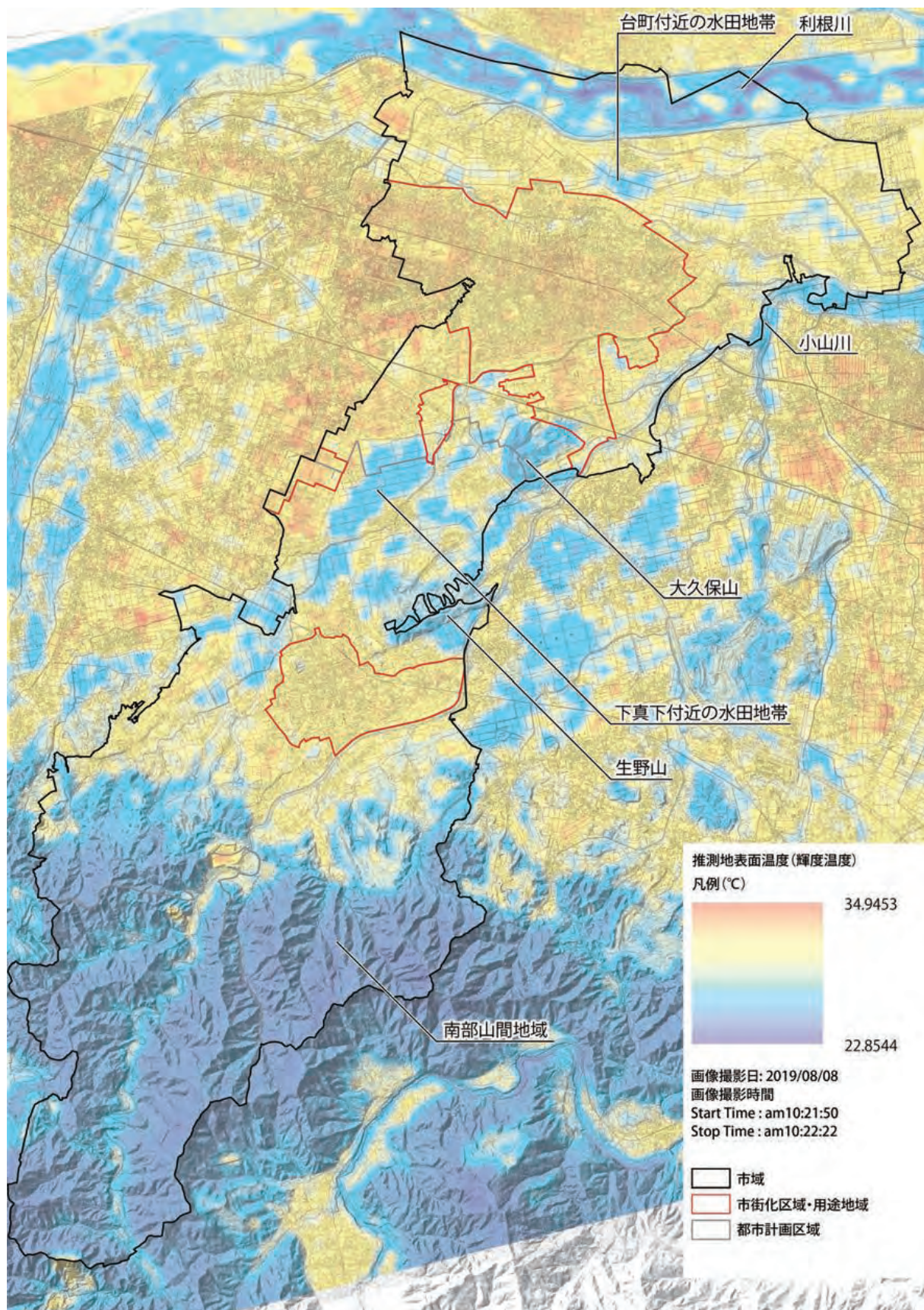


図 25 緑の分析図「推測地表面温度¹⁷⁾ 分布図(輝度温度)」

17) 推測地表面温度は、Landsat8 の熱赤外バンドで観測した地表の放射輝度から推測した地表面温度です。

③ 緑被の少ない中心市街地は、ヒートアイランド現象が顕著です。

本庄駅を中心とする地域では、高温域が形成され、ヒートアイランド現象が顕著です。緑化の少ない商業施設や学校グラウンドでは周囲と比べて輝度温度が高い結果となっています。

一方市街地に切れ込む小規模な水田や河川においては、相対的に低い温度域となっており、大規模に連続する緑でなくても地表面温度の低減効果があることが読み取れます。

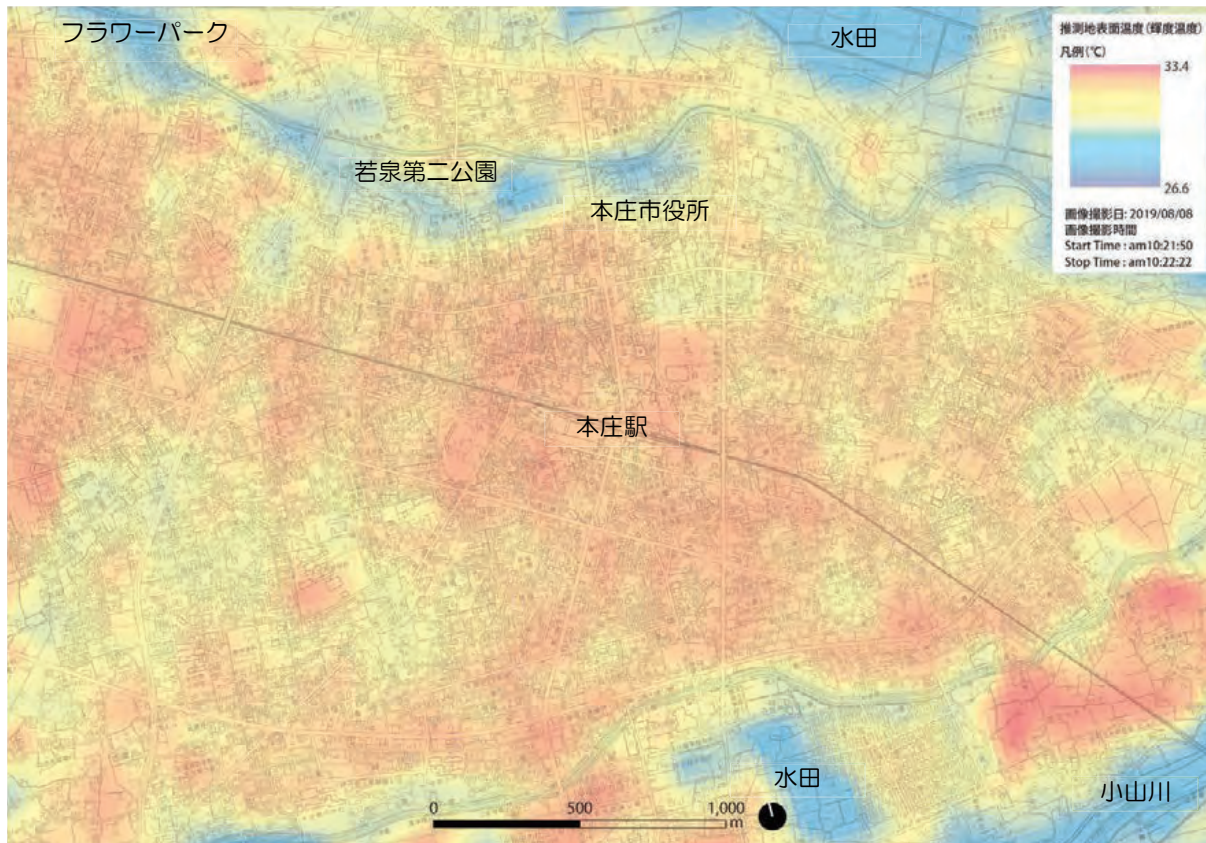


図 26 緑の分析図「推測地表面温度分布図（輝度温度）／本庄駅周辺市街地」

(2) 課題

- ・ 冷涼な空間（クールスポット）を形成する樹林地、河川、水田等の緑を保全していく必要があります。
- ・ 市街地では、地表面温度を下げる緑化を進める必要があります。

4-3 災害を緩和する緑

(1) 現況

① 農林地では、管理不足により、緑の育成や防災面に影響が生じています。

a. 農林業従事者の担い手不足等により、農林地の管理不足が進み、農林地の多面的な機能の低下が危惧されます。

平成 22（2010）年の総農家戸数は 2,022 戸、令和 2（2020）年は 1,249 戸と、少子化、農業従事者の高齢化による担い手不足により農家人口は減少傾向にあります¹⁸。そのため育林における管理不足や遊休農地の増加など、農林地の保水や土砂流出防備等の機能の低下が危惧されます。

b. 南部の山林地域は急傾斜地が分布します。

南部の山林地域には、急斜面地が広範囲に分布しています。一部区域には保安林や土砂災害警戒区域等が指定されています。

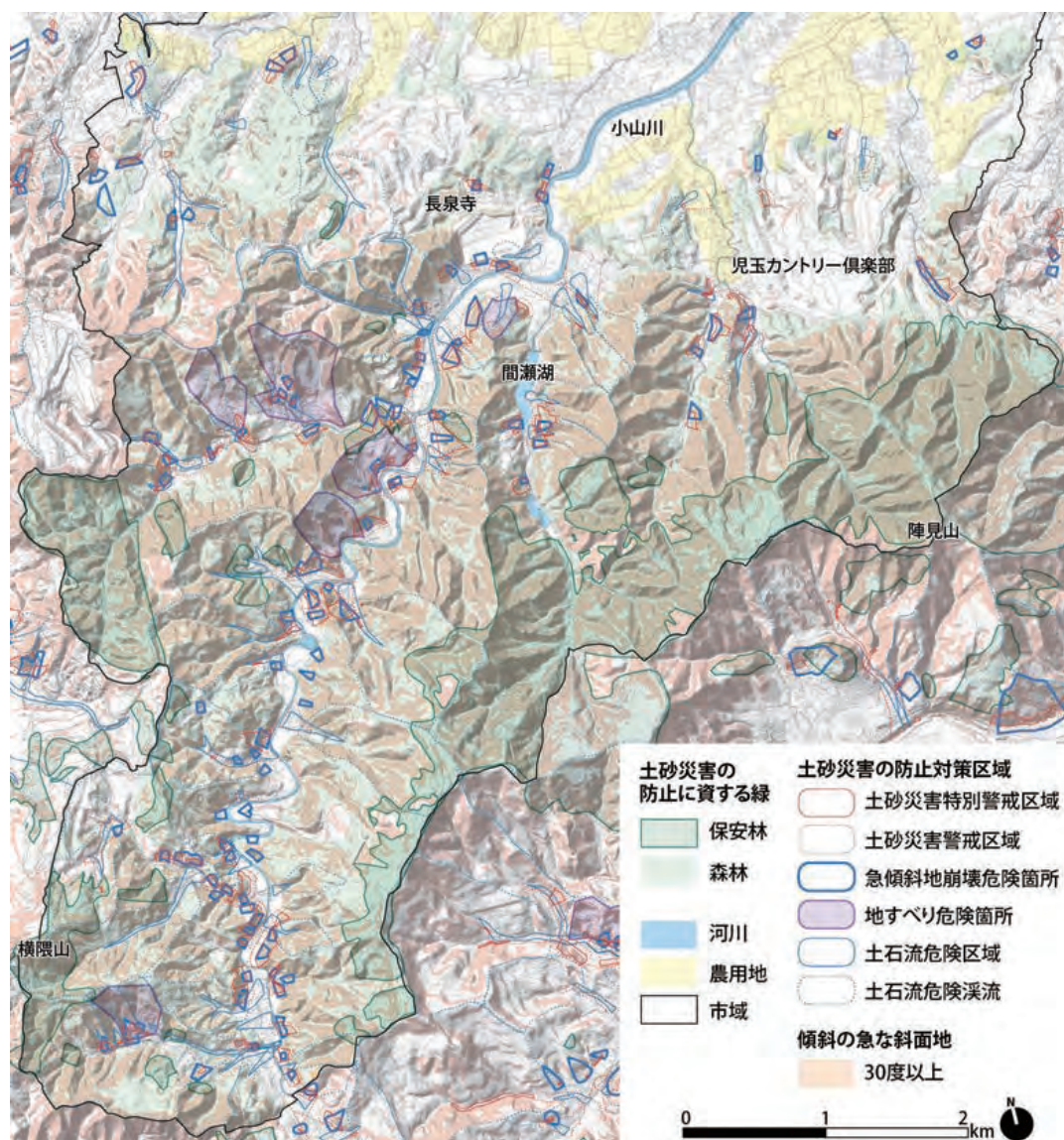


図 27 急斜面地の分布と土砂災害の防止に資する緑

18) 本庄市農業振興地域整備計画書（平成 25 年）、及び 2020 年農林業センサスより

② 市街化に伴う土地被覆の舗装化等により、降雨時の河川流量が増え、水害リスクが増加しています。

雨水の地下への浸透しやすさを昭和 51（1976）年と平成 28（2016）年で図化すると、市街地およびその周辺域において、浸透能の低下がみられ、洪水リスクが増していると考えられます。

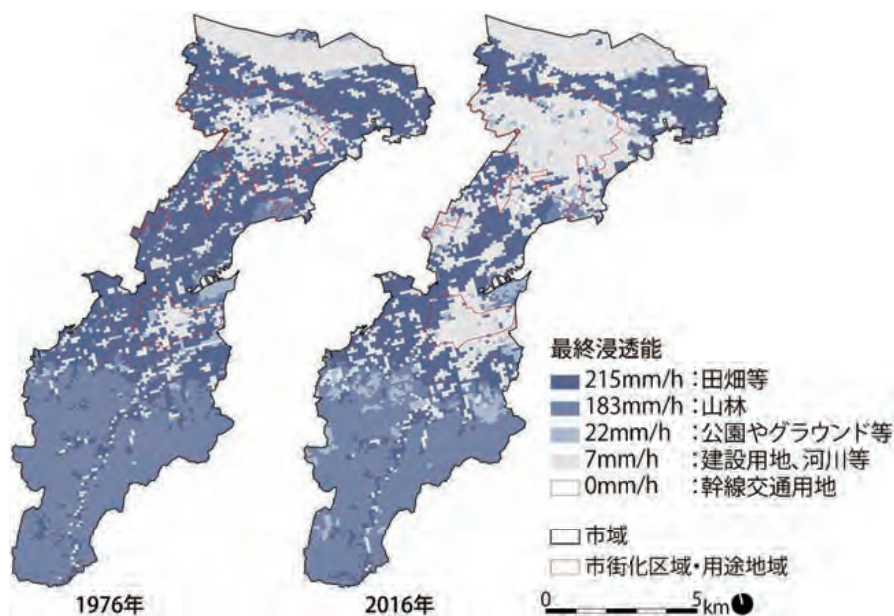


図 28 雨水の地下への浸透しやすさ（最終浸透能）の比較¹⁹

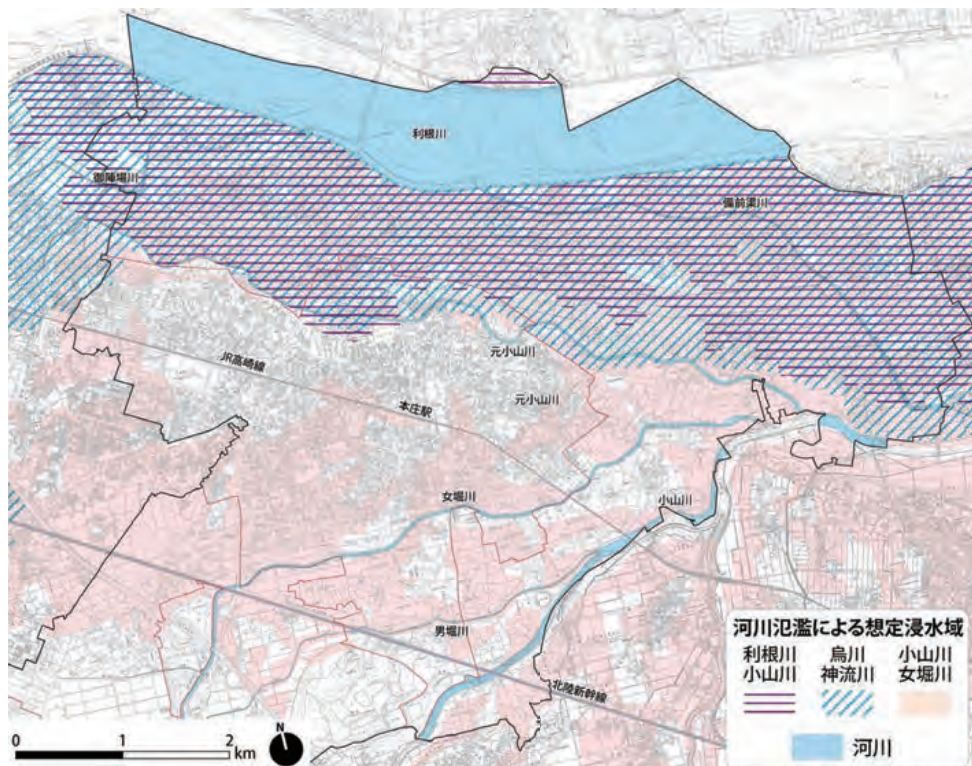


図 29 河川氾濫による想定浸水域²⁰

19) 図は既往研究における土地利用ごとの最終浸透能の値を、本市の 2 時期の土地利用図に当てはめ作成したものです。浸透能は、降雨初期に高い数値となり、その後徐々に減少し、最終的にほぼ一定値に漸近しますが、最終的に一定値に近づいたものを最終浸透能といいます。

20) 国土数値情報洪水浸水想定区域データを用いて作図しています。

③ 緑化された広幅員の道路、まち中の社寺地や学校等は、延焼遮断機能を有します。
また広い公園や学校グラウンドは避難場所として重要な役割を果たします。

本市では、避難者の安全を確保するため、指定緊急避難場所が指定²¹されています。避難場所以外にも緑化された広幅員の道路やまち中の社寺地や学校等の緑は延焼遮断機能を有し、災害に強いまちづくりに貢献します。

表 7 都市公園における指定緊急避難場所

若泉運動公園武道館	見福公園
本庄総合公園市民球場 (ケイアイスタジアム)	本庄総合公園体育館 (シルクドーム) ○
児玉総合公園体育館 (エコーピア) ○	観光農業センター (ふるさとの森公園)

○は指定避難所との重複

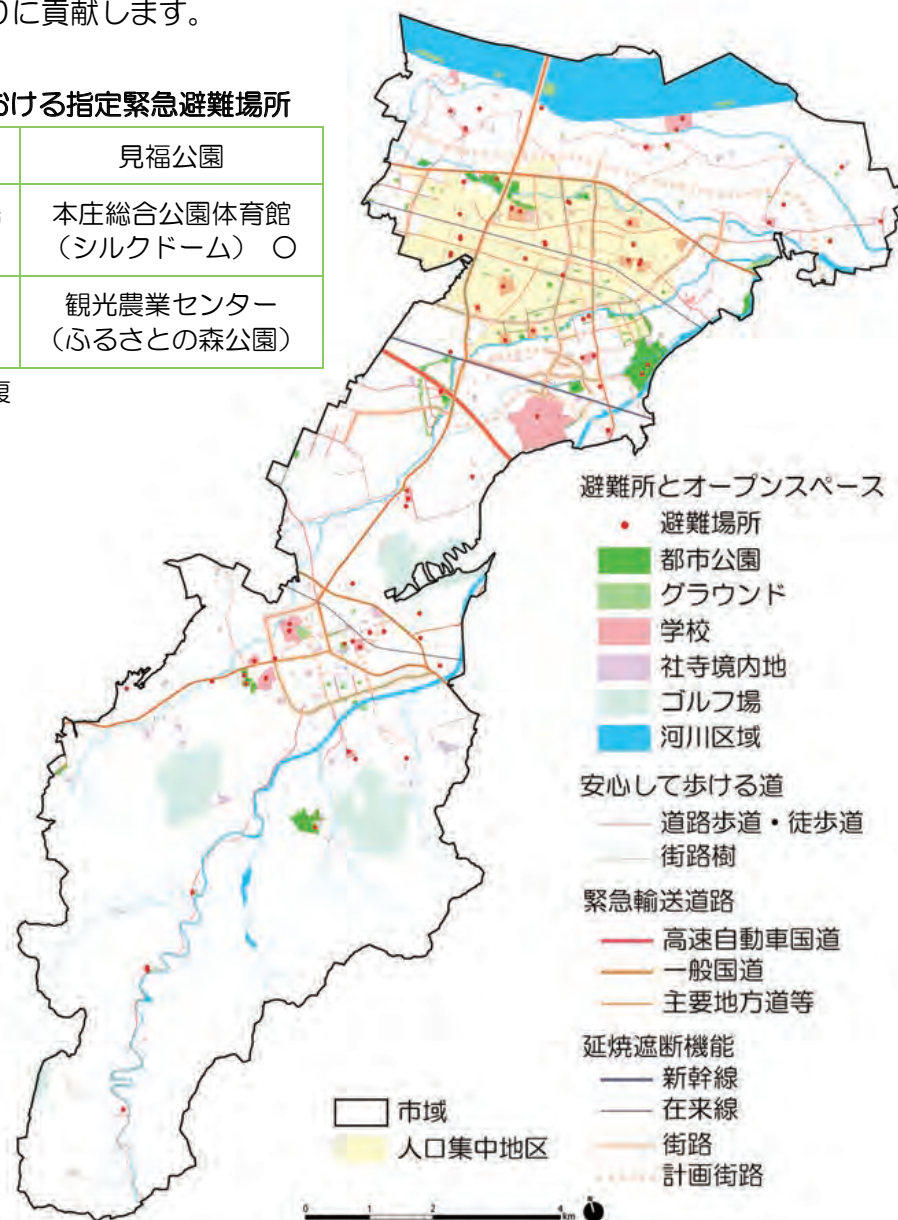


図 30 災害時の安全を確保する避難場所とオープンスペース

(2) 課題

- ・ 土砂災害や洪水から市民生活を守る山林や農地、都市公園や社寺境内地等の緑地を保全することが必要です。
- ・ 面的な治水対策として都市的土地利用における雨水浸透機能を改善する必要があります。
- ・ 地震や風水害などの災害に備え、今後のまちづくりでは延焼遮断機能を有する緑を守るとともに、防災機能の強化を図る必要があります。

21) 本庄市地域防災計画（平成 30 年 3 月）より

4-4 地域の景観をつくる緑

(1) 現況

- ① 里山や田園、旧街道や元小山川、社寺や古墳など、本市の歴史を今日に伝える景観資源が数多く分布しています。

ふるさとの景観を構成する緑には、農的な関わりによって維持されてきた里山や田園の景観のほか、旧街道、社寺や古墳など、本市の歴史を今日に伝える景観資源も数多く分布しています。

- ② 斜面林や屋敷林などの民有林は良好な景観を構成するものが多くあります。一方、管理に要する費用の補填等、保全支援を求める意見があります。
- ③ 街路樹は、まちの美観の向上や緑陰をつくるなど重要な役割を果たしていますが、植栽の管理や歩道の維持など管理上の問題が近年顕在化しています。
- ④ 巨木は、金鑽神社、城山稻荷神社等の社寺を中心とした 68 箇所 に点在しており、一部は文化財（天然記念物）に指定されているものもありますが、多くは保全策が講じられていません。

表 8 まちの景観を構成する面的・線的・点的な緑

	面	線	点
地形 眺望等	南部の山林景観 秋山、小平、高柳、飯倉、宮内にわたるなだらかな丘陵地景観 残丘（大久保山、生野山）	元小山川と段丘斜面林の一体景観 小山川と沿川公園緑地の一体景観 小山川と大久保山の一体景観 小山川と生野山の一体景観	丘陵に切れ込む谷津田 眺望点
河川・池	利根川河川敷	元小山川、女堀川、男堀川、備前渠用水路（備前堀）、御陣場川 等	ため池、湧水
田園 景観	台地の畑地等 市北部や女堀川沿い等の水田地帯		
公共施設 道路		街路樹のある道路	公園、学校の緑
歴史的 景観		中山道、鎌倉街道	社寺、古墳、巨木、屋敷林 歴史的建造物、集落景観

世界かんがい施設遺産に登録された備前渠用水路（備前堀）

用水路の開削から約 400 年を経過した現在も同じ流路で素掘水路区間が多く残っており、開削当時の面影を今に伝える歴史的にも貴重な用水路となっています。また、地下水の涵養、農村景観の維持、生態系の保全、洪水の防止などの多面的機能を有しています。



仁手地内



小和瀬地内

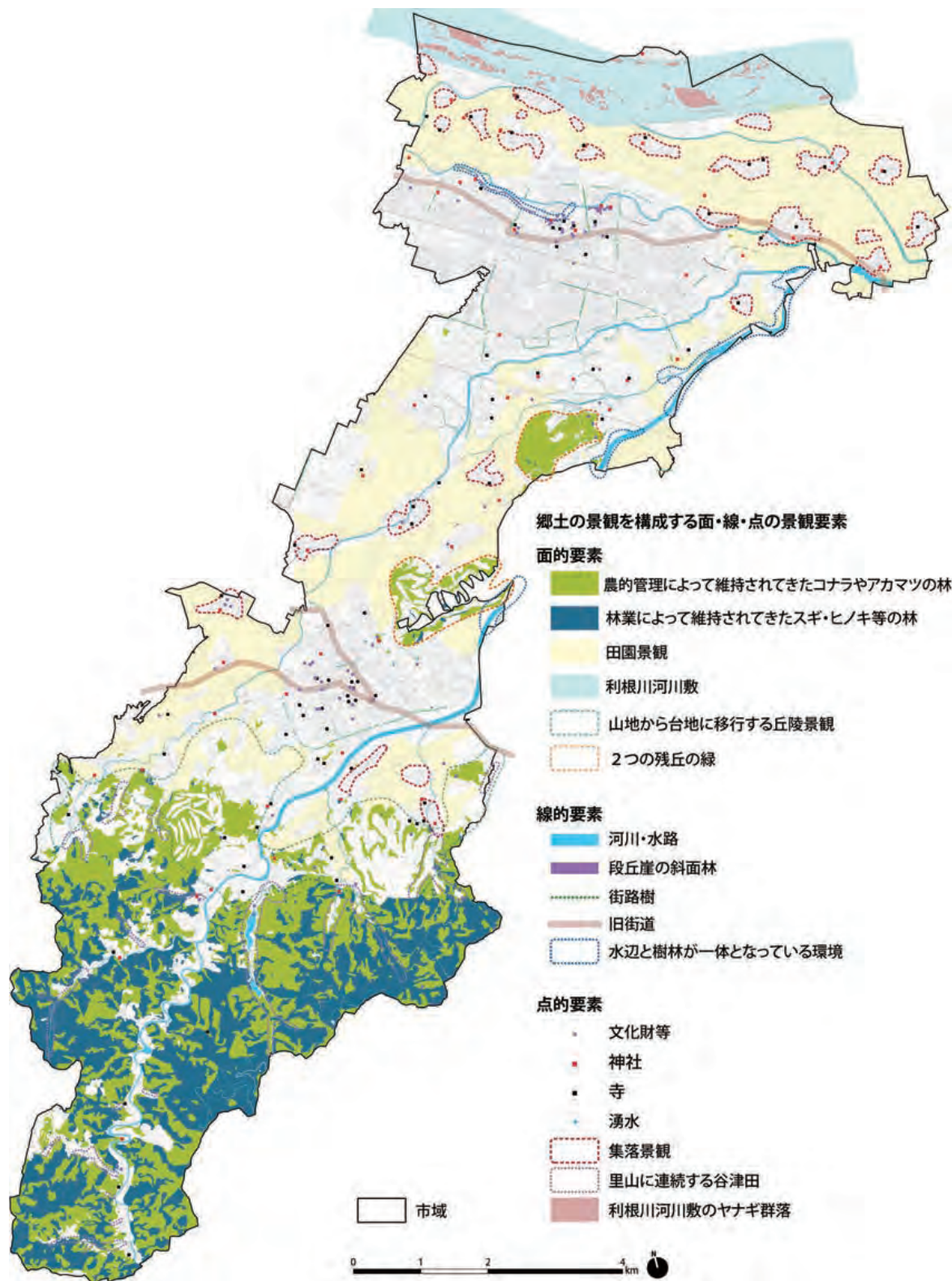


図 31 地域の景観を形成する緑

(2) 課題

- ・ 里山や田園の景観、社寺や古墳など本市の歴史を今日に伝える景観資源について、引き続き将来世代に引き継いでいくことが必要です。
- ・ 巨木・古木、まち中の民有林等は、保全策を講じる必要があります。
- ・ 道路緑化の今後のあり方について検討する必要があります。

4-5 レクリエーションの場となる緑

【公園の配置に係わる分析】

（1）現況

- ① 本市における身近な公園（住区基幹公園）は、着実に整備量が増えてきました。一方、多くの公園を抱える本市では維持管理コストの増大が大きな課題です。

本市の住区基幹公園の現況は、100箇所、面積 34.74ha で、市民一人あたり 4.45 $\text{m}^2/\text{人}$ となり、国 2.63 $\text{m}^2/\text{人}$ 、県 1.98 $\text{m}^2/\text{人}$ 、近隣住区モデルの標準面積 4.0 $\text{m}^2/\text{人}$ を上回る整備水準です。一方で、多くの公園で施設の老朽化が進み更新が必要な状況となり、財政的にも大きな課題となっています。

- ② 身近な公園が整備されていない区域があります。これらの区域と「レクリエーションが楽しめる公園緑地の満足度」が低い小学校区が一部重複しています。

市内には身近な公園の誘致圏から外れる区域が分布しています（図 33 のピンクの領域）。また、市民アンケート調査における「公園や緑地でレクリエーション活動が楽しめる」かの問いでは、全体的に評価が低く、特に「児玉小」「金屋小」「中央小」「本庄南小」「仁手小」の小学校区において評価が低い結果となりました。

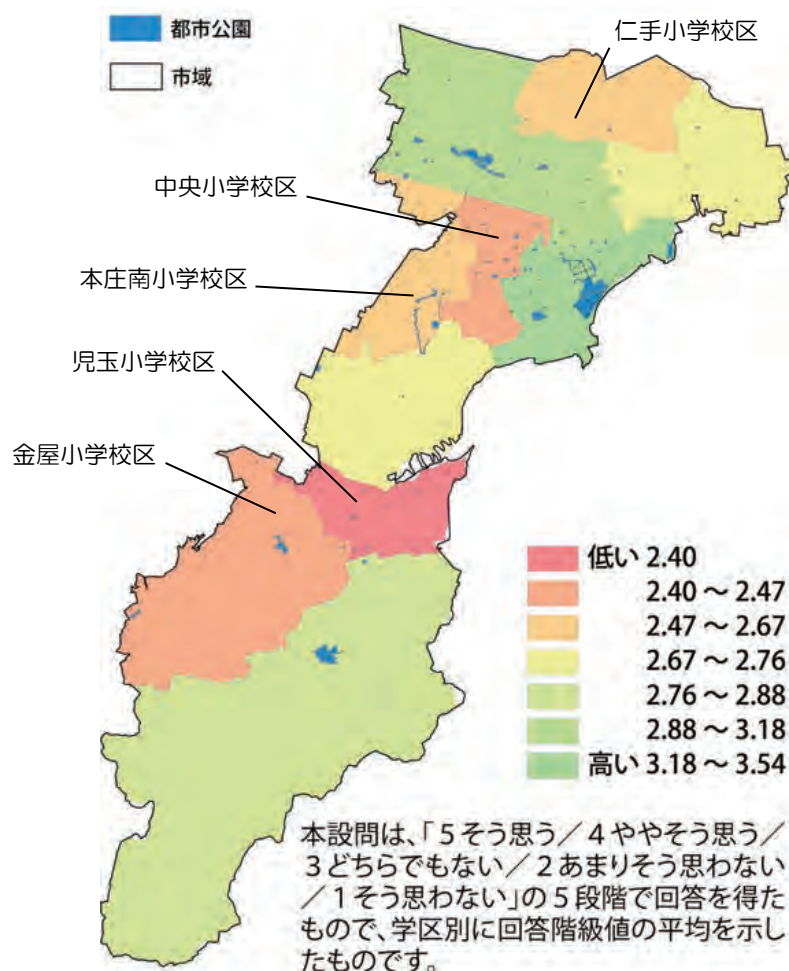


図 32 設問「公園や緑地でレクリエーション活動が楽しめる」の回答の小学校区別集計

表 9 身近な公園の誘致圏から外れる地区

項 目	対象区域
誘致圏から外れる地区	小島、小島南、東台、本庄、銀座、日の出、前原、栄、新都心、共栄、児玉、児玉2、八幡山、金屋 等
公園のない集落地	新井、沼和田、下仁手、上仁手、宮戸、下浅見、入浅見、上真下、秋山、塩谷 等

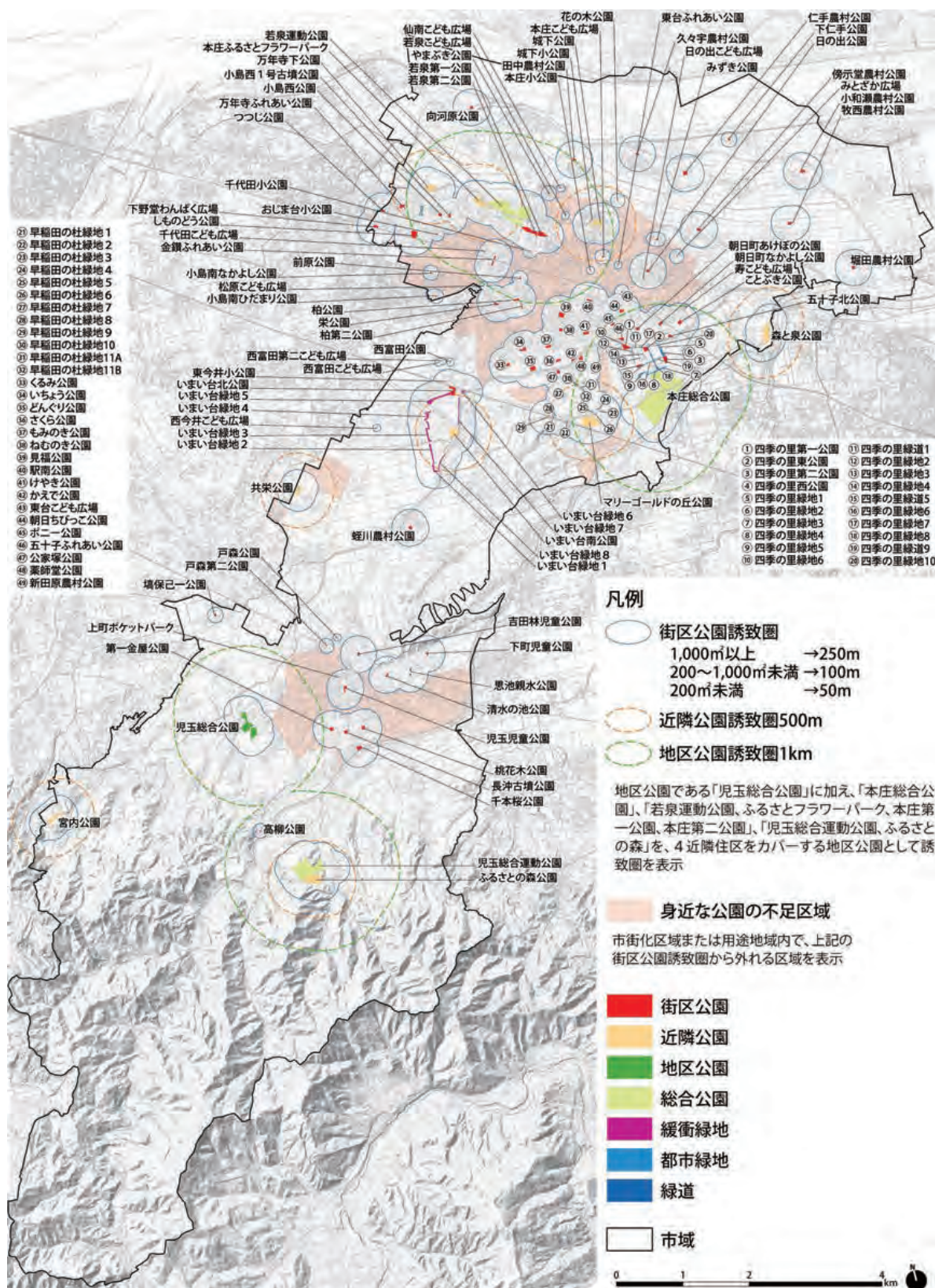


図 33 身近な公園の未整備区域の抽出

③ 本市は公園から連続する河川、校庭、社寺境内地など公園に準じる機能を持つ空間が多く存在します。

河川や社寺地など、公園の準じる機能をもつ空間を踏まえ公園の未整備区域を評価すると、公園未整備区域が大きく解消されます。しかしながら、小島南、本庄～東台、共栄、児玉等の地区において、依然身近な公園が不足する結果となりました。

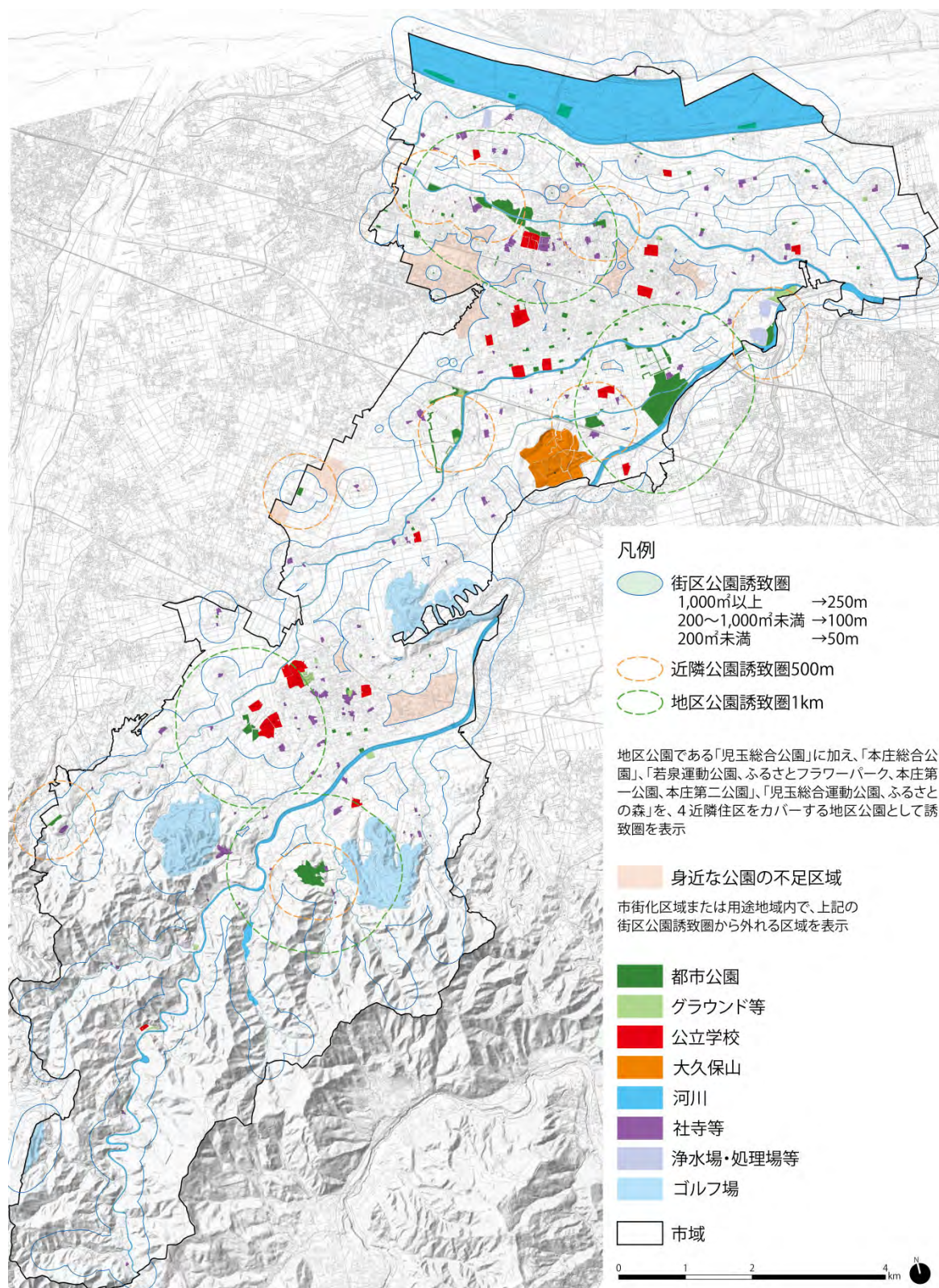


図 34 公園に準じる空間を含めた公園未整備区域の抽出

④ 今後の都市公園のあり方として、緑のストックの活用が求められています。

「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会（国土交通省、平成 26（2014）年 11 月設置）」では、都市公園をはじめとする緑とオープンスペースの新たな時代に向けた基本的考え方と施策の方向性が示されており、既存公園に加え公園に準じる施設を柔軟に連携させて、地域の公園サービスの拡充を図ることが期待されています。

（２）課題

- ・ 都市公園の充実と維持管理コストの削減の相対する課題に対応する必要があります。
- ・ 身近な公園の充足に対するニーズは高いが、公園分布の偏りや質的な問題により公園サービスが行き届かない区域が存在しています。
- ・ レクリエーション空間として河川や社寺地などの地域の緑のストックが活用されておらず、今後の活用が求められます。



児玉小学校校庭の芝生化
（本市は、小学校校庭の芝生化率が県内第 1 位（令和 2（2020）年 3 月 31 日現在）



身近な遊び場や共有空間として利用される社寺境内地（愛宕神社）

【公園の機能に係わる分析】

（１）現況

- ① 身近な公園における遊具の充実度が低い評価となり、特に子育て世代の評価が低い結果となりました。

市民アンケート調査における、近くの小規模公園を対象とした「安全に遊べる遊具が充実している」かの問いの回答では、「どちらでもない」と「そう思わない」がそれぞれ 20.4%となりました。また、有効回答のうち 51.4%が否定的評価となっています。無回答を除く回答の値の平均²²は、2.39 で、3 の「どちらでもない」を大きく下回る結果となりました。また、20 歳代から 40 歳代では否定的評価が他世代より多く、子育て世代の評価が低い傾向が明らかとなりました。

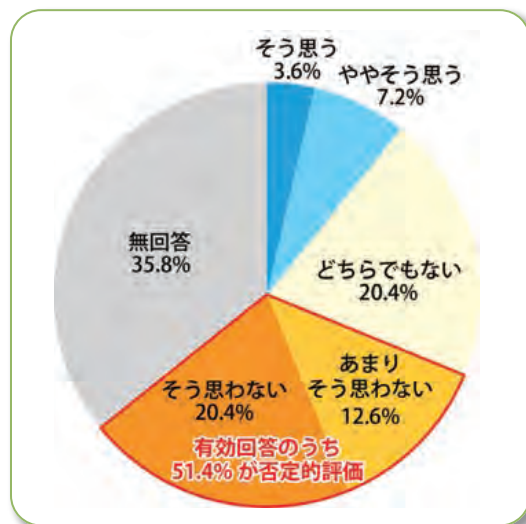


図 35
身近な公園を対象にした「安全に遊べる遊具が充実している」かの問いの回答

- ② 「できると良いと思う公園」の問いでは、40 歳代以下では「カフェや売店のある公園」「遊具が充実している公園」が、50 歳代以上では「散歩やジョギングを楽しむ公園」が多い結果となりました。

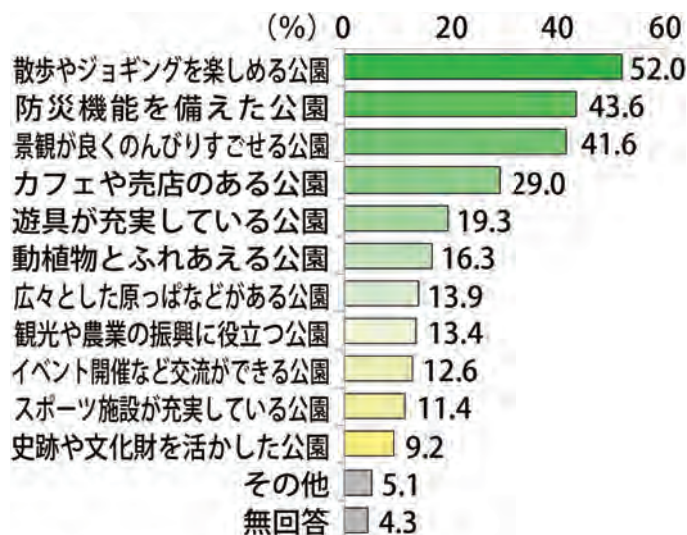


図 36 市民アンケート調査「できると良いと思う公園」の問いの回答結果（全世代）

22) アンケート調査の回答「そう思う：5」「ややそう思う：4」「どちらでもない：3」「あまりそう思わない：2」「そう思わない：1」の値の平均です。

- ③ 公園の利用度²³が低く、コミュニティの維持管理への関りが希薄な公園が存在しています。特に、工業団地周辺の公園、古墳公園のほか、狭小公園において利用度が低い傾向があります。

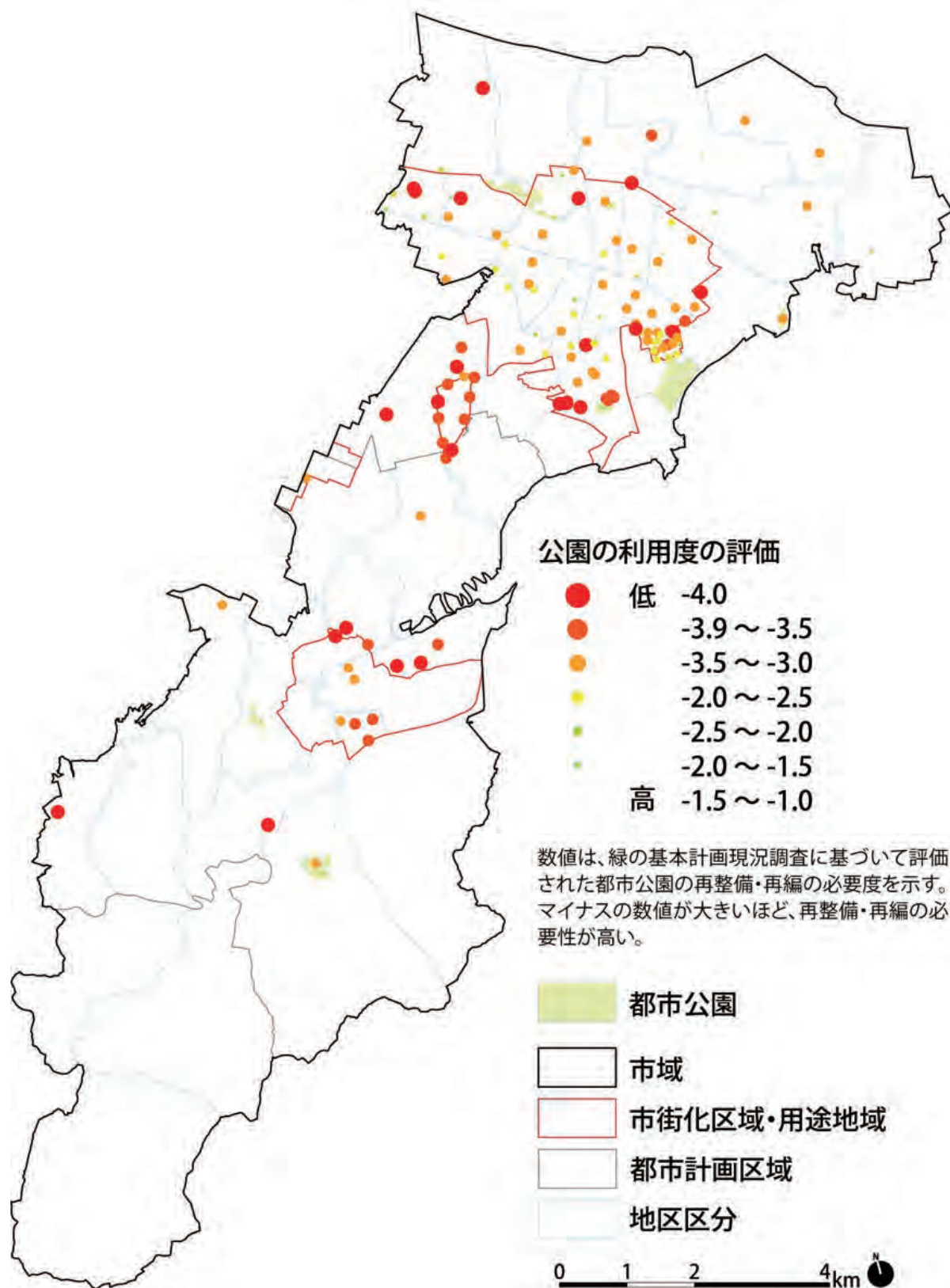


図 37 都市公園の利用度評価図

23) 公園の利用度は、緑の現況調査における「市民による維持管理への関わり」、「平時の利用度」、「イベント等の利用度」を得点化し、合算して評価したものです。

- ④ 本市では、整備から長期が経過している公園が多く存在しており、遊具や休憩施設の老朽化、植栽の過密化や劣化など、公園管理水準²⁴に個別の課題を有しています。

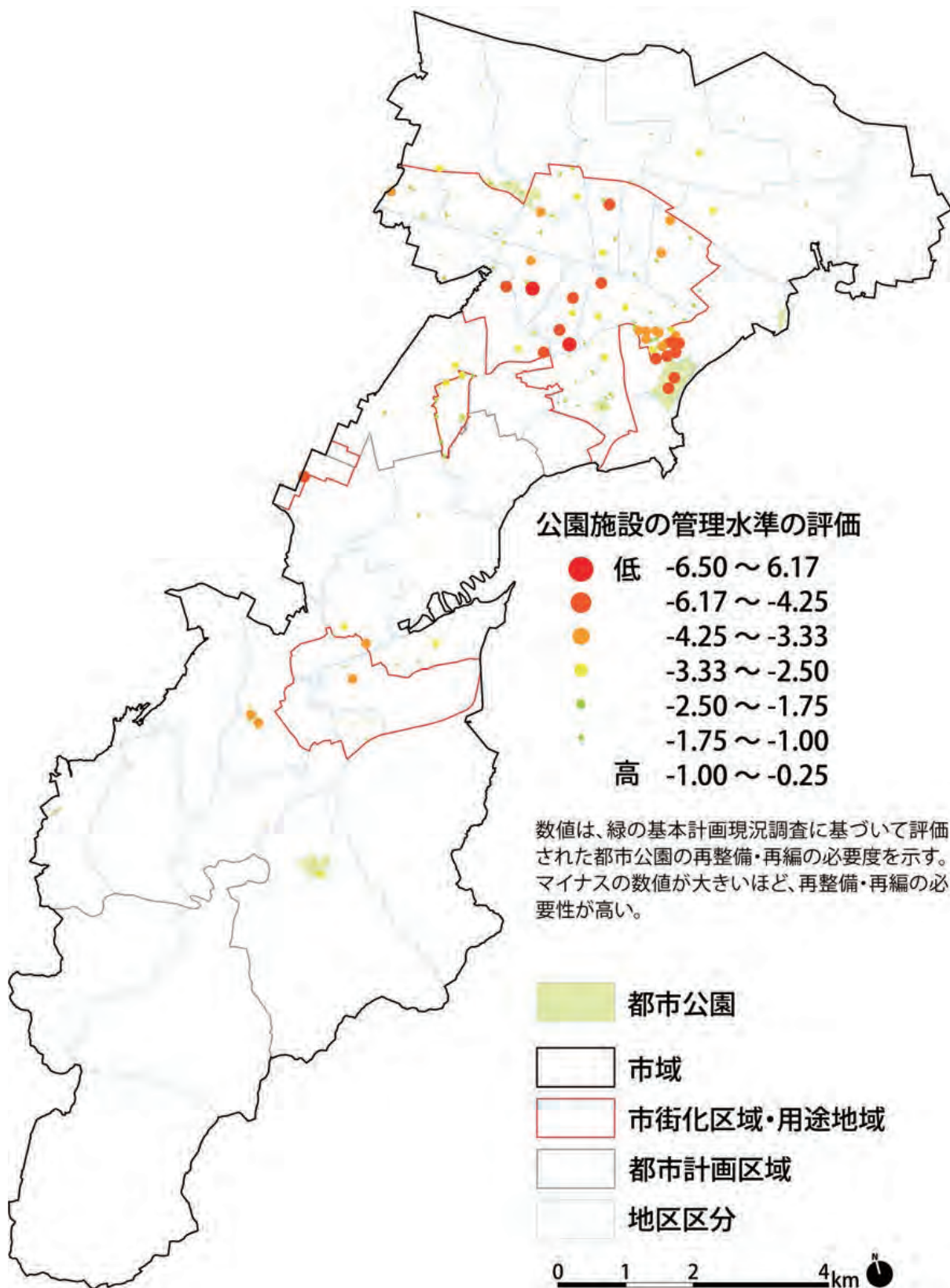


図 38 都市公園の管理水準評価図

24) 都市公園の管理水準は、緑の現況調査における「整備時期」「施設の疲労」「植栽の健全性」「利用を制約する過度の地割」等を得点化し、合算して評価しています。

- ⑤ 公園緑地分野における「今後優先すべき施策」に対する回答では、「街路や川沿いを緑化」に続いて、「本庄総合公園・若泉運動公園などの大きなレクリエーション空間を充実」、「身近な公園をリニューアル」が上位となりました。

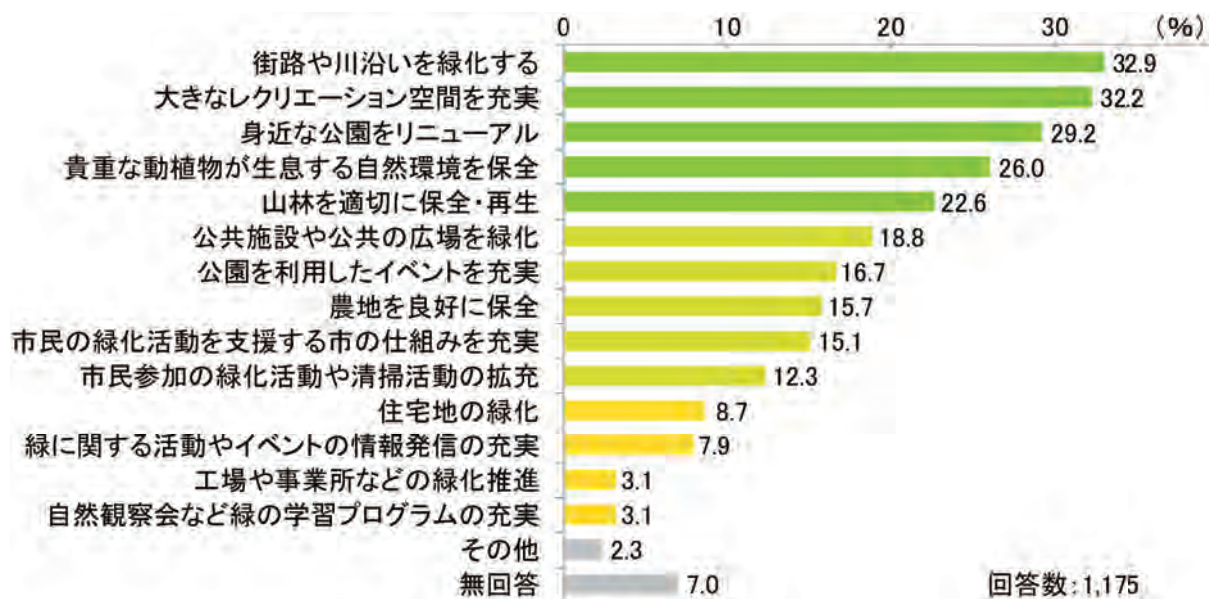


図 39 市民アンケート調査「公園・都市緑化行政における優先すべき施策」の問いの回答結果

(2) 課題

- ・ 健康維持の場、魅力的な休息の場など、市民ニーズに合わせた公園レクリエーション機能の配置を検討する必要があります。
- ・ 民間活力や地域コミュニティの積極的な参画による持続的な公園経営が求められます。
- ・ 利用度の低い公園、管理水準の低い公園を更新する必要があります。



本庄総合公園春まつり



せせらぎ広場（若泉運動公園）



芝生広場（本庄総合公園）



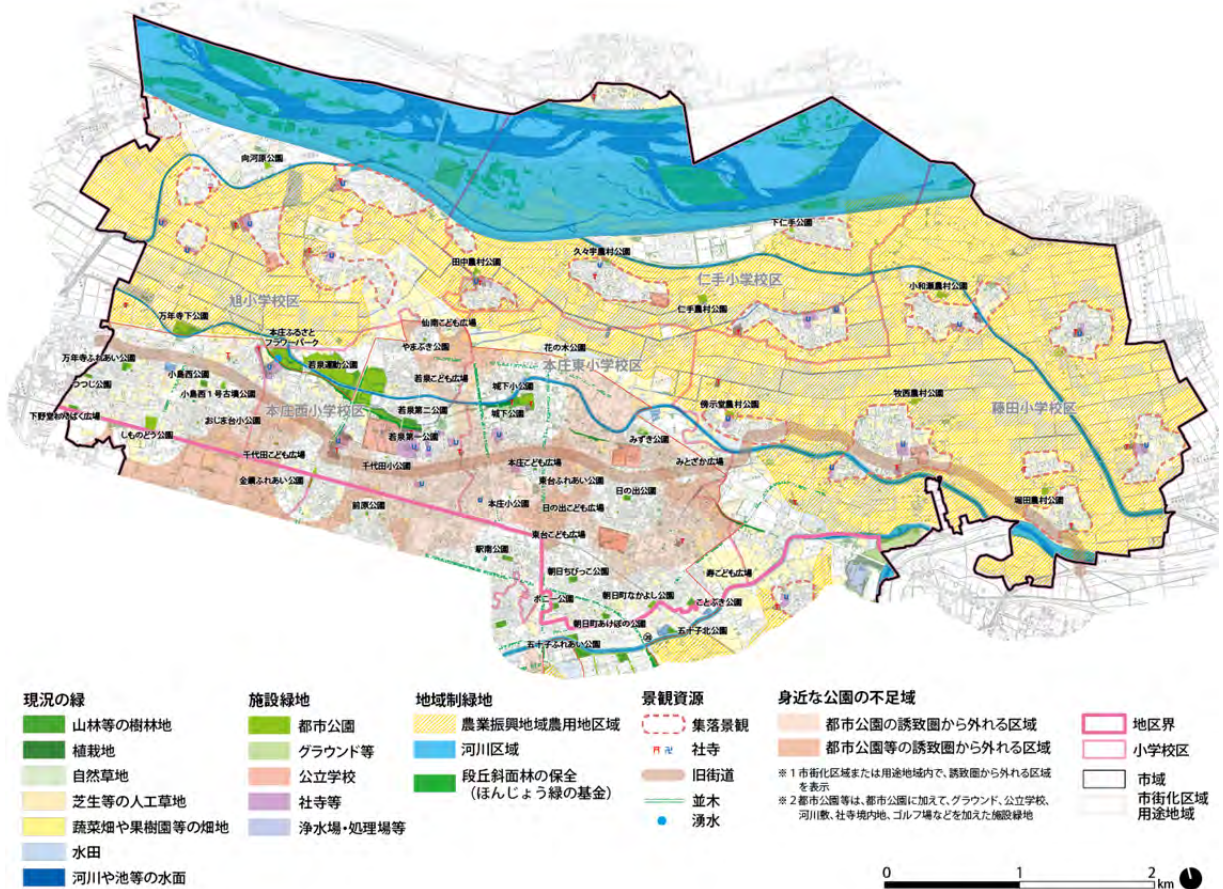
あじさいの小道（児玉町小平）
（NPO 法人ネットワークひがしこだいら提供）

5 地区特性による課題

本庄北地区			小学校区				
			旭	仁手	藤田	本庄西	本庄東
区域面積※1	2,350 ha		603 ha	513 ha	695 ha	176 ha	364 ha
人口※2	31,761 人		6,029 人	1,528 人	2,984 人	13,934 人	7,286 人
緑被率※3 (緑被面積／区域面積)	60.8%		62.0%	74.3%	72.0%	26.5%	33.2%
緑地率※4 (緑地面積／区域面積)	58.6%		60.6%	79.5%	73.5%	18.5%	16.9%
都市公園整備水準 (都市公園面積／人口)	6.4 m ² /人		5.5 m ² /人	6.0 m ² /人	2.0 m ² /人	2.1 m ² /人	17.3 m ² /人
市民アンケート調査※5	問 6 将来残しておきたい緑	最多回答	大規模公園の緑	大規模公園の緑	大規模公園の緑	大規模公園の緑	大規模公園の緑
		2 位	水辺	水辺	神社仏閣の緑	神社仏閣の緑	市街地に残る緑
		3 位	神社仏閣の緑	社寺の緑	水辺	身近な公園の緑 市街地に残る緑	身近な公園の緑 水辺、社寺の緑
	問 8-2 住まいの近くの緑に満足している		3.23	3.04	3.27	3.29	3.09
	問 8-5 公園等でレクリエーション活動が楽しめる		3.04	2.67	2.71	3.18	3.03
	問 12-1 ベンチなどの休憩施設が充実している		2.82	2.54	2.49	3.06	2.87
	問 12-2 安全に遊べる遊具が充実している		2.53	2.42	2.39	2.57	2.57
	問 12-10 身近な環境に公園がある		3.35	2.66	2.56	3.79	3.65
	問 18 公園・都市緑化 行政における 優先すべき施策	最多回答	大きなレク空間の 充実	自然環境保全	街路川沿いの 緑化	大きなレク空間 の充実	大きなレク空間 の充実
		2 位	街路川沿いの 緑化	街路川沿いの 緑化	身近な公園再生	街路川沿いの 緑化	自然環境保全
		3 位	身近な公園再生	大きなレク空間 の充実	大きなレク空間 の充実	身近な公園再生	身近な公園再生
機能別視点による地区特性	生物多様性を 維持する緑	エコロジカル ネットワーク 形成要素	【核】利根川の自然環境、北部の連坦する農地 【拠点】若泉運動公園などの公園、市街地や集落地のまとまった社寺林 【回廊】元小山川、女堀川、備前渠用水路、御陣場川、街路樹植栽路線 【境界域】元小山川の段丘斜面林の一体環境 【優れた自然】利根川の自然樹林・冠水性草原、段丘下の湿性環境（かつての湧水地）				
	ヒート アイランド現象を 緩和する緑		・本庄駅を中心とする地域では、高温域が形成され、ヒートアイランド現象が顕著 ・利根川河川敷や小山川、元小山川、久々宇・仁手・下仁手・牧西・滝瀬・都島・沼和田に 分布するまとまった水田がクールスポットを形成し、都市気象の緩和に重要な役割を果たす				
	災害を 緩和する緑		【土砂災害の防止緩和】段丘斜面林 【洪水被害の防止緩和】利根川河川敷、中小河川、水田や畑地等の農地、公園や学校等の オープンスペースにおける自然面、住宅地や商工業地における自然面 【延焼の防止緩和】元小山川、女堀川、段丘斜面林、市街地やその周辺の公園や学校等の オープンスペース・社寺境内地・幅員のある道路や鉄道敷、農地				
	地域の景観を 形成する緑		【面的要素】利根川の景観、北部の連坦する田園景観 【線的要素】元小山川と段丘斜面林の一体景観、女堀川、備前渠用水路（世界かんがい施設遺産）、御陣場川、緑化道路、旧中山道 【点的要素】公園、古墳、巨木、地域の神社仏閣、集落景観（屋敷林）、学校・公共施設・商工業地の植栽地				
	レクリエーション の場となる緑		【身近な公園不足域】本庄東小学校区・本庄西小学校区・旭小学校区の一部 【公園を補完する地域の緑のストック】利根川や小山川の河川敷、元小山川、本庄東小などの公立小学校校庭、集落の社寺境内地、調整池（みずき公園隣接地等） 【利用度の低い公園】向河原公園、若泉こども広場、花の木公園、寿こども広場など 【老朽化した施設のある公園】若泉第二公園など				

※1※3：GISに基づき面積を算出 ※2：平成27（2015）年都市計画基礎調査小調査区人口を用いて算出。小調査区が小学校区界で分割される場合は面積按分で人口を振り分け算出した。 ※4：縮尺 1/25000 緑地現況図を 300dpi にラスターライズし、緑地部分のピクセル数のカウントにより算出 ※5：数字は、設問の選択肢「そう思う5」「ややそう思う4」「どちらでもない3」「あまりそう思わない2」「そう思わない1」により回答された階級値の平均を示す。階級値の中央値は3。階級値平均が低くなるほど（評価が低いほど）赤みを帯びるようセルを着色。

地区現況図



【市街地】

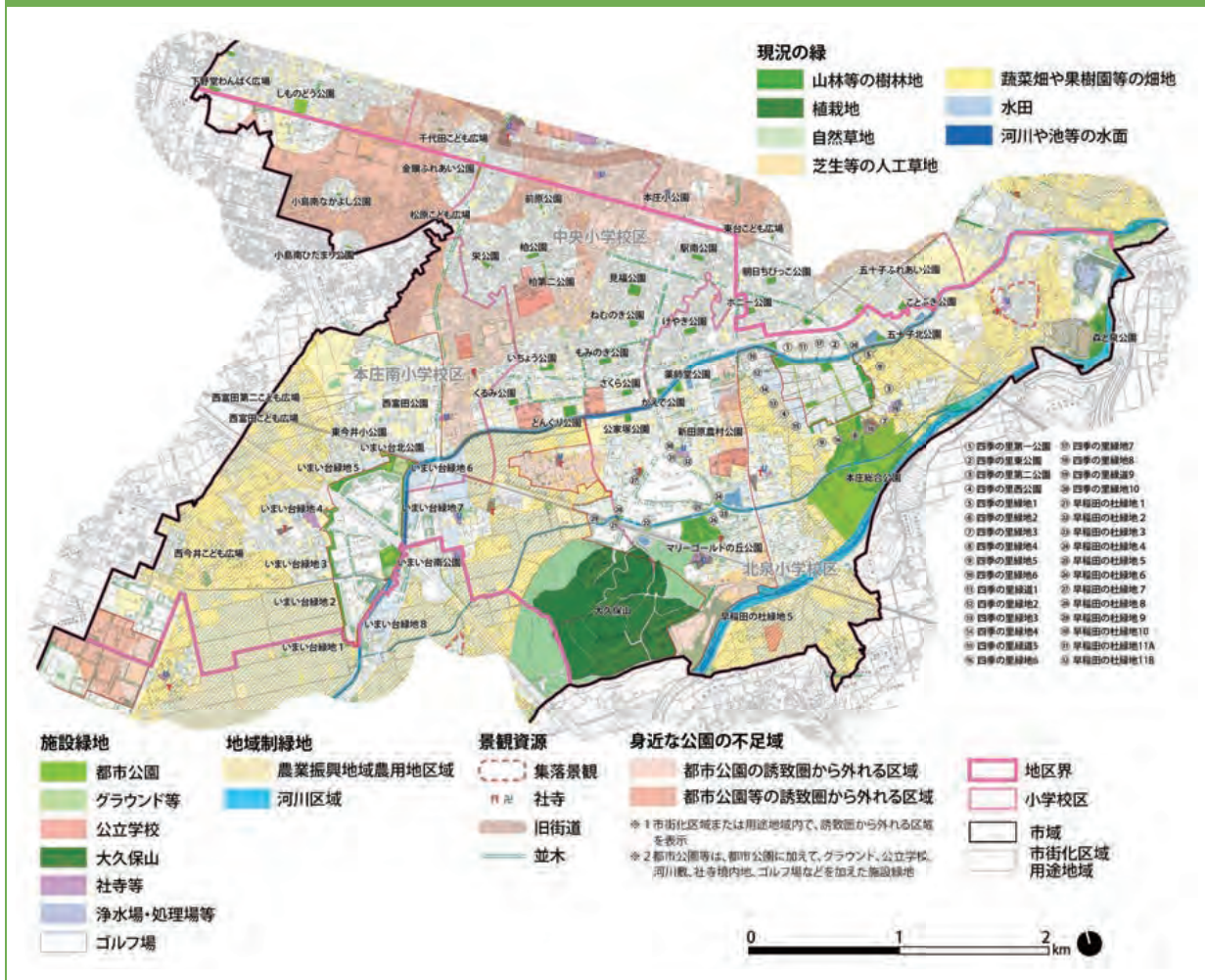
- 旭小学校区は、一部に公園不足域が存在するが、しものどう公園等の整備により充足しつつあります。
- 本庄西小学校区・本庄東小学校区は、若泉運動公園や若泉第一・第二公園といった本市の中核的公園がありますが、本庄駅北口周辺などに公園不足域があります。はにぽんプラザなどの公共施設、社寺境内地、元小山川といった緑のストックが充実しており、公園を補完するものとして利活用が望まれます。
- 本庄駅北口周辺では、緑化誘導や快適な歩行空間、広場の確保など、公民連携による取組が望まれます。
- ヒートアイランド現象の緩和や内水氾濫の防止などを図るため、緑化や雨水浸透機能の確保を公民連携で進める必要があります。

【市街地以外】

- 公園は少ないものの、公共施設や社寺境内地、利根川河川敷といった緑のストックが充実しており、公園を補完するものとして利活用が望まれます。子供の遊び場・お年寄りの健康づくりの場として遊具や休息施設の充実の検討が必要です。
- 連坦する農地や利根川は、緑の多面的な機能を有し、首都圏レベルのグリーンインフラとして重要な役割を果たしており、自然環境や農地の継続的な保全が必要です。
- 社寺境内地、巨木、屋敷林、「世界かんがい施設遺産」として登録された備前渠用水路など、地域で継承された緑が良好な景観を形成しており、保全が望まれます。

本庄南地区			小学校区		
			本庄南	中央	北泉
区域面積※ ¹	1,329ha		457 ha	337 ha	534 ha
人口※ ²	26,232 人		8,113	11,408	6,711
緑被率※ ³ (緑被面積／区域面積)	47.3%		43.7%	37.5%	56.5%
緑地率※ ⁴ (緑地面積／区域面積)	33.6%		28.7%	25.8%	42.8%
都市公園整備水準 (都市公園面積／人口)	15.3 ㎡/人		7.8 ㎡/人	3.0 ㎡/人	45.1 ㎡/人
市民アンケート調査※ ⁵	問 6 将来残しておきたい緑	最多回答	大規模公園の緑	大規模公園の緑	大規模公園の緑
		2 位	市街地に残る緑	市街地に残る緑	市街地に残る緑
		3 位	神社仏閣の緑	身近な公園の緑	身近な公園の緑
	問 8-2 住まいの近くの緑に満足している		2.81	3.05	3.64
	問 8-5 公園等でレクリエーション活動が楽しめる		2.67	2.47	3.54
	問 12-1 ベンチなどの休憩施設が充実している		2.69	2.70	2.93
	問 12-2 安全に遊べる遊具が充実している		2.48	2.52	2.46
	問 12-10 身近な環境に公園がある		2.84	3.55	4.16
	問 18 公園・都市緑化 行政における 優先すべき施策	最多回答	大きなレク空間の 充実	身近な公園再生	大きなレク空間の 充実
		2 位	身近な公園再生	大きなレク空間の 充実 自然環境保全	街路や川沿いの緑化
		3 位	街路や川沿いの 緑化		身近な公園再生
機能別視点による地区特性	生物多様性を 維持する緑	エコロジカル ネットワーク の形成要素	【核】女堀川沿いの連坦する農地 【拠点】大久保山、本庄総合公園、森と泉公園 【回廊】小山川、女堀川、男堀川、街路樹植栽路線 【境界域】小山川グラウンドから本庄総合公園までの公園緑地と小山川の一体環境、大久保山と小山川の一体環境 【優れた自然】大久保山のコナラ等による二次林		
	ヒートアイランド 現象を緩和する緑	・本庄駅を中心とする地域では、高温域が形成され、ヒートアイランド現象が顕著 ・大久保山の山林、小山川、女堀川沿いに分布するまとまった水田が、クールスポットを形成し、都市気象の緩和に重要な役割を果たしている			
	災害を 緩和する緑	【土砂災害の防止緩和】大久保山 【洪水被害の防止緩和】小山川、その他の中小河川、水田や畑地等の農地、公園や学校等のオープンスペースにおける自然面、住宅地や商工業地における自然面 【延焼の防止緩和】女堀川、男堀川、市街地やその周辺の公園や学校等のオープンスペース・社寺境内地・幅員のある道路や鉄道敷、農地			
	地域の景観を 形成する緑	【面的要素】大久保山、女堀川沿いの連坦する田園景観 【線的要素】小山川と川沿いの公園緑地や大久保山との一体景観、女堀川、男堀川、緑化道路 【点的要素】公園、巨木、地域の神社仏閣、集落景観（屋敷林）、学校・公共施設・商工業地の植栽地			
	レクリエーション の場となる緑	【身近な公園不足域】小島南など本庄南小学校区の一部 【公園を補完する地域の緑のストック】小山川の河川敷、女堀川、男堀川、本庄南小などの公立小学校校庭、社寺境内地 【利用度の低い公園】東今井小公園、西今井こども広場、かえで公園など（緩衝緑地や早稲田駅周辺の小公園を除く） 【老朽化した施設のある公園】柏第二公園、さくら公園、栄公園、どんぐり公園、もみのき公園、見福公園、駅南公園、四季の里内の一部の公園など			

地区現況図



【市街地】

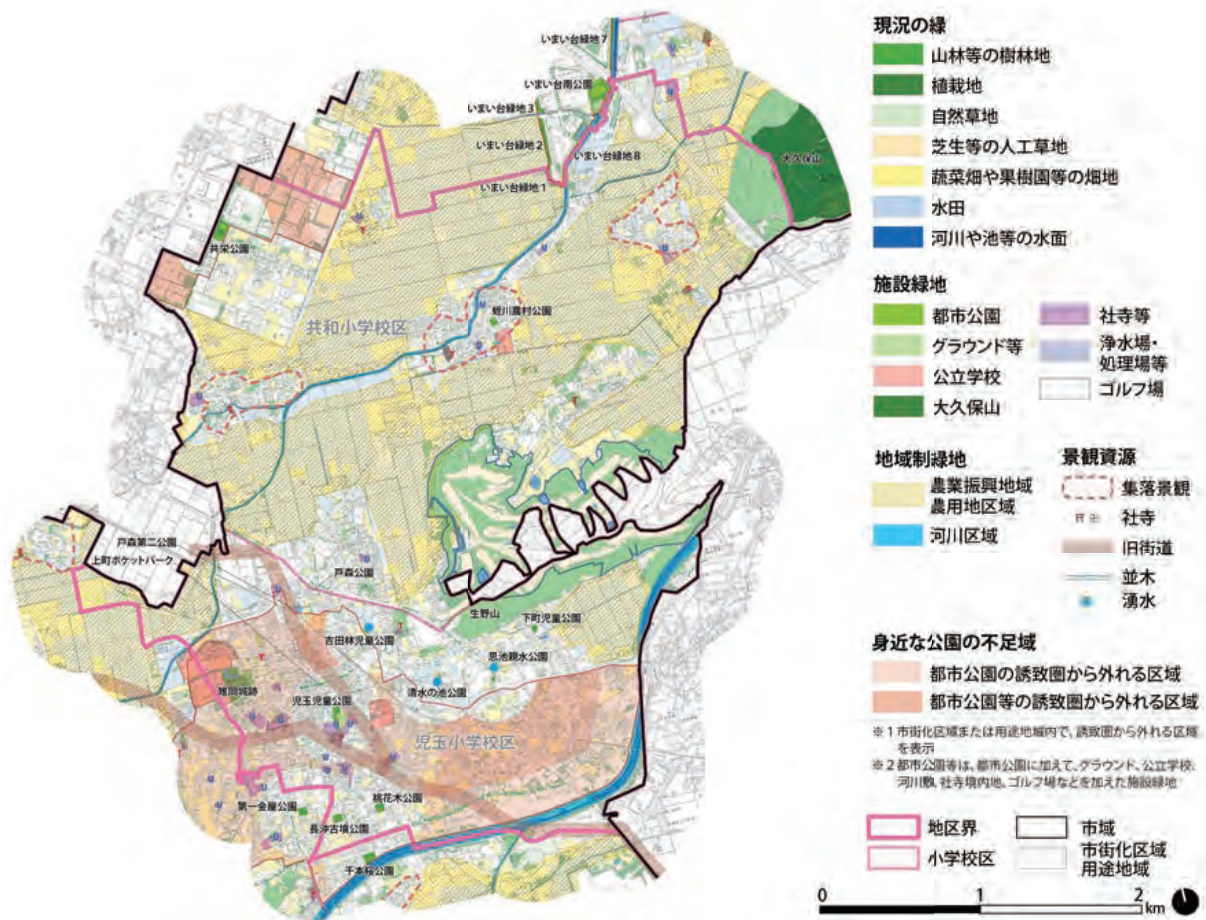
- 本庄南小学校区の小島南をはじめ一部に公園不足域が存在するため、今後の公共施設の再編・再整備において、身近なレクリエーション空間の充実が望まれます。また、にぎわいと安心して暮らせる住み良いまちの実現に向け、緑化誘導や歩車共存の動線の確保など、公民連携による取組が望まれます。
- 本地区では、主要な公園等が、女堀川、男堀川、小山川により空間的に繋がっています。健康まちづくりの視点から、このような緑地の配置上の利点を活かし、河川敷への散歩道等の整備による公園と河川のネットワーク化が望まれます。
- 整備後長期が経過している公園では、老朽化や利用ニーズとの乖離、成長した植栽によるトラブルといった問題を有する公園があることから、公園の再整備・再編が望まれます。
- ヒートアイランド現象の緩和や内水氾濫の防止などを図るため、緑化や雨水浸透機能の確保を公民連携で進める必要があります。

【市街地以外】

- 公共施設や社寺境内地といった緑のストックは、公園を補完するものとして、利活用が望まれます。利用度の低い狭小公園は、施設の見直しや近くの公園との統合、コミュニティの結びつきの強化などの検討が望まれます。
- 大久保山は、地域景観を形成するランドマーク及びエコロジカルネットワークの拠点として、一体的で継続的な保全が必要です。
- 連坦する農地は、緑の多面的な機能を有し、グリーンインフラとして重要な役割を果たしており、自然環境や農地の継続的な保全が必要です。

児玉北地区			小学校区	
			共和	児玉
区域面積※ ¹	1,216ha		790 ha	426 ha
人口※ ²	11,535 人		4,082 人	7,453 人
緑被率※ ³ (緑被面積／区域面積)	59.5%		69.7%	40.7%
緑地率※ ⁴ (緑地面積／区域面積)	44.7%		57.6%	20.6%
都市公園整備水準 (都市公園面積／人口)	2.0 m ² /人		2.4 m ² /人	1.7 m ² /人
市民アンケート調査※ ⁵	問 6 将来残しておきたい緑	最多回答	市街地に残る緑	水辺の緑
		2 位	大規模公園の緑	市街地に残る緑
		3 位	水辺の緑	里山の緑
	問 8-2 住まいの近くの緑に満足している		3.77	3.22
	問 8-5 公園等でレクリエーション活動が楽しめる		2.76	2.40
	問 12-1 ベンチなどの休憩施設が充実している		2.72	2.86
	問 12-2 安全に遊べる遊具が充実している		2.54	2.30
	問 12-10 身近な環境に公園がある		2.79	3.20
	問 18 公園・都市緑化 行政における 優先すべき施策	最多回答	山林の保全再生	身近な公園再生
		2 位	農地の保全	街路や川沿いの緑化
3 位		大きなレクリエーション 空間の充実	自然環境の保全	
機能別視点による地区特性	生物多様性を 維持する緑	エコロジカル ネットワーク の形成要素	【核】女堀川沿いの連坦する農地 【拠点】大久保山、生野山 【回廊】小山川、女堀川、男堀川、街路樹植栽路線 【境界域】生野山と小山川の一体環境 【優れた自然】思池親水公園・清水の池公園・吉田林児童公園の湧水	
	ヒートアイランド 現象を緩和する緑	・大久保山や生野山の山林、小山川、浅見・蛭川・真下・吉田林・児玉に分布するまとまった水田が、クールスポットを形成し、都市気象の緩和に重要な役割を果たしている。		
	災害を 緩和する緑	【土砂災害の防止緩和】大久保山、生野山 【洪水被害の防止緩和】小山川、その他の中小河川、水田や畑地等の農地、公園や学校等のオープンスペースにおける自然面、住宅地や商工業地における自然面 【延焼の防止緩和】女堀川、男堀川、市街地やその周辺の公園や学校等のオープンスペース・社寺境内地・幅員のある道路や鉄道敷、農地		
	地域の景観を 形成する緑	【面的要素】大久保山、生野山、女堀川沿いの連坦する田園景観 【線的要素】小山川千本桜、小山川及び生野山の一体景観、女堀川、男堀川、緑化道路、旧鎌倉街道 【点的要素】雉岡城跡、公園、湧水公園、古墳、巨木、地域の神社仏閣、集落景観（屋敷林）、ため池、学校・公共施設・商工業地の植栽地		
	レクリエーション の場となる緑	【身近な公園不足域】児玉小学校区の一部 【公園を補完する地域の緑のストック】小山川の河川敷、女堀川、男堀川、児玉小などの公立小学校校庭、社寺境内地 【利用度の低い公園】戸森第二公園、戸森公園、清水の池公園、思池親水公園、吉田林児童公園、下町児童公園、長沖古墳公園、桃花木公園など 【老朽化した施設のある公園】児玉児童公園、吉田林児童公園など		

地区現況図



地区特性による主な課題

【市街地】

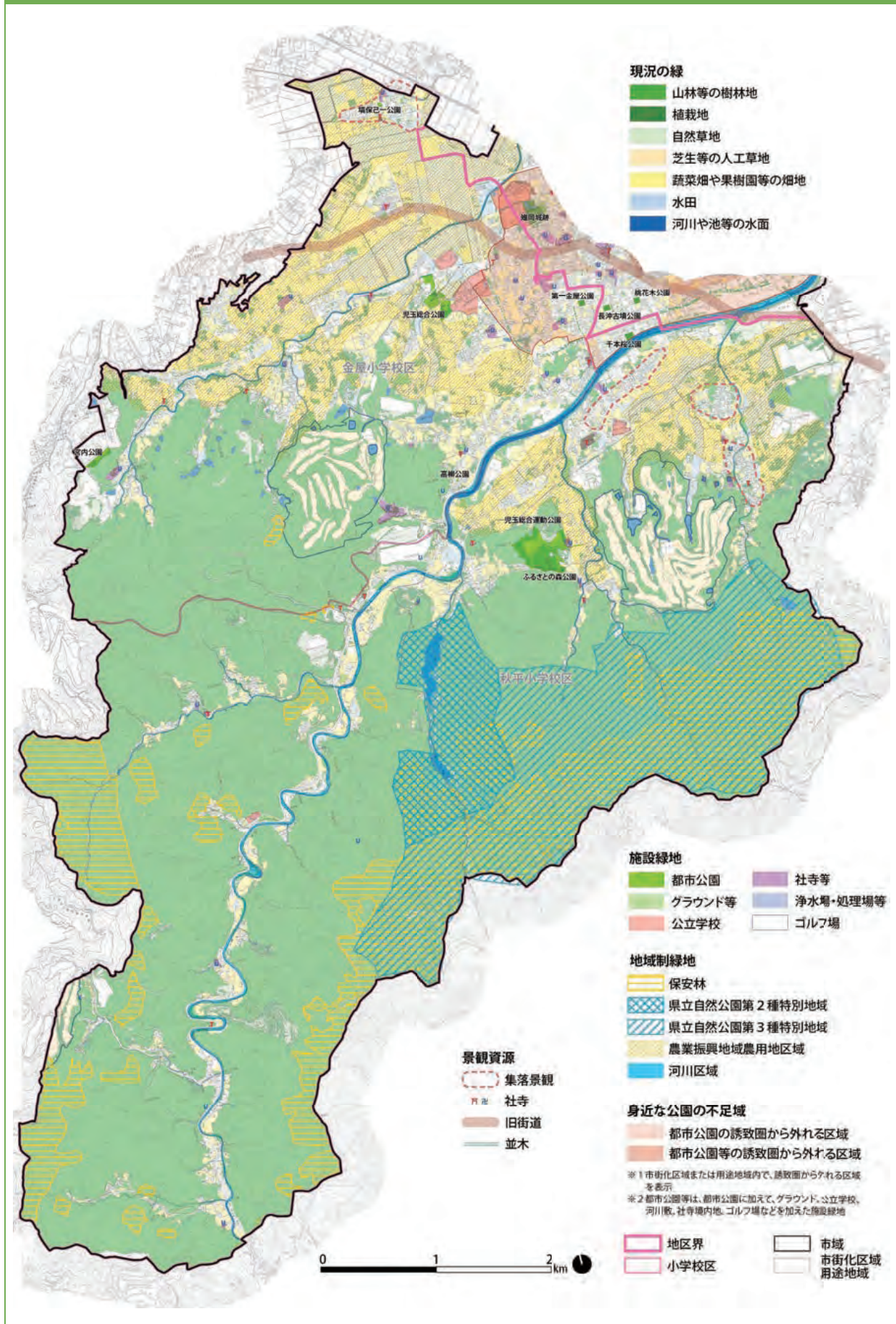
- ・児玉小学校区の一部に公園不足域が存在するため、公園と近隣の公民オープンスペースを連携させ、身近なレクリエーション空間の充実が望めます。
- ・公園は少ないものの、雉岡城跡、公共施設や社寺境内地といった緑のストックが充実しており、公園を補完するものとして利活用が望めます。子供の遊び場・お年寄りの健康づくりの場として遊具や休息施設の充実の検討が必要です。
- ・工業団地では、ヒートアイランド現象の緩和や内水氾濫の防止などを図るため、緑化や雨水浸透機能の確保を公民連携で進める必要があります。

【市街地以外】

- ・学校等公共施設や社寺境内地といった緑のストックは、公園を補完するものとして、利活用が望めます。
- ・小山川・女堀川は、本庄地域と児玉地域のほか隣接自治体を結び、周囲には自然景観・歴史文化資源などが分布していることから、グリーンツーリズムのルートとして活用が望めます。
- ・大久保山・生野山は、地域景観を形成するランドマーク及びエコロジカルネットワークの拠点として、一体的で継続的な保全が必要です。
- ・連坦する農地は、緑の多面的な機能を有し、グリーンインフラとして重要な役割を果たしており、自然環境や農地の継続的な保全が必要です。
- ・集落地では、社寺境内地、巨木、屋敷林など、地域で継承された緑が良好な景観を形成しており、保全が望めます。

児玉南地区			小学校区	
			金屋	秋平
区域面積※1	4,075 ha		1,211ha	2,864ha
人口※2	8,353 人		5,518 人	2,835 人
緑被率※3 (緑被面積／区域面積)	87.6%		77.7%	91.8%
緑地率※4 (緑地面積／区域面積)	39.7%		36.9%	40.9%
都市公園整備水準 (都市公園面積／人口)	17.3 ㎡/人		6.4 ㎡/人	38.7 ㎡/人
市民アンケート調査※5	問 6 将来残しておきたい緑	最多回答	里山の緑	水辺の緑
		2 位	市街地に残る緑	里山の緑
		3 位	水辺の緑	市街地に残る緑
	問 8-2 住まいの近くの緑に満足している		3.67	4.23
	問 8-5 公園等でレクリエーション活動が楽しめる		2.45	2.88
	問 12-1 ベンチなどの休憩施設が充実している		2.13	2.50
	問 12-2 安全に遊べる遊具が充実している		1.87	1.79
	問 12-10 身近な環境に公園がある		2.44	2.82
	問 18 公園・都市緑化行政における優先すべき施策	最多回答	身近な公園再生	山林の保全再生
		2 位	街路や川沿いの緑化	街路や川沿いの緑化
		3 位	山林の保全再生	自然環境の保全
機能別視点による地区特性	生物多様性を維持する緑	エコロジカルネットワークの形成要素	【核】南部の山林地域、丘陵地や女堀川沿いなどの連坦する農地 【拠点】雉岡城跡 【回廊】小山川、女堀川、街路樹植栽路線 【境界域】秋山、小平、高柳、飯倉、宮内にわたる丘陵の里山・田園地域、及び丘陵に開削された谷津田、各支流上流の谷底環境 【優れた自然】南部山林地域のコナラ等による二次林	
	ヒートアイランド現象を緩和する緑	南部山林地域、金屋・塩谷・秋山に分布するまとまった水田が、クールスポットを形成し、都市気象の緩和に重要な役割を果たしている。		
	災害を緩和する緑	【土砂災害の防止緩和】南部の山林地域 【洪水被害の防止緩和】小山川、その他の中小河川、水田や畑地等の農地、公園や学校等のオープンスペースにおける自然面、住宅地や商工業地における自然面 【延焼の防止緩和】市街地の公園や学校等のオープンスペース・社寺境内地・幅員のある道路や鉄道敷、農地		
	地域の景観を形成する緑	【面的要素】南部の山林景観、秋山から宮内にわたる丘陵の里山・田園景観 【線的要素】小山川千本桜、小山川、女堀川、緑化道路、旧鎌倉街道 【点的要素】公園、古墳、巨木、神社仏閣、集落景観、ため池、学校・公共施設・商工業地の植栽地		
	レクリエーションの場となる緑	【公園を補完する地域の緑のストック】社寺境内地、小山川の河川敷、公立小学校校庭 【利用度の低い公園】高柳公園、宮内公園など 【老朽化した施設のある公園】高柳公園など		
地域特性による主な課題	・公園は少ないものの、公共施設や社寺境内地といった緑のストックが充実しており、公園を補完するものとして利活用が望めます。子供の遊び場・お年寄りの健康づくりの場として遊具や休息施設の充実の検討が必要です。 ・雉岡城跡は、地域景観を形成するランドマーク及びエコロジカルネットワークの拠点として、一体的で継続的な保全が必要です。 ・南部の山林地域、連坦する農地は、緑の多面的な機能を有し、首都圏レベルのグリーンインフラとして重要な役割を果たしています。農林業振興や市民活動との連携により、山林や農地の継続的な保全が必要です。 ・社寺境内地、巨木、屋敷林などの緑が良好な景観を形成しており、保全が望めます。 ・小山川・女堀川は、本庄地域と児玉地域のほか隣接自治体を結び、周囲には自然景観・歴史文化資源などが分布していることから、グリーンツーリズムのルートとして活用が望めます。			

地区現況図



第2章 計画策定に向けた考え方

本計画では、「1 本市の緑の課題」、「2 緑を取り巻く社会状況」、「3 関連する法制度の改正」、「4 市民による緑の評価」を踏まえ、目指すべき本市の緑の姿として「基本理念」を定めます。また、実現に向けた基本的な考え方を「基本方針」に、実現に向けた取組として施策の柱となる「基本施策」、具体的な取組の方針として「個別施策」を定めます。さらに、今後の本市にとって重要となる取組を「重点戦略」として定めます。

1 本市の緑の課題

(1) 生物多様性を維持する緑

- ① 本市に残された生物の繁殖や採餌、移動経路となる緑を生物生息地の骨格的な自然地として効果的に保全していくことが必要です。
- ② 湧水や湿地、自然林・自然草原など良好な自然地を保全することが必要です。
- ③ 緑に触れ学ぶ機会や情報の充実が必要です。

(2) ヒートアイランド現象を緩和する緑

- ① 冷涼な空間（クールスポット）を形成する樹林地、河川、水田等の緑を保全していくことが必要です。
- ② 市街地では、地表面温度を下げる緑化を進めることが必要です。

(3) 災害を緩和する緑

- ① 土砂災害や洪水から市民生活を守る山林や農地、都市公園や社寺境内地等の緑地を保全することが必要です。
- ② 面的な治水対策として都市的土地利用における雨水浸透機能を改善する必要があります。
- ③ 地震や風水害などの災害に備え、今後のまちづくりでは延焼遮断機能を有す緑を守るとともに、防災機能の強化を図る必要があります。

(4) 地域の景観をつくる緑

- ① 本市の歴史文化を今日に伝える景観資源について、将来世代に引き継ぎ、魅力を発信していくことが必要です。
- ② 巨木・古木、まち中の民有林等は、保全策を講じる必要があります。
- ③ 美観向上と持続的な維持管理の両立を図る道路緑化の今後のあり方について検討する必要があります。

(5) レクリエーションの場となる緑

【配置】

- ① レクリエーションの場となる公園などの緑の充実と公園管理コストの削減の相対する課題に対応する必要があります。
- ② 身近な公園充足のニーズは高いが、公園分布の偏りや質的な問題により公園サービスが行き届かない区域が存在します。
- ③ レクリエーション空間として河川や社寺地などの地域の緑のストックが活用されていません。

【機能】

- ① 健康維持の場、魅力的な休息の場など、市民ニーズに合わせた公園機能の配置を検討する必要があります。
- ② 民間活力や地域コミュニティの積極的な参画による持続的な公園経営が必要です。
- ③ 利用度の低い公園、管理水準の低い公園を更新する必要があります。
- ④ 市民による公園の維持運営活動を支援する必要があります。

2 緑を取り巻く社会状況

課 題

新たなステージに向けた対応

地球環境問題の
深刻化

自然災害
リスクの高まり

豊かな生活の
基盤である
水と緑・歴史
文化の劣化

人口減少や
少子高齢化の
進行

インフラの
老朽化と
財政制約の
深刻化

地域コミュニティ
の希薄化
地域づくりの
担い手不足

緑の持つ
多面的機能の
再認識と導入

国土の強靱化

緑を基調とした
美しい自然・文化的
景観の継承

ストックを活かした
まちづくり

戦略的な
維持管理と更新

地域づくりにおける
多様な主体の
参加と連携

次代を支える
人材の育成と
サポート

3 関連する法制度の改正

平成 29（2017）年の都市緑地法の改正により、市区町村が策定する「緑の基本計画」の記載事項が拡充（都市公園の管理の方針を明確化、農地を緑地として政策に組み込むこと）され、公園緑地政策全体の充実を図ることが求められています。



都市公園の再生と活性化の推進
（都市公園法等の改正）

緑地や広場の創出
（都市緑地法の改正）

都市農地の保全と活用
（生産緑地法、都市計画法、
建築基準法の改正）

4 市民による緑の評価

市民の評価や意見から本計画で踏まえる視点を、以下のとおり集約します。

市民アンケート調査（令和 2（2020）年 2 月）

- 将来残しておきたい緑：「大規模公園の緑」、「市街地やその周辺に残る緑」、「水辺の緑」が上位
- 市内公園緑地では、「近くの公園に満足」、「公園や緑地でレクリエーションが楽しめる」、「さまざまな生き物が生息できる環境がある」の評価が低い
- 集客力のある施設、遊具充実への要望
- 優先すべき施策：上位から「街路や川沿いの緑化」、「総合公園など大きなレクリエーション空間の充実」、「身近な公園のリニューアル」、「良好な自然環境の保全」、「山林の保全再生」の順

市 HP による市民意見提出（令和 2（2020）年 10 月）

- 市の取組への賛同評価では、「子供の遊び場、健康維持の場、魅力的な休息の場など、多様な市民ニーズに応える公園施設の充実」が最も多く、次いで「公園における防災機能の強化」、「市のヒートアイランド対策への対応促進」、「良好な自然環境の保全」の順となりました。

多様な市民ニーズに
応える公園の充実
（配置と機能）

道路や川などの
公園以外の緑の
充実と活用

ふるさとの緑の保全

多面的機能を有する
森林や農地などの
自然環境の保全

第3章 緑の将来像

山林や農地、河川や公園、鎮守の森、街路樹などさまざまな形で存在する緑には、安全で、健やかで、豊かな市民の暮らしを支える多様な機能があります。

先人の営みや努力によって引き継ぎ育まれてきたこれらの緑は、都市化や生活様式の変化により、量的な減少や、機能的な劣化が進んでいます。

緑の恩恵を享受できる豊かさを引き継いでいくことは“なんとなく”では実現しません。

緑のちからを暮らしに活かし、緑の恩恵を享受できる豊かなまちを将来世代に引き継いでいくため、基本理念を定め、分野横断的に取り組んでいきます。

1 基本理念

緑のちからを みんなで育み
暮らしに活かすまち 本庄

【目指すべき本市の緑の姿】

- 地域住民、農林業従事者、ボランティア、企業、行政、そして新たな担い手など、さまざまな主体がさまざまな場面と方法で、緑をまもり、つくり、育んでいます。
- 先人の営みや努力によって引き継ぎ育まれてきた多様な緑が、将来にわたり安心して暮らせるまちを支えています。
- 緑を介して、コミュニティが育まれています。
- 子供からお年寄りまで、豊かな緑に育まれ、健やかに暮らしています。
- 緑を使いこなした効果的な都市経営により、魅力と活力のあるまちをつくっています。

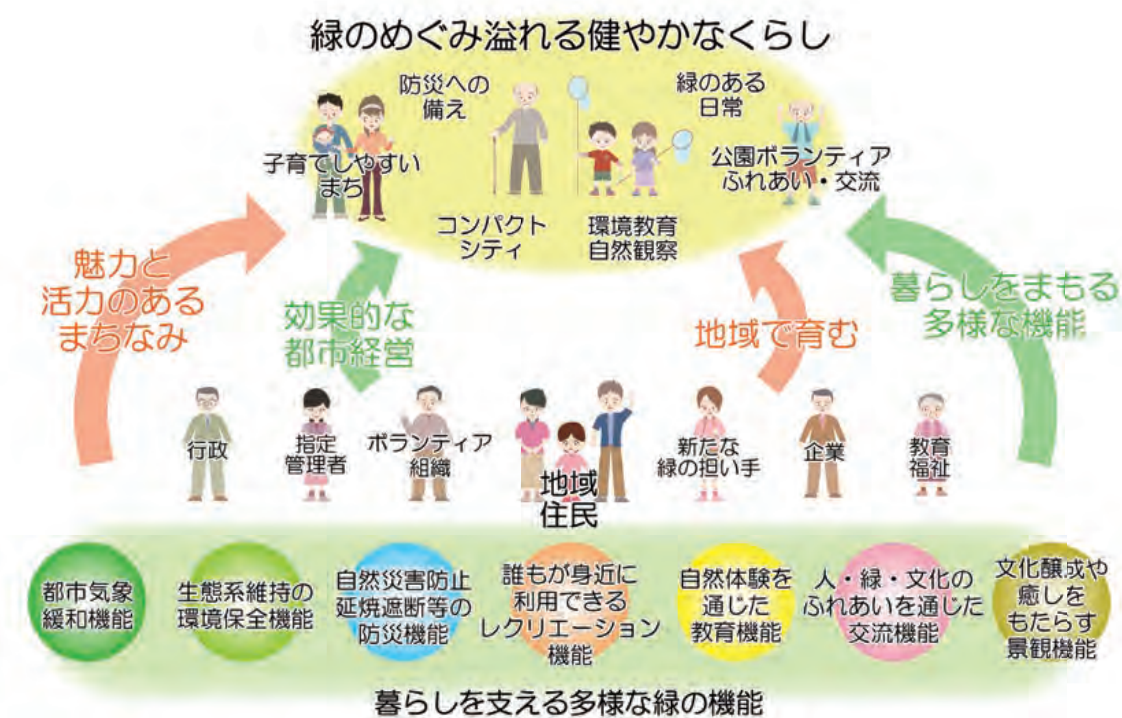


図 40 豊かな緑に支えられた健やかな暮らしのイメージ

それぞれの地域に分布する多様な緑に支えられた本市のイメージを示します。



図 4-1 地域の緑に支えられた本市のイメージ

2 基本方針

基本理念の実現に向けた基本方針を以下に定めます。

2-1 多様な市民ニーズに応えるレクリエーション空間の充実

子供の遊び場、健康維持の場、魅力的な休息の場など、多様な市民ニーズに応える公園機能の充実を図ります。また、都市公園に加えて、周辺の公共施設や民間施設との連携を推進し、身近な遊び場や休息の場となる緑の空間の充足を図ります。大きな公園では、民間のノウハウを活用した魅力的な公園づくりと持続的な公園経営を目指します。

2-2 歴史や文化を伝える緑の継承と良好なまちなみの形成

地域の歴史文化を伝える巨木・古木、まちなかの民有林などについて、引き続き将来世代に引き継いでいくため、保存制度の適用、保全支援、公民連携策の拡充を図るとともに、本庄の豊かな緑の景観の魅力発信、認知度の向上を図ります。また、美観向上と持続的な維持管理の両立を図る道路緑化の今後のあり方について検討します。

2-3 持続可能で魅力ある地域づくりのためのグリーンインフラの推進

本市には、森林や農地、河川、社寺林、商工業地や住宅の身近な植栽地など、さまざまな緑が分布し、水害やヒートアイランド現象の緩和、災害時の安全性の確保、地域生態系の維持など、市民の暮らしを支える多面的な機能があります。これらの緑の多面的機能を将来にわたってまちづくりに活かすため、農林業の振興策と合わせた農林地の健全な保全や、身近な緑の保全と創出を図ります。

2-4 市民協働による緑のまちづくりの実現

社会情勢の変化や市民ニーズの多様化への対応、地域固有の課題に応じた特色を活かした施策の展開を図るため、さまざまな分野で協働の取組が大切になってきています。

本市においても、活力のある持続可能な地域社会を実現するため、緑をまもり、つくり、そだてる担い手の育成を図るとともに、公園利活用策や公園愛護会制度などの市民活動への支援、市民参画制度の充実を図ります。また、協働を推進するための情報の共有化や協働事業のPR・啓発を進めます。

4つの基本方針は、相互に関連しあっています。

グリーンインフラが、レクリエーションや歴史文化・景観を支え、それらを育んでいくのが「人」や「活動」に関わる取組です。

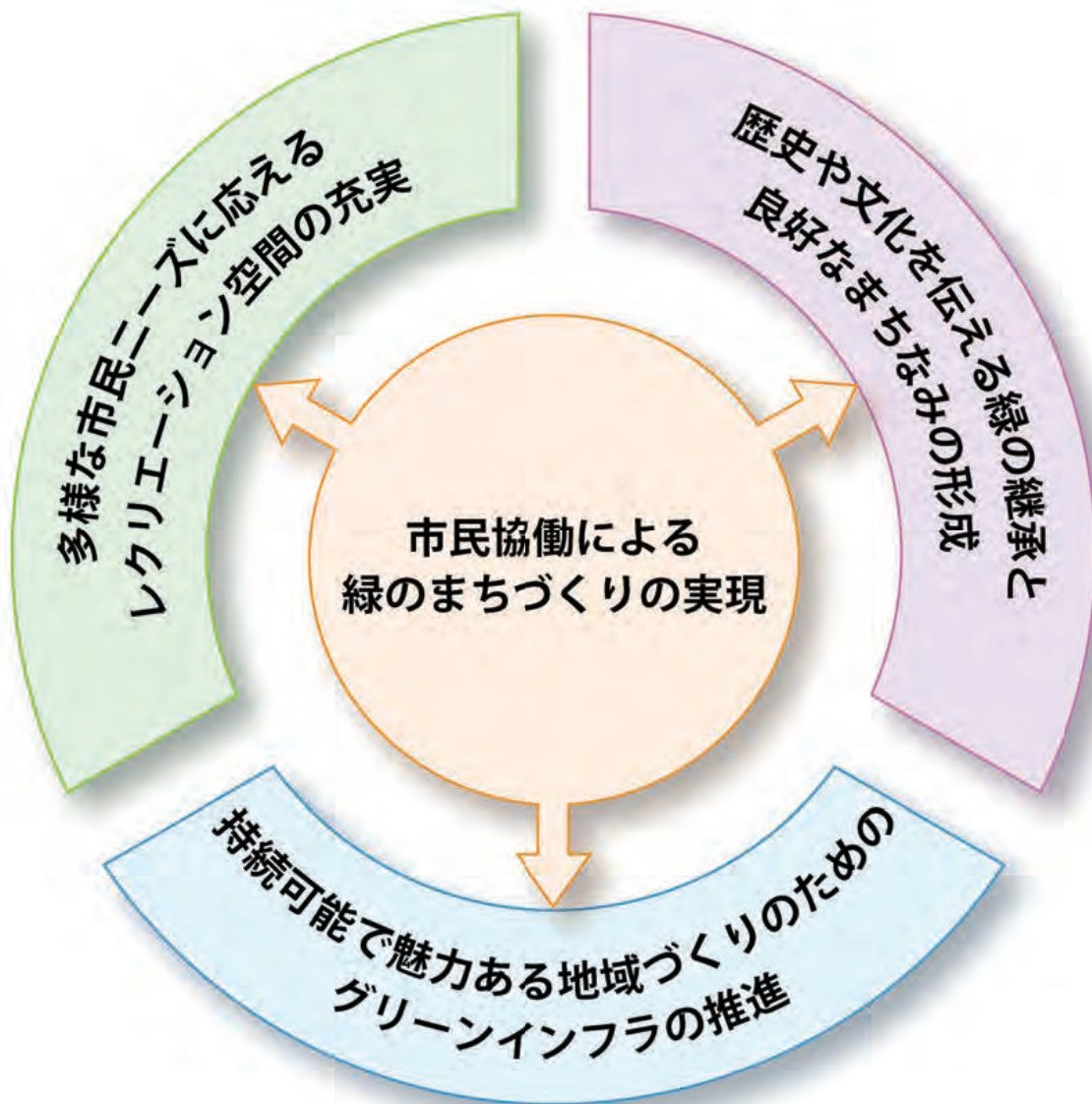


図 42 4つの基本方針の関係

第4章 実現に向けた取組

緑の将来像の実現に向け、以下の個別施策を実施していきます。また、今後の本市にとって重要となる取組を重点戦略として定めます。

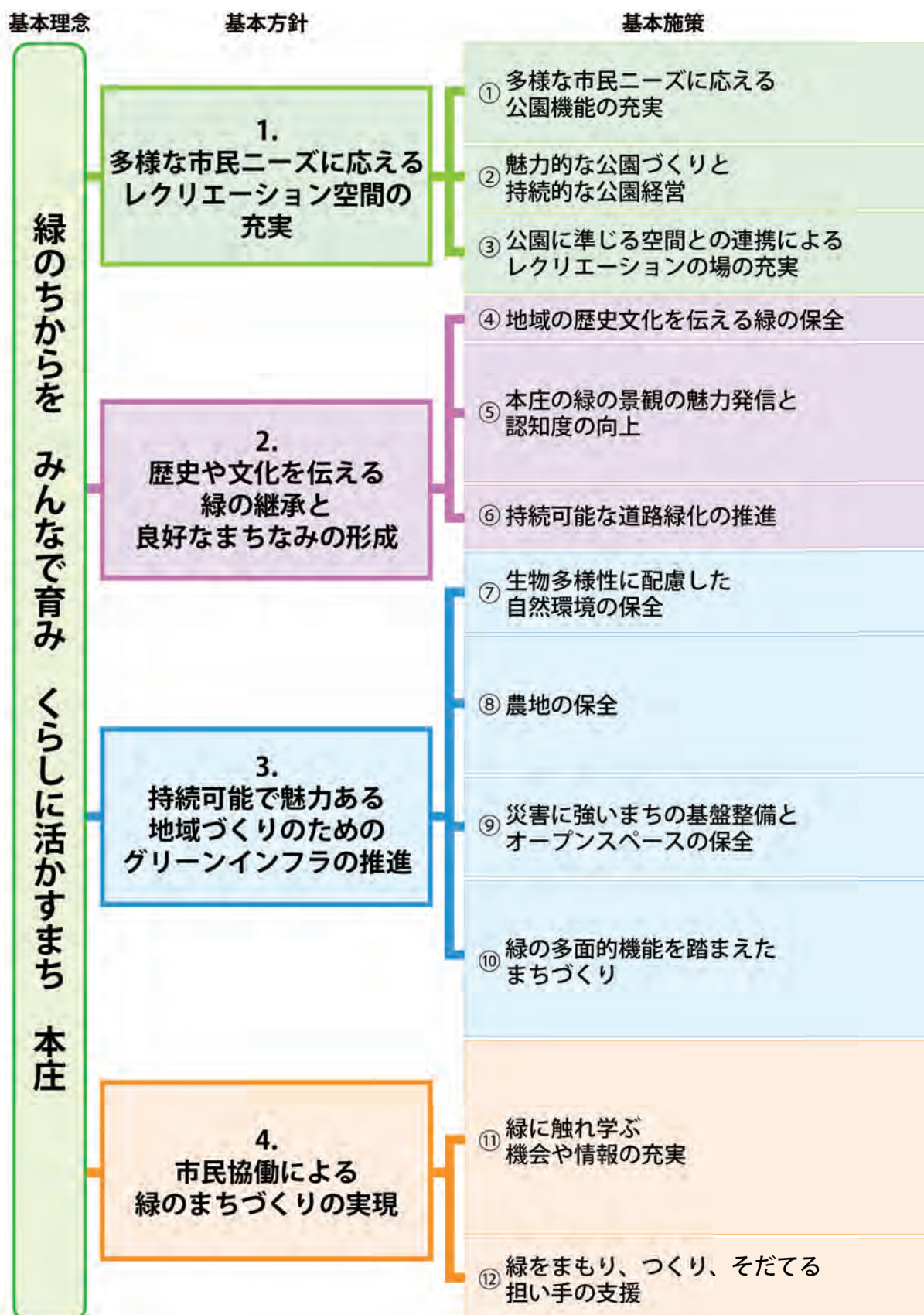


図 43 施策の体系

〈個別施策の実施状況：※実施中、○実施中（拡充予定）、◎今後検討）
 〈青字は担当課を示しています。〉

個別施策	重点戦略
都市公園の配置と機能の再編の検討◎(都市計画課) 住民参加による公園整備の推進※(都市計画課) 本庄総合公園・若泉運動公園の基本計画に基づく整備推進※(都市計画課、スポーツ推進課) 長寿命化計画に基づく公園施設（運動施設・遊具等）の計画的な維持管理※(都市計画課、スポーツ推進課) ユニバーサルデザインによる公園整備※(都市計画課)	都市公園の配置と機能の再編の検討
指定管理者制度の活用・充実※(都市計画課、スポーツ推進課) 民間事業者等と連携した公園整備と経営◎(都市計画課) イルミネーションの実施等による新たな公園利用の促進○(都市計画課)	
学校グラウンドの開放によるレクリエーションの場の充実※(学校教育課、スポーツ推進課) 小学校グラウンドの緑化を含めた充実※(教育総務課、スポーツ推進課) 元小山川など河川の景観を楽しむ遊歩道の利活用と適切な維持管理※(道路管理課、道路整備課) 河川高水敷、調整池などの緑のストックの活用※(都市計画課、道路管理課、道路整備課、スポーツ推進課)	
保存樹木制度等の導入検討◎(都市計画課) 古木等の貴重な文化財（天然記念物）の保護※(文化財保護課)	
市の景観形成方針の検討○(都市計画課、建築開発課) 広域観光情報の共有化と観光ルートの開発○(商工観光課) 体験型観光（グリーンツーリズム）の推進○(商工観光課) 観光パンフレットや案内板の多言語化や SNS を活用した観光情報の発信○(商工観光課) 地元農産物（花き）の PR ・配布※(農政課) こたま千本桜の魅力発信※(支所環境産業課) 上武自然公園内の美化清掃など観光客の受け入れ体制の整備※(支所環境産業課)	歴史や文化を伝える緑の継承
理想的な歩道空間・道路緑化のあり方の検討◎(都市計画課、道路管理課) ロードサポート制度による市民協働の維持管理※(道路整備課) 適切な道路管理の推進（街路樹剪定、除草）※(道路整備課)	
自然公園区域、保安林区域等の法制度に基づく地域制緑地の指定継続※(農政課、支所環境産業課) 良好な里山の保全※(農政課、支所環境産業課) 動植物が住みやすい自然環境の保全※(都市計画課、環境推進課) 湧水地の保全※(都市計画課、環境推進課)	
農業振興地域及び同農用地区域の指定継続※(農政課) 環境に優しい農業を推進する農業者への支援※(農政課) 担い手への農地の利用集積の推進※(農政課、農業委員会事務局) 遊休農地の解消や活用に向けた取組※(農政課、農業委員会事務局) 競争力のある産地育成※(農政課) 多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払制度を活用した農業基盤の維持管理に関する農業団体への支援※(農政課、支所環境産業課) 市有施設の木造化・木質化による地域産木材の利用促進※(農政課)	
公園における防災機能を備えた施設の検討※(都市計画課、危機管理課) 避難場所となるオープンスペースの保全※(都市計画課、危機管理課) 道路（河川）の緑化（延焼防止機能）※(道路管理課、道路整備課) 雨水浸透・保水を促す開発指導○(建築開発課) 内水対策の検討○(道路管理課、道路整備課、下水道課)	持続可能な地域づくりのためのグリーンインフラの推進
本庄市地球温暖化対策実行計画における緑地の在り方の検討○(都市計画課、環境推進課) 市街地における緑の創出の検討（本庄駅周辺等）◎(都市計画課) 地区計画や建築時における指導要綱を活用した民有地の緑化誘導※(都市計画課、建築開発課) 開発等における緑化誘導（緑化届出制度の周知）※(建築開発課) 本庄段丘斜面林の保全※(都市計画課) ほんじょう緑の基金の充実○(都市計画課) 公園の芝生化※(都市計画課) 緑のカーテンコンテストの実施※(環境推進課)	
自然体験を通じた学校教育活動※(学校教育課) 初心者園芸教室の開催※(環境推進課) 河川浄化活動を通じた自然環境保全の啓発※(環境推進課) 子供たちに対する農業への理解を深める活動の推進※(農政課、支所環境産業課) ゴミの減量化・再資源化などの啓発※(環境推進課) 自然や環境に関わる講座の開催※(生涯学習課) 農業体験講座等による観光農業の魅力発信※(農政課) 市民農園制度の推進※(農政課、支所環境産業課) 木材利用促進に向けた啓発イベントの実施※(農政課) 市民による公園利活用の促進○(都市計画課)	
公園愛護会活動などの協働事業の充実※(都市計画課、環境推進課) 苗木や花苗の配布などによる市民の緑化活動の支援※(都市計画課) 農業者の育成※(農政課) 林業の担い手確保に向けた取組※(農政課)	

1 多様な市民ニーズに応えるレクリエーション空間の充実

基本施策	①多様な市民ニーズに応える公園機能の充実
個別施策名	都市公園の配置と機能の再編の検討
実施状況	今後検討
概 要	コストを抑えながら市民ニーズに応える公園再生の推進を図るため、公園ごとの機能分担や連携利用の視点、市民の意見を伺いながら地域の身近な公園の再整備を進めていきます。
今後の取組方針	都市公園調書をもとに近隣の公園をまとめた公園区を設定し、公園区を単位とした機能再編を検討します。
担当課	都市計画課

基本施策	①多様な市民ニーズに応える公園機能の充実
個別施策名	住民参加による公園整備の推進
実施状況	実施中
概 要	子育て支援や定住促進、健康増進といった観点から公園の充実が求められています。公園の充実が市民意見の反映が求められることから、住民参加による公園整備を推進します。 ※令和2（2020）年度までの実績：16 か所
今後の取組方針	市民参加型で整備等を実施した公園数について、20 か所の実績を目指します
担当課	都市計画課



多目的グラウンド（若泉運動公園）

基本施策	①多様な市民ニーズに応える公園機能の充実
個別施策名	本庄総合公園・若泉運動公園の基本計画に基づく整備推進
実施状況	実施中
概 要	本庄総合公園は、平成 29（2017）年 5 月に変更基本計画を策定し、わんぱーくにおいて大型遊具やシェルター、トイレの設置を行っています。 若泉運動公園は、平成 23（2011）年 3 月に基本計画を見直し、多目的グラウンドや芝生広場の整備が完了しました。
今後の取組方針	本庄総合公園は、令和 3（2021）年度から都決の変更に着手をしており、拡張区域についても整備を推進していきます。 若泉運動公園は、基本計画の見直しから 10 年以上経過していることから、駐車場を含め必要な公園施設について一部再検討を行い、整備を推進していきます。
担当課	都市計画課 スポーツ推進課

本庄総合公園子ども広場「わんぱーく」



基本施策	①多様な市民ニーズに応える公園機能の充実
個別施策名	長寿命化計画に基づく公園施設（運動施設・遊具等）の計画的な維持管理
実施状況	実施中
概 要	平成 29（2017）年度に 27 公園を対象に、本庄市公園施設長寿命化計画を策定し、大型体育施設や遊具を中心に長寿命化をはかる更新や改修を行っています。
今後の取組方針	5 年毎の予防保全型の健全度調査時や 10 年毎の計画の策定の際に、対象公園を増やすことも含め見直しを行い、長寿命化計画を実行していきます。
担当課	都市計画課 スポーツ推進課

基本施策	①多様な市民ニーズに応える公園機能の充実
個別施策名	ユニバーサルデザインによる公園整備
実施状況	実施中
概 要	特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設を、都市公園移動等円滑化基準に適合させて整備します。
今後の取組方針	今後も都市公園移動等円滑化基準に適合させた整備を継続します。
担当課	都市計画課

基本施策	②魅力的な公園づくりと持続的な公園経営
個別施策名	指定管理者制度の活用・充実
実施状況	実施中
概 要	多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間のノウハウを活用し、サービスの向上や経費の節減を図ることを目的として指定管理者制度を導入しています。 
今後の取組方針	今後も引き続き指定管理者制度の活用を継続し、サービスの向上を図ります。
担当課	都市計画課 スポーツ推進課

本庄総合公園春まつり

基本施策	②魅力的な公園づくりと持続的な公園経営
個別施策名	民間事業者等と連携した公園整備と経営
実施状況	今後検討
概 要	精神的な豊かさや快適性向上等のニーズへ対応しつつ、地域の活性化と賑わいを創出するため、民間事業者との連携による Park-PFI ²⁵ 等の活用を検討します。
今後の取組方針	Park-PFI 等の制度活用のための検討を行います。
担当課	都市計画課

【参考】Park-PFI 制度の活用

都市公園は、施設の充実と維持管理コストの削減といった、相対する課題への対応が求められています。さらに、地域コミュニティや民間活力の参画による持続可能な公園経営等も課題として挙げられます。

本市においては、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間のノウハウを活用し、サービスの向上や経費の節減を図ることを目的として、平成 19（2007）年度から指定管理者制度を導入しました。（体育施設は平成 25（2013）年度から）

今後さらに、精神的な豊かさや快適性向上等のニーズへの対応、地域の活性化と賑わいの創出といった要望に応えるため、民間事業者との連携による Park-PFI や市民緑地認定制度の活用などにより、魅力的な公園づくりと安全性の確保、費用を抑えた維持管理を両立する都市公園マネジメントの推進が求められます。

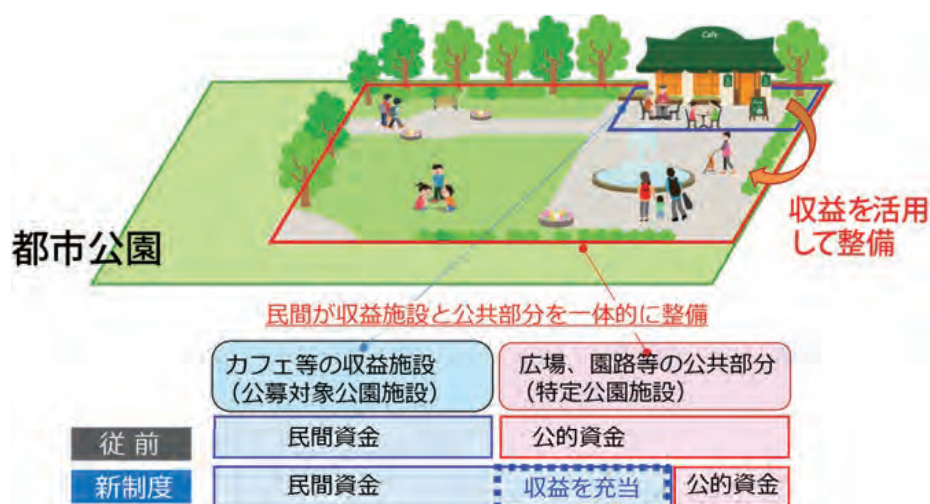


図 44 Park-PFI 制度の概要

出典：国土交通省資料

25) 平成 29（2017）年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として注目されています。

【参考】市民緑地認定制度の概要

制度の根拠		都市緑地法第 60 条 緑化地域又は緑化重点地区の区域内の土地等に住民等の利用に供する緑地又は緑化施設(市民緑地)を設置し、これを管理しようとする者は、国土交通省令に定めるところにより、当該市民緑地の設置及び管理に関する計画を作成し、市町村長の認定を申請することが可能
制度の目的		都市部の未だ都市公園が不足する地域において、空き地等を活用して民間主体が住民の利用に供する緑地を設置・管理するもの
制度の内容	指定される地域	緑化地域又は緑化重点地区
	設置・管理主体	民間主体(みどり法人を含む)
	面積	300㎡
	設置・管理期間	5年以上
税制措置		みどり法人が市民緑地設置管理計画に基づき設置する市民緑地の土地に係る固定資産税・都市計画税の軽減 (無償貸付及び自己保有に限る) ※最初の 3 年間、原則 1/3 軽減(1/2～1/6 で条例で規定) ※令和 3 (2021) 年 3 月 31 日までの時限措置

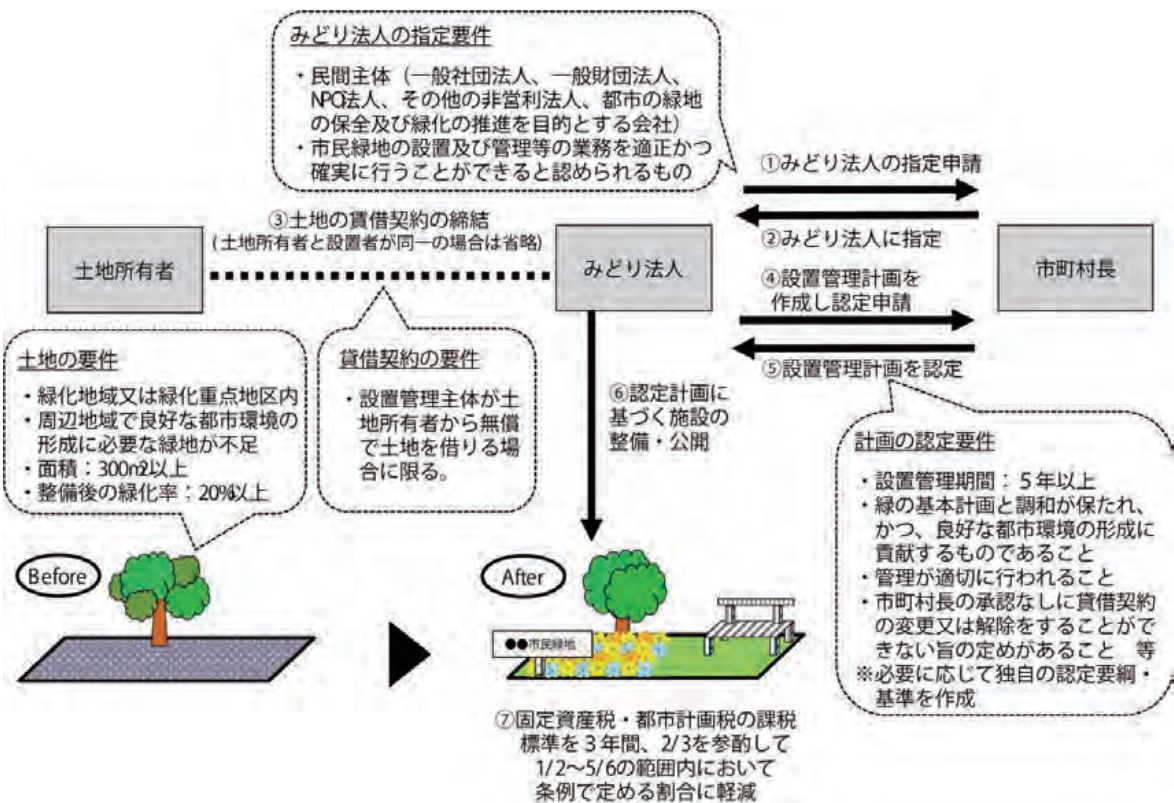


図 45 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の適用までの流れ

出典：市民緑地認定制度の概要、国土交通省都市局公園緑地・景観課

基本施策	②魅力的な公園づくりと持続的な公園経営
個別施策名	イルミネーションの実施等による新たな公園利用の促進
実施状況	実施中（拡充予定）
概要	公園の利用促進を図るため、イルミネーションや花の植栽等を行い、魅力的な公園づくりに努めています。  マリーゴールドの丘公園のイルミネーション
今後の取組方針	イルミネーション事業等を継続的に実施し、公園の魅力を高めることで、年間を通じた公園の利用促進に努めます。
担当課	都市計画課



マリーゴールドの丘のひまわり

基本施策	③公園に準じる空間との連携によるレクリエーションの場の充実
個別施策名	学校グラウンドの開放によるレクリエーションの場の充実
実施状況	実施中
概 要	市立小学校のグラウンドを地域の児童、生徒の放課後や休日における遊び場として開放しています。
今後の 取組方針	今後も引き続き、市立小学校のグラウンドを地域の児童、生徒の放課後や休日における遊び場として開放していきます。
担当課	学校教育課 スポーツ推進課



本庄市立児玉小学校の芝生で緑化された遊具ゾーン

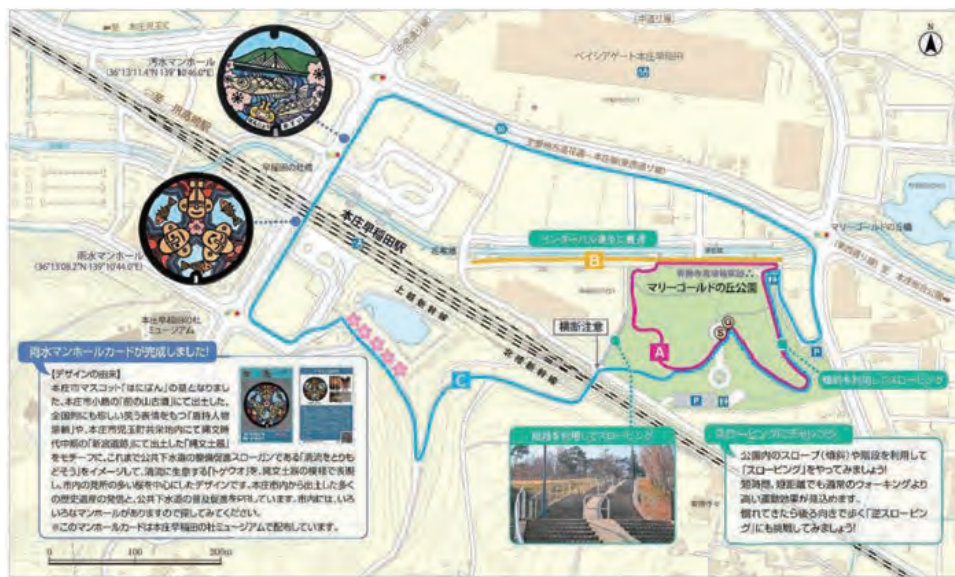


本庄市立北泉小学校の芝生で緑化された校庭

基本施策	③公園に準じる空間との連携によるレクリエーションの場の充実
個別施策名	小学校グラウンドの緑化を含めた充実
実施状況	実施中
概要	緑に親しむ機会を増やすことと、運動環境の充実を図ることを目的に、平成 22（2010）年度に秋平小学校で初めて校庭の芝生化を行い、毎年 1 校ずつ実施しています。令和 3（2021）年度に本庄南小学校校庭の芝生化を実施し、すべての小学校の芝生化が完了します。 （本市は芝生化率が県内第 1 位（令和 2（2020）年 3 月末現在）です。）   本庄東小学校 北泉小学校
今後の 取組方針	芝生化された校庭の維持管理を行います。
担当課	教育総務課 スポーツ推進課

基本施策	③公園に準じる空間との連携によるレクリエーションの場の充実
個別施策名	元小山川など河川の景観を楽しむ遊歩道の利活用と適切な維持管理
実施状況	実施中
概要	河川の景観と観光を楽しむレクリエーションの場として快適に利活用されるよう適切な維持管理を行います。   小山川遊歩道 利根川自転車道
今後の 取組方針	今後も引き続き、河川の景観を楽しむ遊歩道の利活用と適切な維持管理を推進します。
担当課	道路管理課 道路整備課

基本施策	③公園に準じる空間との連携によるレクリエーションの場の充実
個別施策名	河川高水敷、調整池などの緑のストックの活用
実施状況	実施中
概 要	利根川河川敷の一部を国土交通省から広場として占用許可を受け、安全性を確保しながら活用しています。 また、児玉工業団地遊水池等にグラウンドを整備し、サッカー場として定期利用団体へ貸し出しを行っています。
今後の取組方針	今後も引き続き、安全性の確保を優先しながら管理を行います。
担当課	都市計画課 道路管理課 道路整備課 スポーツ推進課



本庄ウォーキングマップ
 上段：マリールートの丘コース 下段：水と緑と歴史を感じる路コース

【参考】緑のストックを活用したレクリエーションの場の充実

市内の一部には、身近な公園が不足する地域がありますが、一方で、公園のようにレクリエーションの場として活用することができるさまざまな緑のオープンスペースが分布しています。以下のような公共空間や地域の共有空間を対象に、弾力的な運用、空間整備を行うことで、地域に身近なレクリエーションの場の充実、安全に楽しく歩けるまちづくりを進めることが望めます。

表 10 緑のストックの対象と活用・連携方法の例

対象施設	活用・連携
地域の小学校	放課後におけるグラウンドや運動遊具の地域開放
公民館やその他の公共施設	広場や休憩施設等の開放
河川 (利根川、小山川、元小山川、女堀川、男堀川)	河川管理用道路を活用したサイクリングロードや遊歩道の整備、安全性を確保した上で河川敷の広場的活用
調整池	安全性を確保した上で広場的活用、隣接公園とのシームレスな景観デザイン
その他 (集落地やまちなかの社寺、民間施設など)	広場や休憩施設等の開放、連携

表 11 緑のストックを活用した地域のレクリエーションの場の充実を進める対象候補地の例

対象検討地	活用・連携の候補地と考え方
女堀川・男堀川 周辺エリア	女堀川・男堀川沿いの公園、学校、大久保山と、河川の遊歩道などを結び、連続性を確保した身近なレクリエーション空間と楽しく歩けるまちづくり
児玉児童公園 周辺エリア	旧児玉公民館跡地、競進社模範蚕室、八幡神社等の境内地、雉岡城跡、小学校、児玉総合支所、ウォーキングコース、鎌倉街道などの活用・連携による学びや観光、休息・散策の場としての充実
本庄駅北口エリア	緑地の整備や緑豊かなにぎわいの場の誘導などにより、駅前にふさわしい、良好な緑の景観の創出



図 46 緑のストックを活用したレクリエーションの場の充実：女堀川・男堀川周辺エリア

2 歴史や文化を伝える緑の継承と良好なまちなみの形成

基本施策	④地域の歴史文化を伝える緑の保全
個別施策名	保存樹木制度等の導入検討
実施状況	今後検討
概 要	地域の歴史文化を伝え、良好な景観形成に寄与している民有の樹木等を指定し、支援する制度の導入を検討します。
今後の取組方針	制度導入に向けた検討、必要な準備等を行い、保存樹木の指定を行います。
担当課	都市計画課

基本施策	④地域の歴史文化を伝える緑の保全
個別施策名	古木等の貴重な文化財（天然記念物）の保護
実施状況	実施中
概 要	歴史文化を伝える貴重な自然環境を将来に継承するための保護施策を実施しています。文化財保護法や市文化財保護条例により、学術的価値の高い樹木などを、補助金の交付等により保存しています。 ※令和2（2020）年度までに、市指定11件、県指定3件
今後の取組方針	貴重な文化財の保護を更に進めるために、樹勢の弱くなった樹木については樹木医等の診断のもと、治療や障害の除去をします。 また、新たに指定すべき文化財について文化財保護審議委員会で学術的価値について審議し、積極的に指定・保護していきます。
担当課	文化財保護課

基本施策	⑤本庄の緑の景観の魅力発信、認知度の向上
個別施策名	市の景観形成方針の検討
実施状況	実施中（拡充予定）
概 要	都市の魅力向上の観点から、地域の特性（歴史・文化・自然地形等）を生かした街並みや風景等の良好な景観形成の推進（保存・規制誘導）が求められており、総合振興計画や都市マスタープランにも位置付けられています。 現在は、埼玉県景観条例や本庄市幹線道路景観指導要綱に基づき、大規模な建築物や工作物、幹線道路沿いの建築物の色彩の規制をしています。 県内の条例を策定している都市は、川越市や熊谷市等、県内61市町村中、17市町村（28%）です。
今後の取組方針	景観計画及び景観条例の必要性の検討を開始します。 景観計画及び景観条例が必要と判断された場合には、具体的な作成スケジュールを実施計画等で確定します。
担当課	都市計画課 建築開発課

基本施策	⑤本庄の緑の景観の魅力発信、認知度の向上
個別施策名	広域観光情報の共有化と観光ルートの開発
実施状況	実施中（拡充予定）
概 要	こだま地域広域観光マップの配布等により、広域観光情報の共有化を図ります。本庄地域広域観光振興協議会において、観光ルートの魅力向上を検討していきます。
今後の 取組方針	圏域内に存在するさまざまな資源を結び付け、魅力ある広域観光ルートを設定します。
担当課	商工観光課

基本施策	⑤本庄の緑の景観の魅力発信、認知度の向上
個別施策名	体験型観光（グリーンツーリズム）の推進
実施状況	実施中（拡充予定）
概 要	体験型観光プログラム「本庄すまいる日和」の実施により、グリーンツーリズムを推進します。  体験型観光「稲刈り体験」の風景
今後の 取組方針	体験プログラムを磨き上げ、本市の景観資源の魅力を発信していきます。
担当課	商工観光課

基本施策	⑤本庄の緑の景観の魅力発信、認知度の向上
個別施策名	観光パンフレットや案内板の多言語化や SNS を活用した 観光情報の発信
実施状況	実施中（拡充予定）
概 要	多言語表記の観光ガイドブックを配布します。観光協会が運用する SNS に より効果的に観光情報を発信します。
今後の 取組方針	一定期間ごとに効果検証を行い、より効果的な情報発信を行っていきます。
担当課	商工観光課



本庄市観光ガイドブック（多言語ガイドブック）

基本施策	⑤本庄の緑の景観の魅力発信、認知度の向上
個別施策名	地元農産物(花き)のPR・配布
実施状況	実施中
概 要	毎年12月に、地元産の花きを使った「クリスマス・ディスプレイ」を実施しています。また、公共施設等への提供や、交通安全運動・交通事故防止運動での配布など、幅広いPR活動を行っています。  地元産花きのPR（市役所におけるクリスマス・ディスプレイ）
今後の取組方針	今後も引き続き、地元農産物(花き)のPR・配布を推進します。
担当課	農政課

本庄市は、花き園芸のまち！

本庄市は、全国有数のポインセチア生産地です。ポインセチアのほか、さまざまな花が生産され、全国に出荷されています。



ポインセチア



胡蝶蘭



シクラメン

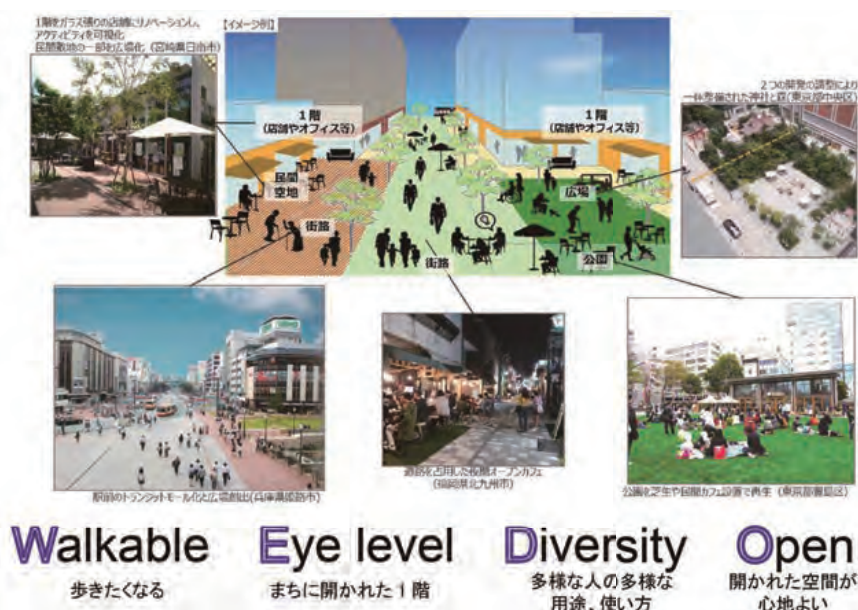
基本施策	⑤本庄の緑の景観の魅力発信、認知度の向上
個別施策名	こだま千本桜の魅力発信
実施状況	実施中
概 要	こだま千本桜まつりの開催により、観光の推進を図ります。  こだま千本桜 小山川の兩岸 5km に渡り、約 1,100 本の桜が美しく咲き誇ります。桜の開花にあわせて、こだま千本桜まつりやライトアップを開催しています。
今後の取組方針	今後も引き続き、こだま千本桜まつりの開催を通じて、魅力を発信します。
担当課	支所環境産業課

基本施策	⑤本庄の緑の景観の魅力発信、認知度の向上
個別施策名	上武自然公園内の美化清掃など観光客の受け入れ体制の整備
実施状況	実施中
概 要	上武自然公園内の美化清掃など観光客の受け入れ体制の整備を図っています。
今後の取組方針	今後も引き続き、上武自然公園内の美化清掃など観光客の受け入れ体制の整備を図ります。
担当課	支所環境産業課

基本施策	⑥持続可能な道路緑化の推進
個別施策名	理想的な歩道空間、道路緑化のあり方の検討
実施状況	今後検討
概要	持続可能な都市構造の実現に向け、コンパクトで魅力ある都市を形成することが求められており、総合振興計画や都市マスタープランにも位置付けられています。 現在、ウォーカブル推進都市（県内 13 都市／令和 3（2021）年 3 月末現在）に登録し、「居心地がよく歩きたくなる」まちなかの形成に向け、先進事例等の情報収集を行いながら、本庄駅北口の既成市街地を「滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）」の候補地として選定しています。今後は道路緑化のあり方についても検討していきます。
今後の取組方針	区域を設定し、快適な歩行空間や広場の整備ほか、居心地の良いオープンスペース等については公民連携での整備を検討します。 区域設定が完了した場合には、基本計画及び基本設計のスケジュールを実施計画等で確定します。
担当課	都市計画課 道路管理課

ウォーカブル推進都市

「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会（令和元（2019）年 6 月 26 日）」において、「WE DO」～Walkable, Eyelevel, Diversity, Open をキーワードとするこれからのまちづくりの方向性が打ち出され、国土交通省よりこの取組に向けた政策実施のパートナーとして「ウォーカブル推進都市」の募集がありました。「ウォーカブル推進都市」は、「WE DO」賛同する地方公共団体が、各種政策と国内外の先進事例などの情報共有や政策づくりに向けた国と地方のプラットフォームに参加し、ウォーカブルなまちづくりを推進するものです。



「居心地が良く歩きたくなるまちなか」イメージ図

出典：ストリートデザインガイドライン（国土交通省都市局・道路局）

基本施策	⑥持続可能な道路緑化の推進
個別施策名	ロードサポート制度による市民協働の維持管理
実施状況	実施中
概 要	市道の清掃美化活動に意欲的な住民団体、学校、企業等を市が認定し、その活動を奨励するロードサポート制度を導入しています。（令和 2（2020）年現在 15 団体登録）
今後の取組方針	今後も制度活用により市内の道路及び環境に対する住民意識の向上を図ります。
担当課	道路整備課

基本施策	⑥持続可能な道路緑化の推進
個別施策名	適切な道路管理の推進（街路樹剪定・除草）
実施状況	実施中
概 要	街路樹のある路線については年間を通して適切な維持管理に努めています。その他の道路についても適切な維持に努めています。
今後の取組方針	今後も適切な維持管理に努めていきます。
担当課	道路整備課



街路樹のある道路

3 持続可能で魅力ある地域づくりのためのグリーンインフラの推進

基本施策	⑦生物多様性に配慮した自然環境の保全
個別施策名	自然公園区域、保安林区域等の法制度に基づく地域制緑地の指定継続
実施状況	実施中
概 要	地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為や、伐採の届けに対して届け出の受理や、県に対して意見照会をしています。
今後の取組方針	今後も継続します。
担当課	農政課 支所環境産業課

基本施策	⑦生物多様性に配慮した自然環境の保全
個別施策名	良好な里山の保全
実施状況	実施中
概 要	放置された里山・平地林を再生し、景観の向上や生物多様性の保全、また水源涵養、CO ₂ 吸収、山地災害の防止など、生活を支えるさまざまな機能の保全を図るため、関係者間の調整を実施しています。
今後の取組方針	今後も継続します。
担当課	農政課 支所環境産業課

基本施策	⑦生物多様性に配慮した自然環境の保全
個別施策名	動植物が住みやすい自然環境の保全
実施状況	実施中
概 要	市の自然豊かで良好な環境と生態系を守るため、特定外来生物など生態系を脅かす外来種について注意喚起を行います。 また、生物の採餌や移動経路としても大切な役割を果たしている公園緑地の樹木を適切に保全します。
今後の取組方針	公園緑地内の樹木については、周辺環境との調和を図りつつ適切に保全・管理していきます。
担当課	都市計画課 環境推進課

基本施策	⑦生物多様性に配慮した自然環境の保全
個別施策名	湧水地の保全
実施状況	実施中
概 要	元小山川沿いの清掃活動を行うことで、河川の浄化や湧水地周辺の環境保全に努めています。その他、湧水のある公園（清水の池公園、思池親水公園）の適切な管理に努めています。
今後の取組方針	今後も継続します。
担当課	都市計画課 環境推進課

基本施策	⑧農地の保全
個別施策名	農業振興地域及び同農用地区域の指定継続
実施状況	実施中
概 要	農用地は、農業の持続的な発展のため最も基本的な資源です。加えて国土の保全、水源涵養、良好な景観形成などの多面的機能を有した市民共通の財産であり関係機関と十分に調整し適正な土地誘導を図っています。
今後の取組方針	地域の合意形成に基づいた農地の有効利用と利用率の向上を確保し、生産性の高い農業の推進のため都市計画土地利用との調整を図りながら概ね10年ごとに農用地利用計画の見直しを検討していきます。
担当課	農政課

基本施策	⑧農地の保全
個別施策名	環境に優しい農業を推進する農業者への支援
実施状況	実施中
概 要	環境保全型農業の推進を図るため、化学肥料・農薬の5割低減、緑肥の作付け、有機農業等の取組を行う農業団体に対して、補助金を交付しています。 （国庫事業）※令和2（2020）年度 6団体 取組面積 3,579a
今後の取組方針	今後も継続します。
担当課	農政課

基本施策	⑧農地の保全
個別施策名	担い手への農地の利用集積の推進
実施状況	実施中
概 要	農業従事者の高齢化や、人手不足が進む中、担い手による効率的な農地利用を図るため、人・農地プランの実質化や農地中間管理事業を実施しています。今後の農業を支える上で重要な施策であることから今後も推進します。
今後の取組方針	今後も継続します。
担当課	農政課 農業委員会事務局

基本施策	⑧農地の保全
個別施策名	遊休農地の解消や活用に向けた取組
実施状況	実施中
概 要	長期にわたり耕作されていない農地の現状を把握し、発生抑制及び解消を図るため農地パトロールを行うほか、農地の出し手と担い手とのマッチングを図り利用権設定を促すなど、遊休農地の発生未然防止につながる取組を行っています。
今後の取組方針	今後も継続します。
担当課	農業委員会事務局 農政課

基本施策	⑧農地の保全
個別施策名	競争力のある産地育成
実施状況	実施中
概 要	幅広い農業関係者とともに構成する「本庄市有機100倍運動推進協議会」において、本庄産農産物の認知度の向上及びブランド化を図るため、さまざまな活動を行っています。 
今後の取組方針	今後も継続します。
担当課	農政課

地元産農産物のPRイベント

基本施策	⑧農地の保全
個別施策名	多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払制度を活用した 農業基盤の維持管理に関わる農業団体への支援
実施状況	実施中
概 要	農業の有する多面的機能の発揮の促進のため、農業者団体を中心とした農地維持や資源向上活動に対して補助金を交付することで団体活動を支援します。 ※令和 2（2020）年度 実績：6 団体（多面的機能支払交付金） 3 団体（中山間地域等直接支払制度）
今後の取組方針	今後も継続します。
担当課	農政課 支所環境産業課

基本施策	⑧農地の保全
個別施策名	市有施設の木造化・木質化による地域産木材の利用促進
実施状況	実施中
概 要	本庄市市有施設の木造化・木質化に関する方針（平成 28（2016）年 9 月 15 日市長決裁）に基づき地域産木材の利用促進に努めます。
今後の取組方針	今後も継続します。
担当課	農政課

基本施策	⑨災害に強いまちの基盤整備とオープンスペースの保全
個別施策名	公園における防災機能を備えた施設の検討
実施状況	実施中
概 要	災害時の応急対策として利用できるよう、地域防災計画に基づき整備を推進しています。
今後の取組方針	今後も地域防災計画に基づき整備を推進します。
担当課	都市計画課 危機管理課

基本施策	⑨災害に強いまちの基盤整備とオープンスペースの保全
個別施策名	避難場所となるオープンスペースの保全
実施状況	実施中
概 要	地域防災計画に基づき、災害が発生した際の避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するよう、公園緑地の保全を行い、オープンスペースを確保しています。
今後の取組方針	今後も地域防災計画に基づき保全を行います。
担当課	都市計画課 危機管理課

基本施策	⑨災害に強いまちの基盤整備とオープンスペースの保全
個別施策名	道路（河川）の緑化（延焼防止機能）
実施状況	実施中
概 要	火災の延焼防止等の役割を担う街路樹については、道路の安全性の確保を優先しながら管理を進めていきます。
今後の取組方針	今後も継続します。
担当課	道路管理課 道路整備課

基本施策	⑨災害に強いまちの基盤整備とオープンスペースの保全
個別施策名	雨水浸透・保水を促す開発指導
実施状況	実施中（拡充予定）
概 要	雨水浸透について、開発面積 1ha 以上の場合は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例による規制、1ha 未満の場合は、市の雨水流出抑制施設設計指針により指導を行っています。 また、1ha 以上の開発行為においては、環境を保全するために樹木の保存や表土の保全の措置を講じなければならず、環境に配慮した設計が必要となります。
今後の取組方針	今後も継続します。
担当課	建築開発課

基本施策	⑨災害に強いまちの基盤整備とオープンスペースの保全
個別施策名	内水対策の検討
実施状況	実施中（拡充予定）
概 要	利根川上流流域治水協議会に参加し、内水対策について情報の共有や収集を行っています。
今後の取組方針	利根川上流流域治水協議会の情報を活用するなどして、市内の内水対策を推進します。
担当課	道路管理課 道路整備課 下水道課

基本施策	⑩緑の多面的機能を踏まえたまちづくり
個別施策名	本庄市地球温暖化対策実行計画における緑地の在り方の検討
実施状況	実施中（拡充予定）
概 要	本庄市地球温暖化対策実行計画において、緑化への取組として「施設における適切な植栽」「緑を良好に保つための適正な育成管理」を推進しています。
今後の取組方針	緑が持つCO ₂ 吸収や気温低減の効果に着目した緑化に関する取組の充実について検討します。
担当課	都市計画課 環境推進課



涼しい木陰をつくりだす高木植栽（若泉運動公園）

基本施策	⑩緑の多面的機能を踏まえたまちづくり
個別施策名	市街地における緑の創出の検討（本庄駅周辺等）
実施状況	今後検討
概 要	本庄駅北口の既成市街地を「居心地がよく歩きたくなる」まちなかの形成に向けた「滞在快適性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）」に設定し、快適な歩行空間や広場、居心地の良いオープンスペース等の整備を公民連携で検討します。
今後の取組方針	区域設定と地権者等との調整が完了した場合には、基本計画及び基本設計のスケジュールを実施計画等で確定します。
担当課	都市計画課

基本施策	⑩緑の多面的機能を踏まえたまちづくり
個別施策名	地区計画や建築時における指導要綱を活用した民有地の緑化誘導
実施状況	実施中
概 要	地区計画は、良好な都市環境の維持増進を目的としたものであり、その重要性は総合振興計画や都市マスタープランにも位置付けられています。 現在、7地区（計215.6ha）を指定しており、各地区の特性に応じたきめ細やかな建築のルールを定めています。 地区計画では、道路境界に設置する垣・柵の構造制限を定めており、生垣又は開放的なフェンスとすることで、まちの緑化の推進と風致の維持保全を図っています。 そのほか緑化誘導に関わるものとして「本庄市幹線道路景観指導要綱」「本庄市ワンルーム形式集合住宅の建設に関する指導要綱」に基づき良好なまちなみの形成を推進しています。
今後の取組方針	本庄新都心の栗崎地区について、土地区画整理事業に替わる手法でのまちづくりを検討しており、地区計画の策定を想定しています。令和3（2021）年度に地権者とのワークショップを開催し具体的な検討を行い、令和4（2022）年度に都市計画変更を行います。
担当課	都市計画課 建築開発課

基本施策	⑩緑の多面的機能を踏まえたまちづくり
個別施策名	開発等における緑化誘導（緑化計画届出制度の周知）
実施状況	実施中
概 要	1,000 m ² 以上の敷地において、建築を計画する場合、埼玉県へ緑化基準による計画の届け出が必要となります。市では、窓口での案内や必要な情報の提供をしています。
今後の取組方針	今後も継続します。
担当課	建築開発課

緑化計画届出制度

埼玉県では、都市の緑を創出するため、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」により、敷地面積 1,000 m²以上の建築を行う場合に緑化計画を知事に届け出ることを義務付けています。届出のあった緑化計画の中から、優れた計画を優良緑化計画として認定しています。また、その中から特に優秀で他の模範となる緑化計画を「彩の国みどりの優秀プラン賞」として表彰しています。



（株）カインズ 社屋の緑化風景
「第6回 彩の国みどりのプラン賞」受賞（平成 26（2014）年度）



本庄市立児玉中学校の緑化風景
「埼玉県優良緑化計画」に認定（平成 25（2013）年度）

基本施策	⑩緑の多面的機能を踏まえたまちづくり
個別施策名	本庄段丘斜面林の保全
実施状況	実施中
概 要	市街地に残された貴重な自然空間である本庄段丘斜面林を保全しています。  段丘斜面林 (緑の管理協定を結び保全している民有林)
今後の取組方針	市街地に残る段丘斜面林を市が保全している割合について、現在の51%から53%を目指します。
担当課	都市計画課

基本施策	⑩緑の多面的機能を踏まえたまちづくり
個別施策名	ほんじょう緑の基金の充実
実施状況	実施中（拡充予定）
概 要	本庄段丘に沿う斜面樹林等自然的環境の保全、創出に要する経費の財源に充てるため、ほんじょう緑の基金を設置しています。
今後の取組方針	身近な緑や緑のまちづくりへの活用を検討し、基金について周知を図ります。
担当課	都市計画課

基本施策	⑩緑の多面的機能を踏まえたまちづくり
個別施策名	公園の芝生化
実施状況	実施中
概要	芝生地の持つ多面的な機能を活かし、快適で魅力ある公園づくりのため、公園の芝生化を推進しています。   ことぶき公園の芝生化 見福公園の芝生化
今後の取組方針	芝生地の整備は、緑の癒し効果や都市のヒートアイランド現象の緩和、交流の場づくりなどさまざまな効果を生み出すことから引き続き推進します。
担当課	都市計画課

基本施策	⑩緑の多面的機能を踏まえたまちづくり
個別施策名	緑のカーテンコンテストの実施
実施状況	実施中
概要	夏の省エネルギーを推進するため、住宅等に緑のカーテンの設置を普及させることを目的とし、緑のカーテンコンテストを開催しています。 ※令和2（2020）年度の応募作品数：52点   緑のカーテンコンテスト 「市長賞」 緑のカーテンコンテスト 「優秀賞」
今後の取組方針	今後も引き続き、緑のカーテンコンテストの開催を推進し、コンテスト応募作品数100点を目指します。
担当課	環境推進課

4 市民協働による緑のまちづくりの実現

基本施策	⑪緑に触れ学ぶ機会や情報の充実
個別施策名	自然体験を通じた学校教育活動
実施状況	実施中
概 要	学校の総合学習の時間などを活用して自然体験プログラムを展開しています。
今後の取組方針	今後も継続します。
担当課	学校教育課

基本施策	⑪緑に触れ学ぶ機会や情報の充実
個別施策名	初心者園芸教室の開催
実施状況	実施中
概 要	園芸に興味や関心はあるが、経験のない初心者を対象に、緑に触れながら学ぶことで園芸の楽しさとストレスの緩和を体感していただくことを目的に開催しています。  初心者園芸教室の様子
今後の取組方針	今後も継続します。
担当課	環境推進課

埼玉県立児玉白楊高校の緑の活動

環境デザイン科を中心に造園教育が行われ、ランドスケープデザイン専攻班、グリーンデザイン専攻班に分かれて専門的な実習を行っています。

ランドスケープデザイン班では、毎年全国造園デザインコンクールに多くの作品を出品し、住宅庭園部門で学校初の入選を果たしました。グリーンデザイン班では、近隣施設への花いっぱい運動を実施し、郵便局や消防署、警察署、駅、特別養護老人ホームなどの公共施設へ育てた草花を装飾し、環境デザイン科の伝統事業となっています。

また、保育園の園児たちとコケ玉づくり授業を毎年行い、生徒が園児に教える体験を通して、より多くの知識を増やすと共に、異年齢との交流によって豊かな人間性を育てています。



ガーデニングコンテストへの出品



児玉郵便局の緑化活動



本庄早稲田駅の花植え

基本施策	⑪緑に触れ学ぶ機会や情報の充実
個別施策名	河川浄化活動を通じた自然環境保全の啓発
実施状況	実施中
概要	河川の現状を理解することで、日々の活動が環境に配慮したものとなることを期待し、河川の清掃活動や川の浄化に関する研修会等を開催しています。  元小山川一斉清掃
今後の取組方針	今後も継続します。
担当課	環境推進課

基本施策	⑪緑に触れ学ぶ機会や情報の充実
個別施策名	子供たちに対する農業への理解を深める活動の推進
実施状況	実施中
概要	本庄市あさひ多目的研修センター運営協議会の指導のもと、旭小学校の5、6年生に田植えや稲刈りを体験してもらうなど、子供たちに対する農業への理解を深める活動を推進しています。
今後の取組方針	今後も継続します。
担当課	農政課 支所環境産業課

基本施策	⑪緑に触れ学ぶ機会や情報の充実
個別施策名	ゴミの減量化・再資源などの啓発
実施状況	実施中
概 要	ごみの発生抑制について、市民や事業者に対する啓発活動の充実を図ります。また、自治会の協力により資源ごみの分別回収を実施するとともに、子ども会や PTA 等の集団資源回収を実施する団体を支援するなど、地域と協力しながら廃棄物のリサイクルを推進します。
今後の 取組方針	本庄市一般廃棄物処理基本計画に定められる以下の目標値を目指します。 ・家庭系ごみ（資源ごみを除く） 年間 0.71％削減 ・事業系ごみ 年間 1.14％削減
担当課	環境推進課

基本施策	⑪緑に触れ学ぶ機会や情報の充実
個別施策名	自然や環境に関わる講座の開催
実施状況	実施中
概 要	市民総合大学では環境に関する講座を毎年開催し、地域の緑化、里山の保全、川の再生など個人や地域での取組方などを学習します。   市民総合大学における講座の風景
今後の 取組方針	今後も継続します。
担当課	生涯学習課

基本施策	⑪緑に触れ学ぶ機会や情報の充実	
個別施策名	農業体験講座等による観光農業の魅力発信	
実施状況	実施中	
概 要	観光農業センターやふれあいの里いずみ亭では、手作りのそば打ちや、こんにゃく教室などの農業体験講座を実施しています。	 観光農業センターのそば打ち教室
今後の取組方針	今後も継続します。	
担当課	農政課	

基本施策	⑪緑に触れ学ぶ機会や情報の充実	
個別施策名	市民農園制度の推進	
実施状況	実施中	
概 要	市営の市民農園が6箇所開設されており、合わせて143区画設置されています。農作物を通じて、交流の場、レクリエーションの場として市民農園制度の推進に努めています。	 児玉町小平市民農園
今後の取組方針	今後も継続します。	
担当課	農政課 支所環境産業課	

基本施策	⑪緑に触れ学ぶ機会や情報の充実
個別施策名	木材利用促進に向けた啓発イベントの実施
実施状況	実施中
概要	木材利用を促進することで森林の有する多面的機能の発揮及び促進につながるため、市民に向けた普及啓発イベントを実施しています。   木材利用の啓発イベント
今後の取組方針	今後も継続します。
担当課	農政課

基本施策	⑪緑に触れ学ぶ機会や情報の充実
個別施策名	市民による公園利活用の促進
実施状況	実施中（拡充予定）
概要	公園利活用の促進のため、市ホームページ等で公園に関する情報や写真を掲載し、公園の魅力発信に努めています。   落ち葉プール（本庄総合公園） 紙ヒコーキ飛ばし （マリーゴールドの丘公園）
今後の取組方針	ホームページや SNS 等を用い、タイムリーに魅力的な公園情報を広く発信できるよう努めます。また、公園の利用方法についてもわかりやすく伝えるように工夫していきます。
担当課	都市計画課

GO HEART

本庄市で子育て向けのイベントに携わっているメンバーが中心になり、若泉運動公園を会場に、ダンスやヨガなどの参加型ステージやオーガニックフードの出店など、Health（体を動かす）Eat（体に良いものを食べる）Art（アートで心をつなげる）Relax（心地よい音楽）Treasure（とっておきのものが見つかる街を目指して）をコンセプトにした心と体が喜ぶイベントを開催しています。



NPO 法人ネットワークひがしこだいら

本庄市児玉町小平を中心とした地域の自然、文化を守り育て、多くの人に広め活用してもらうこと、ここに住む子どもからお年寄りまでが生きがいをもって、健康で明るい文化生活ができるような地域をつくることを目的として活動しています。

ふるさとの森公園にある観光農業センターの運営や、児玉総合運動公園の芝桜の植栽、遊歩道や森林の管理など、多くの活動を行っています。



児玉総合運動公園における
シバザクラの植栽



観光農業センターにおけるお正月飾り作り



米作り体験

基本施策	⑫緑をまもり、つくり、そだてる担い手の支援
個別施策名	公園愛護会などの協働事業の充実
実施状況	実施中
概 要	市民との協働による公園管理の推進のため、公園の軽易な管理を行う団体に対し、報奨金を交付し、活動を支援しています。 このほか緑のカーテンコンテストへの参加やボランティア活動等へのきっかけづくりを目的として、市民の方・公民館と協働で初心者園芸教室を開催しています。※令和2（2020）年度の参加者数：15名
今後の取組方針	新たな担い手の支援のため、今後も公園愛護会などの協働事業への参加について働きかけを行います。
担当課	都市計画課 環境推進課

公園愛護会の活動風景



傍示堂農村公園
(傍示堂グラウンドゴルフクラブ)



五十子北公園
(すみれ学童クラブ)



いちょう公園
(曙長寿会)



千本桜公園
(千本桜公園愛護会)

基本施策	⑫緑をまもり、つくり、そだてる担い手の支援
個別施策名	花苗や苗木の配布などによる市民の緑化活動の支援
実施状況	実施中
概 要	イベント時に苗木の配布等を行い、市民の環境への意識を高めながら緑化を推進しています。
今後の取組方針	今後も市民の緑化意識の向上に努め、緑化活動の支援を行います。
担当課	都市計画課

基本施策	⑫緑をまもり、つくり、そだてる担い手の支援
個別施策名	農業者の育成
実施状況	実施中
概 要	認定農業者や新規就農者など、農業の担い手の育成を推進しています。 ※令和2(2020)年度 認定農業者数 231人 認定新規就農者数 9人
今後の取組方針	今後も継続します。
担当課	農政課

基本施策	⑫緑をまもり、つくり、そだてる担い手の支援
個別施策名	林業の担い手確保に向けた取組
実施状況	実施中
概 要	林業従事者の高齢化や減少が進む中で、新たな担い手の確保のきっかけづくりとして、市民参加型の普及啓発イベントを実施しています。 
今後の取組方針	今後も継続します。
担当課	農政課

森林・林業体験（ツリーイング体験）

【重点戦略 1】 都市公園の配置と機能の再編の検討

（１）現状の課題

身近な公園の整備が進み、市全体としての公園面積が確保された一方で、遊具やベンチなどの老朽化による施設更新や植栽の維持管理に関わるコストの増加が課題となっています。合わせて、時代の経過とともに、利用ニーズを満たさない公園も増えています。

（２）基本的な考え方

本庄総合公園、若泉運動公園については、個別の変更基本計画に基づく整備を推進します。地域の身近な公園については、近隣の公園や公園類似施設をまとめた公園区を対象に、機能分担や連携利用の検討、また、市民の意見を伺いながら、再整備の内容や時期を複合的に検討し、リニューアルを進めていきます。

- 市街地：公園に準じる緑地を含め、公園区の機能再編を検討します。
- 農村部：公園に準じる緑地を含め、身近なレクリエーション機能の配置を検討します。

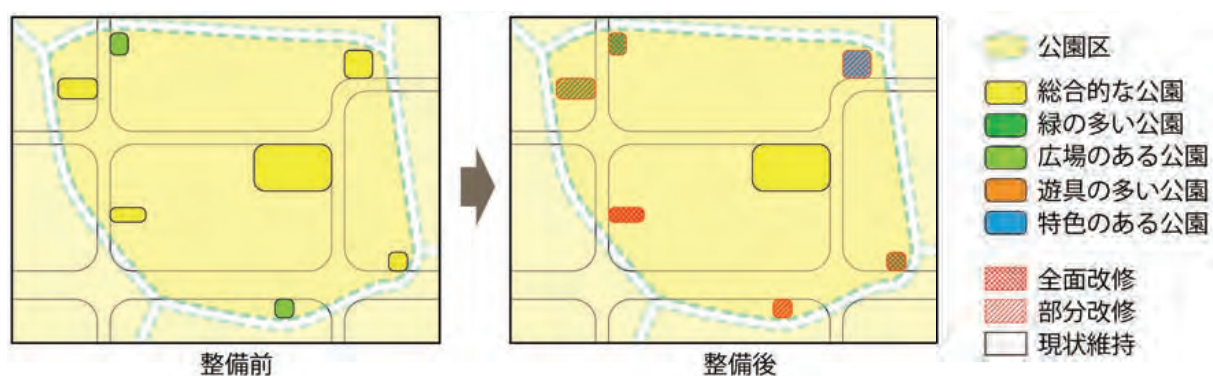


図 47 公園区を単位とした身近な公園のリニューアルのイメージ

（３）機能再編の進め方

現況調査による施設管理水準等を参考に、近隣の公園をまとめた公園区を設定します。公園区を単位とした公園機能再編は、以下の流れで検討します。

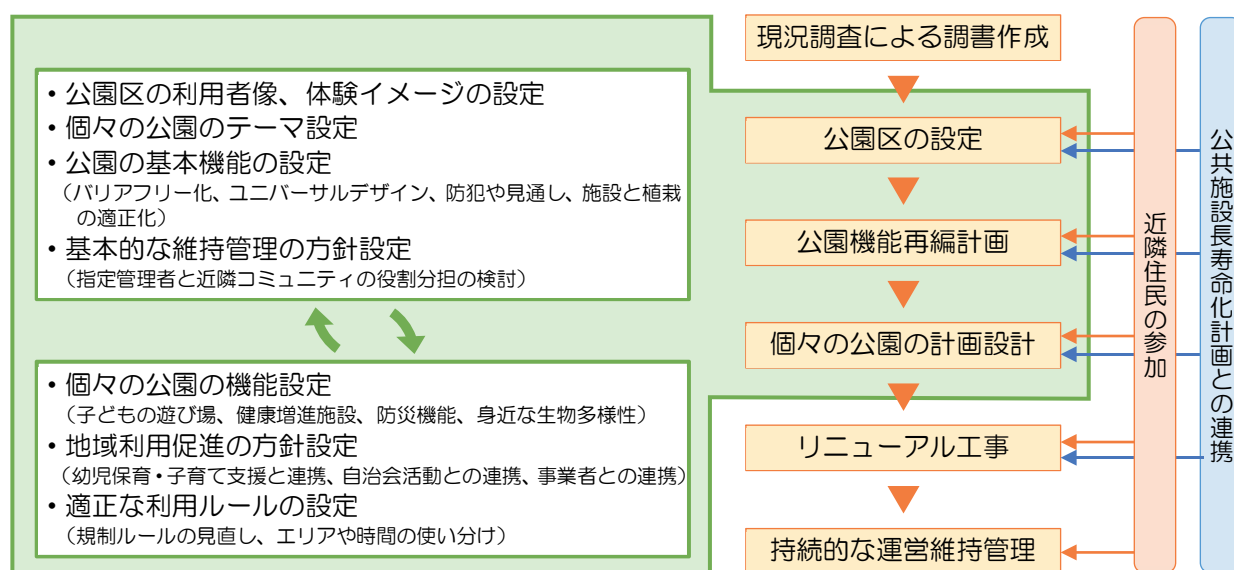


図 48 公園区機能再編の検討の流れ

公園区は、地域のコミュニティ単位や、市街地形成の時期、鉄道、広幅員道路、河川などによる地域の区分を踏まえて検討していきます。この図は、市域を 51 の公園区に分けた場合の例です。

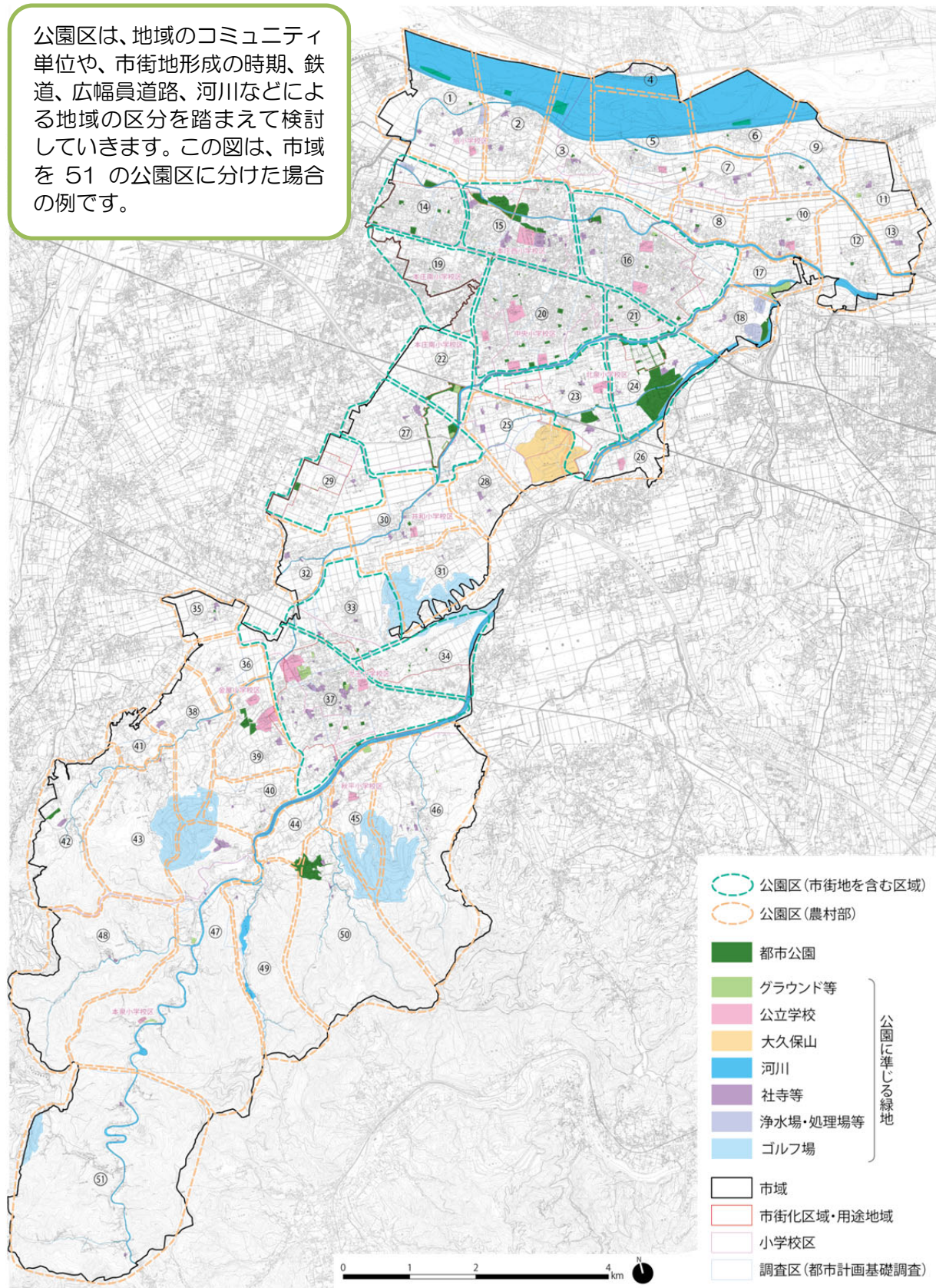


図 49 公園区の設定イメージ

（４）今後、優先的な検討又は整備が必要なエリア

- ・本庄総合公園（平成 29（2017）年度 本庄総合公園変更基本計画）
- ・若泉運動公園（平成 22（2010）年度 若泉公園全体見直し計画）
- ・児玉総合運動公園（平成 2（1990）年度 児玉総合運動公園基本計画）
- ・小島南エリア
- ・本庄駅北口周辺エリア
- ・児玉児童公園周辺エリア



図 50 検討モデル：小島南エリア

- ・機能再編にあたっては、地元要望や連携の可能性のある企業の立地なども踏まえて検討を進めます。
- ・都市公園の整備以外の手法も含めて検討を行います。

公園のイベント風景



本庄総合公園春まつり



梅の実収穫祭（本庄総合公園）



公園に花を植えよう（児玉児童公園）

【重点戦略2】歴史や文化を伝える緑の継承

（１）現状の課題

身近な雑木林、屋敷林、社寺林などは、人間の生活と調和しながら形成されてきましたが、近年は十分な管理が行き届かず、荒廃や減少の傾向にあります。

本市が現在取り組んでいる民有林の保全制度としては、まちなかの貴重な自然環境である「本庄段丘」に沿う斜面樹林等を良好な状態で維持管理することを目的に、「ほんじょう緑の基金」を設置し、これを財源として緑の管理協定を結んだ民有地等の樹木の剪定や除草作業等を実施しています。

そのほか、金鑽神社、城山稲荷神社、八幡神社等の神社や寺を中心とした 68 箇所に巨木が点在しており、市内の緑の中でも貴重な存在となっています。学術的価値の高い文化財として、「天然記念物」に指定された樹木が 14 件あり、これら樹木は樹齢も高く、巨木も多いことから、所有者との連携のもと、補助金の交付などにより保護に取り組んでいます。

しかしながら、その他のまちなかの民有林については、具体的な保全策は講じられていません。

（２）基本的な考え方

まちなかの緑は市民の憩いの場であり、都市の美観と潤いある景観形成という点からも果たす役割が大きく、豊かな地域づくりに欠かすことのできないものです。また、緑は地球温暖化対策や自然環境保全などの観点からも重要な役割を担います。さらに今後は、市民協働という観点からも、市民や事業者が主体となり緑を保全する仕組み作りも必要です。

これらを踏まえて、地域の歴史文化を伝え、良好な景観形成に寄与する樹林地や巨木を「保存樹林」「保存樹」に指定し支援する制度の導入を検討します。

指定基準（例）

- 樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特にすぐれていること。
 1. 1.5mの高さにおける幹の周囲が 1.5m以上であること。
 2. 高さが 15m以上であること。
 3. 株立ちした樹木で、高さが 3m以上であること。
 4. 攀登（はんと）性樹木で、枝葉の面積が 30 平方m以上であること。
- 樹木の集団については、次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特にすぐれていること。
 1. その集団の存する土地の面積が 500 平方m以上であること。
 2. 生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが 30m以上であること。



城山稲荷神社のケヤキ



骨波田の藤（長泉寺）



愛宕神社のケヤキ

市内の主な巨木

所在地	本数	樹種	所在地	本数	樹種
八幡神社	3	ケヤキ	愛宕神社	2	ケヤキ
利益寺	1	イチョウ	城山神社	3	ケヤキ
宗真院	1	ケヤキ	本庄市本庄	1	イチョウ
諏訪神社	4	ケヤキ	八坂神社	3	ケヤキ
日枝神社	1	ケヤキ	金鑽神社*2	2	ケヤキ
宝輪寺	2	クスノキ、カヤ	本庄市西今井	1	ケヤキ
飯玉神社	6		藤田小学校	2	クスノキ
正観寺	3	ケヤキ、クロマツ	本庄市	1	ケヤキ
万年寺	1	ケヤキ	佛母寺	2	クスノキ、イチョウ
金鑽神社*1	4	クスノキ、モミ、カヤ、ケヤキ	大正院	1	イチョウ
本庄市中央	2	ケヤキ	若泉稻荷神社	1	ケヤキ
正一位稻荷	1	ケヤキ	上若電神社	2	クスノキ

※1 所在地を本庄市千代田 3-2-3 とする。

※2 所在地を本庄市西富田 400-1 とする。

資料：環境省巨樹・巨木林調査データベース



思池親水公園のマルバヤナギ



こだま千本桜



段丘斜面林
(緑の管理協定を結び保全している民有林)



金鑽神社のクスノキ



宝輪寺のカヤ

【重点戦略3】持続可能な地域づくりのためのグリーンインフラの推進

（1）現状の課題

山林の荒廃や農地における耕作放棄地の増加が認められ、農林地の環境機能の質的な低下が懸念されます。都市域では自然地の減少が進むとともに、コンクリート舗装などの増加が進み、雨水が地下に浸透しにくくなっています。これにより、地下水位が下がり、雨の降っていない時期の河川の水量や湧水が減少し、水質や生物生息空間の悪化が進みました。一方、降雨時には表面流出の増加により内水氾濫や洪水被害のリスクが増加しています。

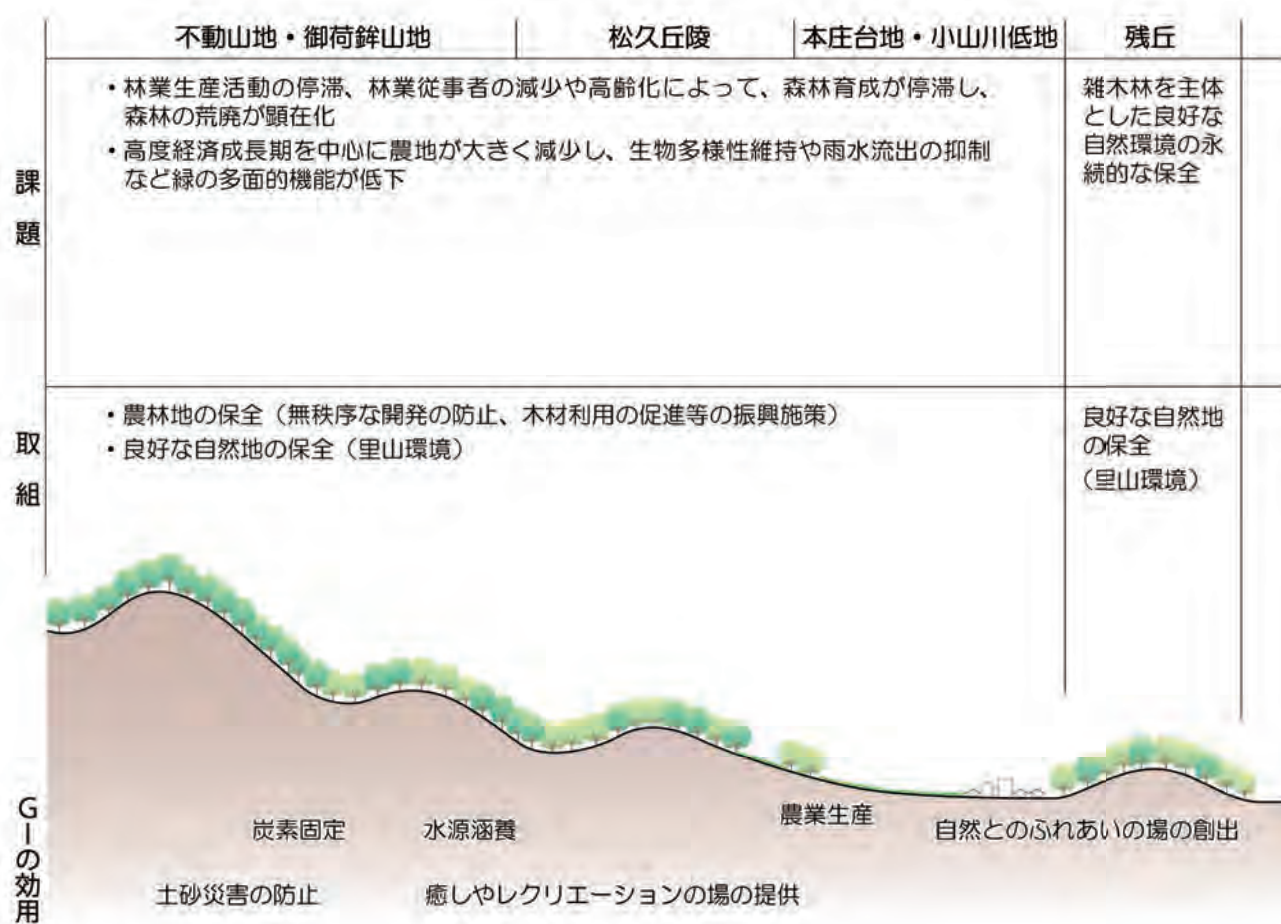


図 51 本庄の自然特性に応じたグリーンインフラの拡充のイメージ



児玉市街地（手前）から山地・丘陵を望む



小山川低地に浮かぶ大久保山・浅見山

(2) 基本的な考え方

今後のまちづくりにおいては、水害などの自然災害やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の維持、二酸化炭素の吸収源など、暮らしを支えるグリーンインフラの導入の可能性について検討します。

本庄台地	段丘崖	妻沼低地	利根川	課題
- 都市化に伴う自然地の減少と不透水構造の増加により、雨水の地下浸透が妨げられ地下水位が低下 - 河川の平常時流量や湧水が減少し、水質や生物生態空間の悪化が進行 - 降雨時には表面流出の増加により内水氾濫や洪水被害のリスクが増加 - 河川は水質浄化機能や生物多様性維持、レクリエーション機能など、川の持つ多面的機能のさらなる改善が必要	開発により斜面林が分断し、生物多様性維持など緑の多面的機能が低下	農業従事者の高齢化や担い手不足等の問題により、耕作放棄地が増加。農業生産機能、生物多様性維持等の農地の多面的機能が低下	自然林や自然草原を主体とした良好な自然環境の永続的な保全	
- 本庄市地球温暖化対策実行計画での緑・緑地の在り方を検討 - 市のヒートアイランド対策の検討 - 雨水浸透・保水を促す開発指導（浸透マスの設置、雨水貯留施設の設置、レインガーデンや雨水浸透性能のある舗装材の普及） - 市街地の緑化推進（本庄駅周辺等）	良好な自然地の保全（良好な樹林や湧水環境）	- 農林地の保全（無秩序な開発の防止） - 良好な自然地の保全（良好な樹林）	良好な自然地の保全（自然植生）	取組
				G-1の効用



本庄市街地（手前）から利根川を望む



利根川（右上）の恵みを得た
肥沃な農業地帯（中央）

緑化重点地区の考え方

緑化重点地区は、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」を意味し、都市緑地法第4条第2項において、緑の基本計画に定めるものとされています。

本計画では、公園や緑の少ない市街地において都市公園の整備や緑化誘導を積極的に推進する目的に加え、市街地²⁶及び市街地に隣接する地域における貴重な自然の保全の視点を加え、緑化重点地区を位置付けます。

● 緑化重点地区の区域設定

緑豊かで賑わいのある場所に
誘導していくことが求められる
緑の少ない地区

市街地及び市街地に
隣接する地域で
貴重な自然が分布する地区

本庄市緑の基本計画における
緑化重点地区の範囲

本庄市街地、児玉市街地

本庄段丘斜面林、大久保山



図 52 緑化重点地区位置図



大久保山



本庄段丘斜面林

26) 本庄地域の「市街化区域」及び児玉地域の「用途指定された地域」。

第5章 目標と進行管理

1 目標値

1-1 目標値の考え方

(1) 目標年度

本計画の目標年次は、令和 22（2040）年、中間年次は令和 12（2030）年とします。

(2) 対象区域

対象区域は、市全域とします。

市域面積：8,969ha

市街地面積：1,514ha

1-2 成果目標

本計画の成果目標を、以下のとおり定めます。

内容	現況	目標	関係する 基本方針 27	備考
公園利用満足度（本庄市の公園に満足している）	32.9%	現況値以上	①	まちひとしごと 重要業績評価指標
緑に対する満足度（本庄市の緑に満足している）	36.3%	現況値以上	②③	
保存樹木指定件数	制度検討中	現況値以上	②	
市街地に残る段丘斜面林を保全している割合 ²⁸	51%	53%	②	本庄市総合振興計画 成果指標
市民参加型で整備を実施した公園数	16 か所	20 か所	③	本庄市総合振興計画 成果指標

1-3 総量目標

本計画の総量目標を以下の通とおりに定めます。

内容	現況	目標	関係する 基本方針	備考
一人当たりの都市公園面積	9.88 m ² /人	10 m ² /人以上	①	都市公園法に定める 目標値
緑被率	市域	約 71%	③	ヒートアイランド現象や水害の緩和等に 関連
	市街地	約 26%		

27) 基本方針：① 多様な市民ニーズに応えるレクリエーション空間の充実
② 歴史や文化を伝える緑の継承と良好なまちなみの形成
③ 持続可能で魅力ある地域づくりのためのグリーンインフラの推進
④ 市民協働による緑のまちづくりの実現

28) 段丘斜面林が存する面積のうち市が保全を実施している面積の割合

2 進行管理の方針

2-1 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルの視点により、実効性を高めます。また、公表の際はわかりやすく情報を発信し、本計画の基本理念や基本方針の周知・普及に努めます。

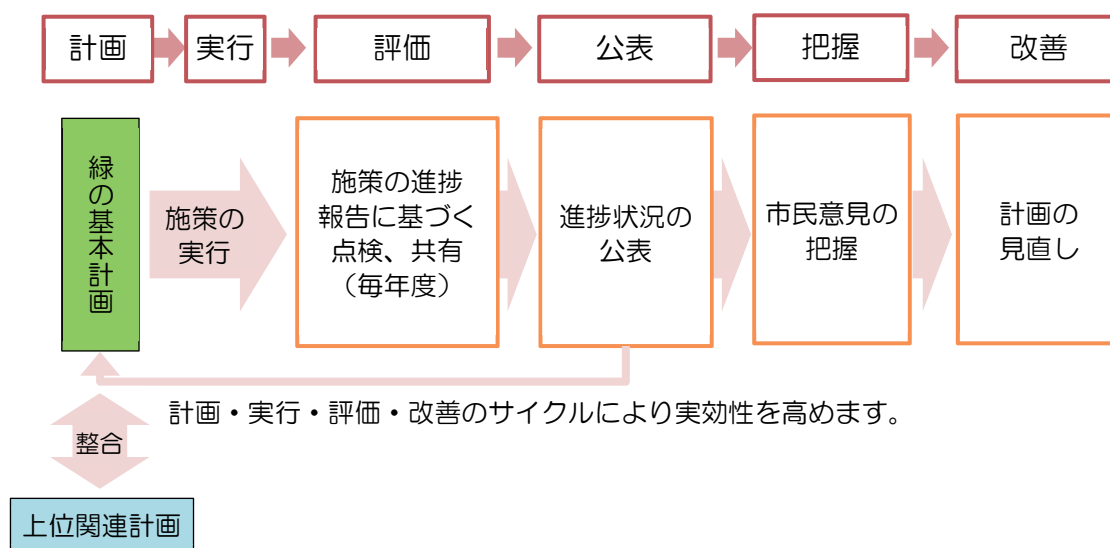


図 53 進行管理の流れ

2-2 推進体制

施策の進行管理を図る組織の設置を検討します。

2-3 計画の見直し

今後の計画の見直しは、計画内容の進捗や社会動向、緑に関する法制度・上位計画の改正を踏まえながら、概ね5年を目安として計画の見直しを図ります。

3 施策の連携

緑の基本計画は、都市の緑全般に関する幅広い総合的な計画です。今後は、「基本理念」「施策の体系」に基づいて計画を推進していきます。また、計画を効果的に推進するため、個々の施策の連携についても検討していきます。

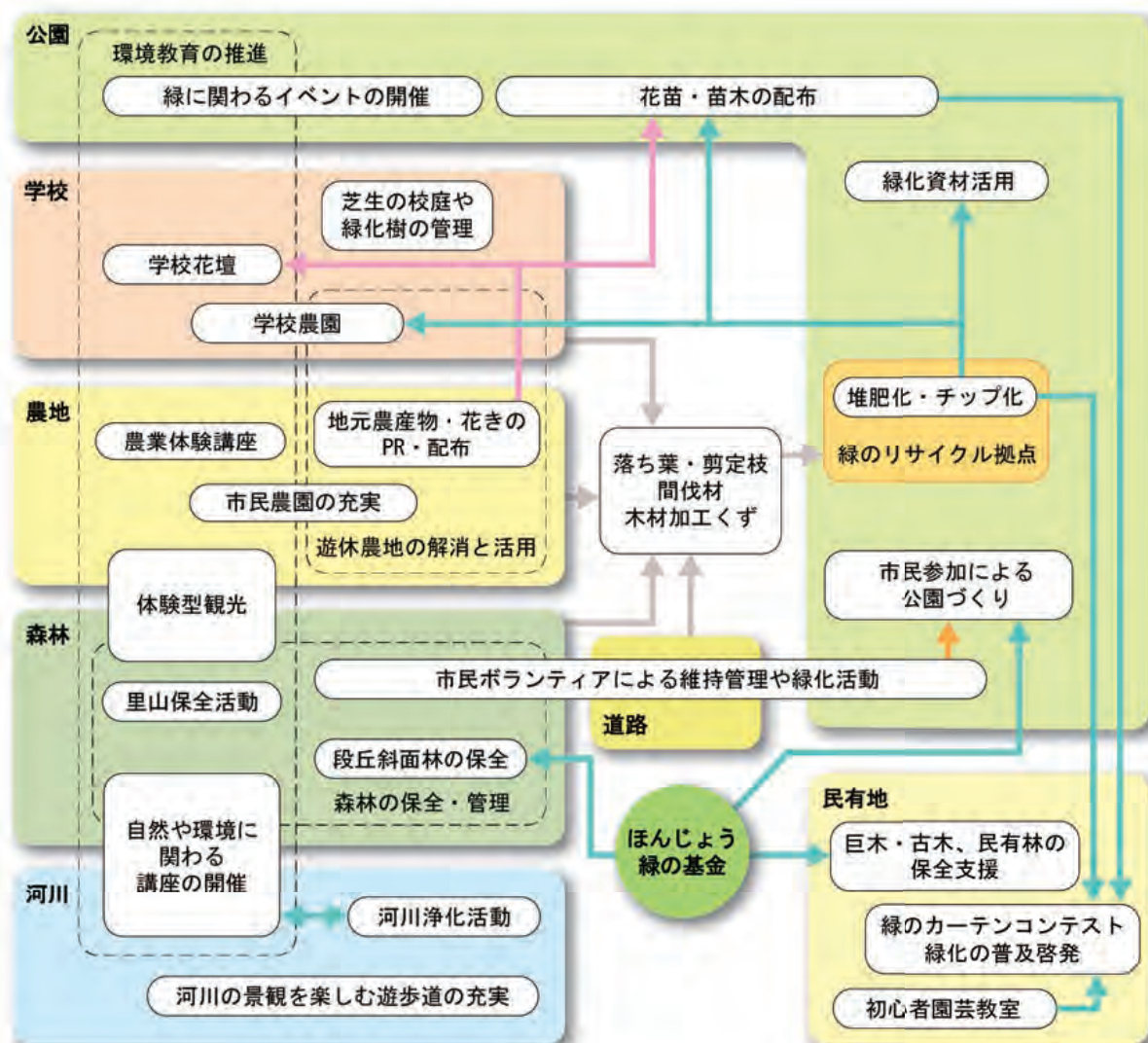


図 54 施策の連携のイメージ

(本市で実施中の施策に加え、今後のアイデアを合わせた施策の連携イメージ)



本庄総合公園プロムナード

本庄市緑の基本計画

資料編

- 1 緑の現況資料
- 2 策定体制と経緯

1 緑の現況資料

(1) 地区別の緑被現況

本編 P8 では、本市の緑の面積と緑被率を示しています。本市の地区別（都市計画基礎調査における大調査区）の緑の分布状況を詳しく見てみると、市街地に位置する地区で緑被率が少なく、小島南ではもっとも少ない 16.1%となっています。一方、南部の山林地域では緑被率が多く、稲沢ではもっとも多い 97.7%となっています。

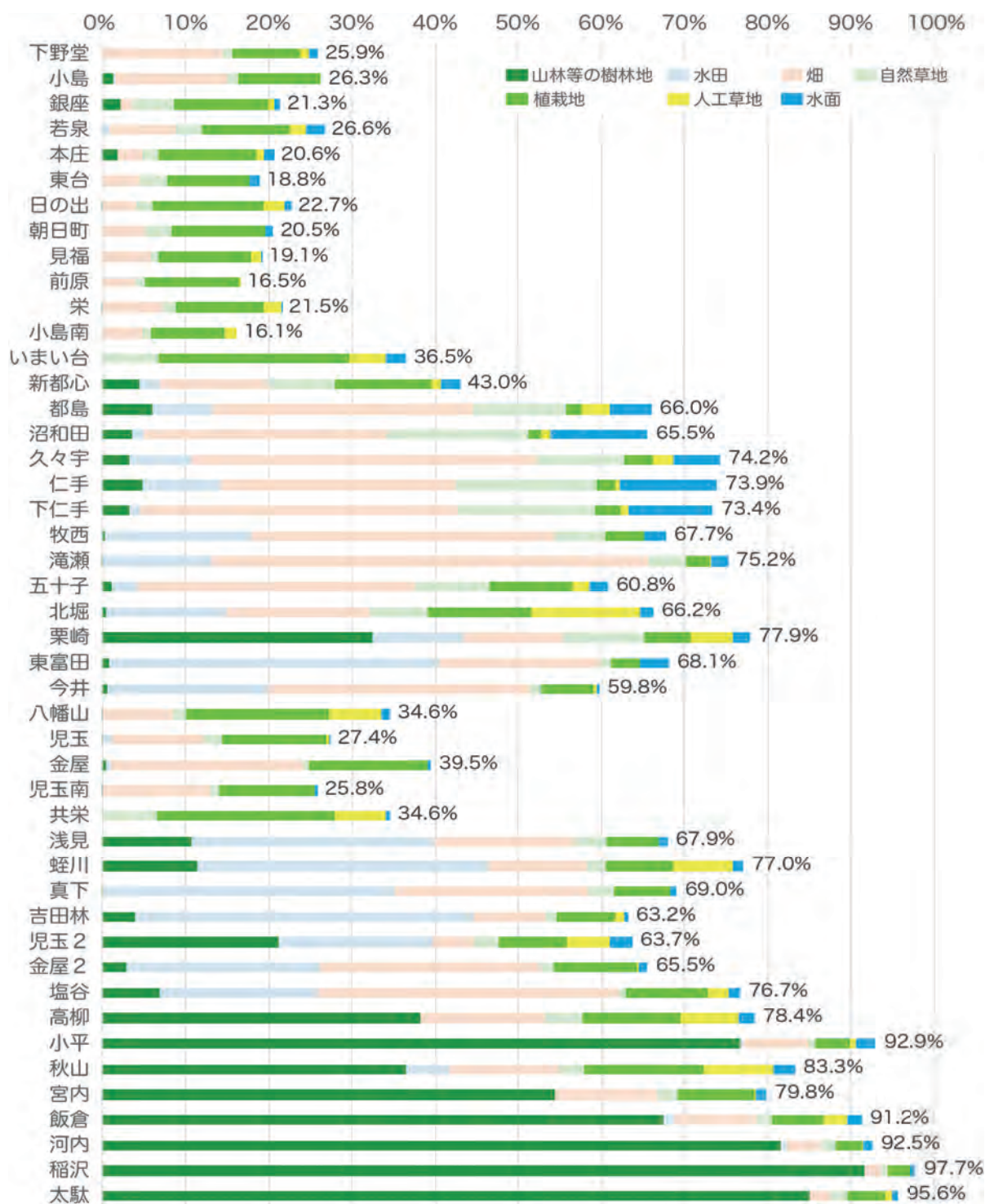


図 55 地区における緑被率

(2) 植生の現況

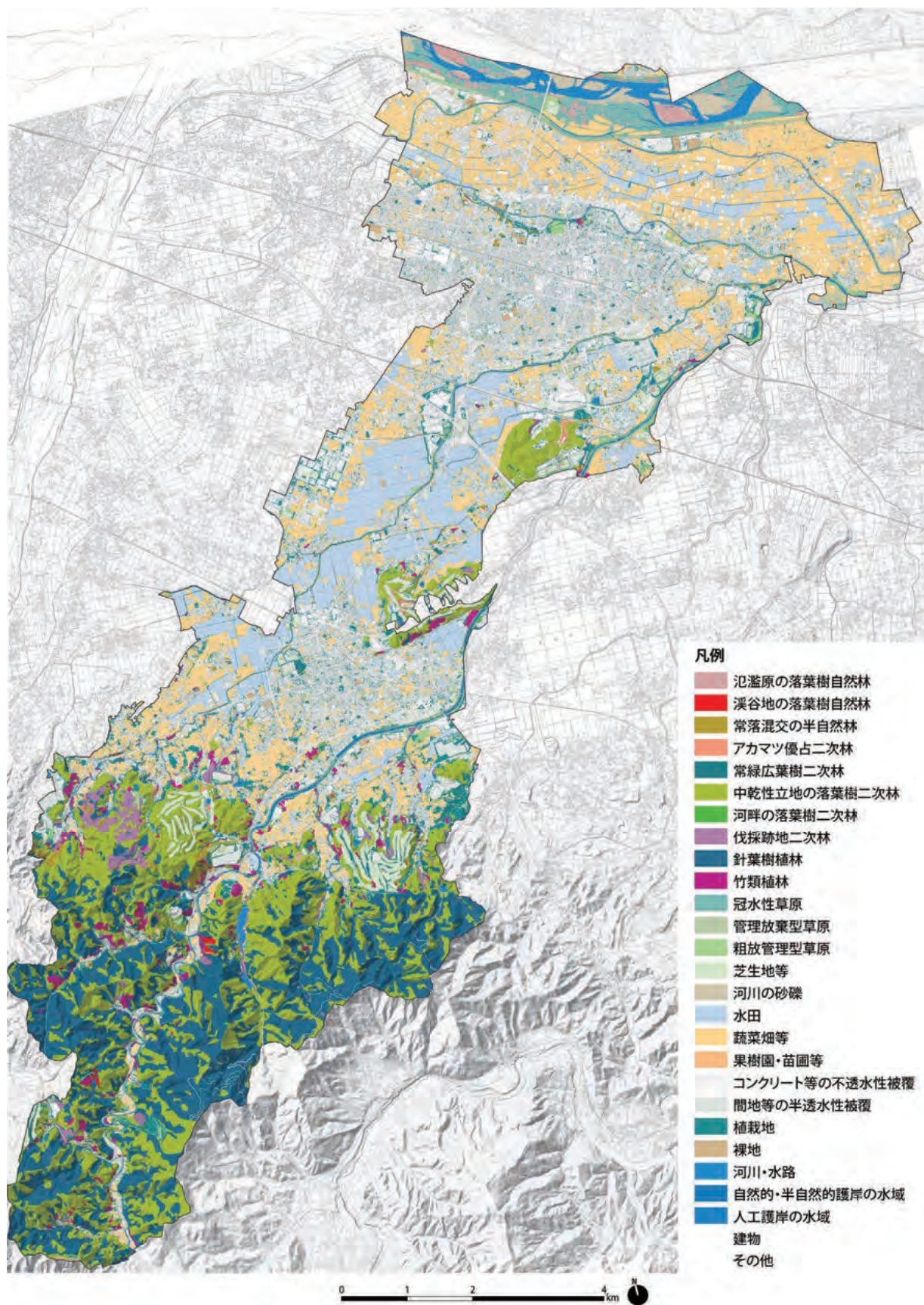


図 56 本庄市現存植生図（植生区分図）

市内の緑を構成する山林や草地は、豊かで変化に富んだ植生によって成り立っています。植生は、気象や地形条件に加えて、土壌や水分条件、農的な管理行為による人為的攪乱、洪水等による自然的攪乱などの影響を受けて成立しています。

本市においても、山地・丘陵、台地、低地や氾濫原といった流域を構成する地形に、人の関わりを伴って多様な植生が分布しています。

本調査に基づく本市の現存植生は、42 タイプを抽出しています。この 42 タイプの植生について、成立条件の類似したものをグループ化し、26 タイプの植生区分を定義しました。以下植生区分ごとに、本市の植生を解説します。

① 氾濫原の落葉樹自然林

利根川河川敷に成立する落葉広葉樹の自然林で、アカメヤナギ、ジャヤナギ、ヨシノヤナギ、オオタチヤナギ等のヤナギの高木群落のほか、ネコヤナギ、タチヤナギ、イヌコリヤナギ、オノエヤナギ、カワヤナギ等の低木状のヤナギ群落によって構成します。

② 溪谷地の落葉樹自然林

植生は、イロハモミジ・ケヤキ群集です。溪流沿いの崖錐や岩角地に成立する落葉広葉樹の自然林で、ケヤキ、イロハモミジが優占し、時にタブノキが混生します。亜高木層にはウラジログシ、シロダモ、ヤブツバキ等の常緑広葉樹やイヌガヤ、カヤ等の常緑針葉樹が混生します。

③ 常緑混交の半自然林

植生は、ケヤキ・シラカシ群落です。河岸の段丘崖にみられる常緑広葉樹・落葉広葉樹混交の人為的影響のある半自然林です。ケヤキ、シラカシが優占し、シラカシ群集のほかアカマツ群落の構成種が多く生育しています。

④ アカマツ優占二次林

かつて本市の人里近い丘陵地は、アカマツの林が連担していたと考えられます。丘陵地、低山地の斜面上部に広く分布し、アカマツが優占する二次林です。群落内にはツツジ科の植物が多く分布します。伐採跡地や山火事跡地に先駆的に形成されますが、アカマツ植林から二次的に広がったものも多くあります。尾根部の土壌の浅い乾性の立地でよく発達し持続群落となりますが、斜面下部では落葉広葉樹二次林や常緑広葉樹二次林に移行します。

⑤ 常緑広葉樹二次林

低山地に分布する常緑広葉樹の二次林です。コジイ、アラカシ、アカガシ、シラカシ、ウラジログシ等が萌芽林となって優占します。近年ではアカマツ植林やコナラ群落が長期間放置され、次第に自然林の構成種が増加し、シイ・カシ二次林に移行し成立していると思われます。

⑥ 中乾性立地の落葉樹二次林

植生は、クリーコナラ群集、クヌギコナラ群集を主体にアカマツを混成する植生を含みます。落葉広葉樹の二次林で、階層構造が発達し、里山の典型的な景観を構成します。山地から丘陵地では、高木層にコナラが優占し、クリ、ミズナラ、アカマツ等が混生します。丘陵から台地では、コナラ、クヌギ、クリ等が優占し、ミズキ、エゴノキ、ウワミズザクラ、アカマツ等が混生します。定期的伐採により維持される武蔵野の雑木林の代表的植生です。

⑦ 河畔の落葉樹二次林

山地から平野部の河川沿いに分布し、崩落性のある斜面部に成立しやすくやや湿り気を帯びた中性立地の落葉広葉樹二次林です。ムクノキの他、エノキ、ケヤキ等が優占します。

⑧ 伐採跡地二次林

植生は、アカメガシワ・カラスザンショウ群落、ニセアカシア群落、伐採跡地群落、低木群落で、先駆性の落葉広葉樹の二次林です。カラスザンショウ、アカメガシワ、クサギ、ヤマグワ等の高木または低木が優占します。アカメガシワ・カラスザンショウ群落は、林床に常緑広葉樹が多く、森林の伐採跡地や沢沿いの湿潤な立地で発達します。ニセアカシア群落は、北米原産のマメ科植物ニセアカシア（ハリエンジュ）の植林または逸出による二次的な群落で、河川敷や伐採跡地等に二次的に生育域を広げています。

⑨ 針葉樹植林

常緑針葉樹のスギ、ヒノキ、またはサワラの植林です。スギは斜面下部や谷部の適潤な立地に、ヒノキは斜面上部から尾根部にかけての乾性に適しています。サワラはヒノキとともに植林されることがあります。

⑩ 竹類植林

山麓や河岸や集落地の屋敷林等に小面積で分布します。かつて、用材、工芸材料の利用、筍採取や護岸を目的として、モウソウチク、マダケが植栽されましたが、近年では放置され荒廃したものが増加し、植林地や二次林内に二次的に生育域を広げています。

⑪ 冠水性草原

ヨシ群集の湿性立地の冠水性草原とオギ群集の中乾性立地の冠水性草原です。ヨシ群集は、湿性立地に発達する草原で、河川の中洲、河川沿いの湿地や後背湿地等、水位の変動や流動水が少なく、底質が泥や粘土質で一般に富栄養な水に潤される立地に成立する低層湿原です。ヨシ、マコモ、各種のスゲ類等が生育します。オギ群集は、低地の河辺の冠水地に成立する多年生草本植物群落で、オギが優占します。排水のよい砂質土壌上に形成されます。河川改修等で冠水頻度が減少した場所でヨシ群落に代わって面積を拡大しています。

⑫ 管理放棄型草原

アズマネザサが優占し、伐採跡地や河川堤防上、耕作放棄から長期が経過した場所等に成立するタケ群落です。低地のクヌギ・コナラ群落域に多く分布します。

⑬ 粗放管理型草原

伐採跡地、畑放棄地、河川敷等に成立する多年生の高茎草原で、ススキが優占し、トダシバ、チガヤ等が混生します。日本の代表的な二次草原で、数年ごとの刈り取り等によって維持され、放置期間が長期にわたると低木群落に遷移します。平野では河川敷、長く放置された畑放棄地、造成地等に出現します。

⑭ 芝生地等

公園や広場の芝生地で、コウライシバやノシバ等が植栽され、高頻度の刈り取りによって他の植物の侵入が抑制された草地です。

⑮ 河川の砂礫

利根川河川敷の流路に広く分布している砂礫で、河川の定期的な増水による攪乱により、植生が成立しない空間です。植生は成立していませんが、利根川の多様な生物生息地を構成する重要

な環境です。

⑩ 水田

水田と水田に成立する雑草群落です。通常は稲以外の草本は駆除されますが、水田放棄地では、ミゾソバ、イ、コブナグサ等からなる群落が形成されます。

⑪ 蔬菜畑等

畑地に成立する雑草群落です。シロザ、ツユクサ、スベリヒユ等の1年生の植物が確認されます。また、耕作放棄後1～数年の畑地では、メヒシバ等の1年生の畑雑草を主とする群落から、ヒメムカシヨモギ、ヨモギ等の2年生・多年生の路傍雑草群落へと推移します。

⑫ 果樹園・苗圃等

果樹園や茶畑等の木本類が植栽される畑です。また、造園緑化材料の植木の苗木畑も含まれます。畑雑草や路傍雑草が生育します。

⑬ コンクリート等の不透水性被覆

道路や駐車場等におけるコンクリートやアスファルト等の不透水構造の舗装面です。市街地中心部や工場等に高い被覆率で分布しています。また、人工芝も路床に舗装面があるため本植生区分に含めています。

⑭ 間地等の半透水性被覆

住宅等の都市的土地利用における建築以外の場所で、本調査では舗装や裸地、植栽地の区別が不明瞭な場所を間地と定義し抽出した空間です。間地は、駐車場やアプローチ等の舗装面と庭の植栽面や裸地が混在しています。舗装面は不透水構造ですが、他の植栽地や裸地面から雨水が浸透するため、間地全体としては半透水の被覆面として位置付けています。

⑮ 植栽地

工場や公共施設の大規模区画における植栽地のほか、園路と植栽が混在する園地、都市的土地利用に独立して分布する樹木群を合わせて植栽地としています。

⑯ 裸地

碎石や砂利による舗装面、砂舗装により無植生のグラウンド、土砂採取地の表土が露出している場所で、人為的に植生が成立しない空間です。

⑰ 河川・水路

利根川や他の中小河川、水路の開放水面です。川底の多くはコンクリートに遮蔽されておらず、河川水の浸透、地下伏流水の湧出が可能な河川構造ですが、水路を中心にコンクリート護岸が施工された区間があります。

⑱ 自然的・半自然的護岸の水域

ため池、公園やゴルフ場における修景池、修景せせらぎの開放水面です。池底の多くはコンクリートに遮蔽されておらず、表面水の浸透、地下水の湧出が可能な構造です。

⑲ 人工護岸の水域

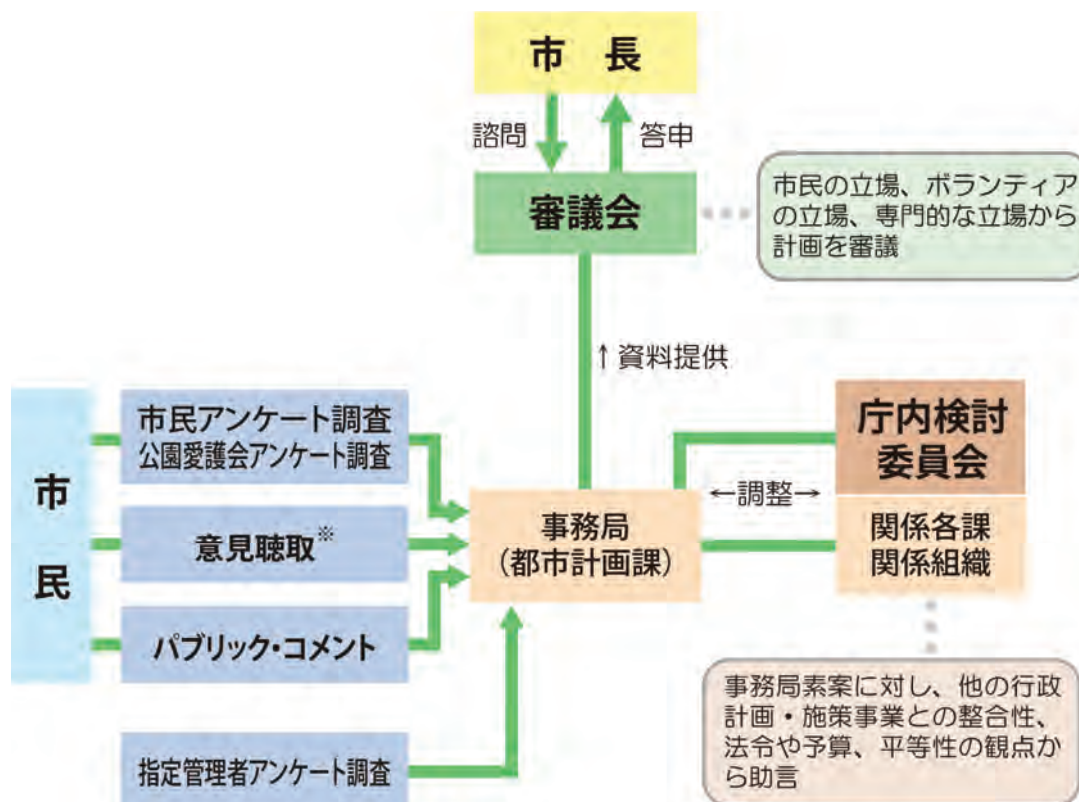
調整池、学校のプールの開放水面です。コンクリート構造物によって建設され、地下への水の浸透はないと考えられる水域です。

⑳ 建物

戸建て住宅や集合住宅、公共施設、商業施設や工場等の建物です。

2 策定体制と経緯

(1) 策定体制



※ 新型コロナウイルス感染症への対応のため中止した市民ワークショップに代わり、市ホームページにおいて令和2（2020）年10月1日から30日に「本庄市緑の基本計画に対する意見聴取」を実施しました。

(2) 策定経緯

年 月 日	項 目	主な内容
令和元年 11 月 5 日	庁内検討委員会①	・意見聴取
令和 2 年 2 月	市民アンケート調査	・3,000 人の市民を対象にアンケート調査を実施
令和 2 年 8 月 11 日 ～17 日	庁内検討委員会②	・「緑の現況分析と課題、今後の方向性」について意見聴取
令和 2 年 8 月 27 日	第 1 回 緑の基本計画 審議会	「計画の目的」、「審議会の役割」、「スケジュール」、「緑の現況分析と課題、今後の方向性」について
令和 2 年 10 月 1 日 ～30 日	市民意見聴取	・市HP上で本市の緑の現況と課題を公表し、市民からの意見聴取を実施
令和 3 年 3 月 10 日 ～29 日	庁内検討委員会③	・「緑の基本計画案」、「重点プロジェクト」、「市民意見聴取」について
令和 3 年 4 月 23 日	第 2 回 緑の基本計画 審議会	・「緑の基本計画案」、「重点プロジェクト」、「市民意見聴取」について
令和 3 年 4 月 30 日 ～5 月 12 日	庁内検討委員会④	・パブリックコメント案について
令和 3 年 6 月 4 日 ～7 月 5 日	パブリックコメント	・「緑の基本計画案」の市民意見聴取
令和 3 年 8 月 16 日	審議会答申	・答申

(3) 本庄市緑の基本計画審議会条例

令和2年1月6日
条例第2号

(設置)

第1条 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定する本庄市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、市長の附属機関として、本庄市緑の基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 緑地の保全及び緑化の推進に関し活動する団体の関係者
- (3) 地域団体の関係者
- (4) 市議会議員
- (5) 公募による市民
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する市長への答申を行った日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。
2 会議の議長は、会長をもって充てる。
3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(4) 本庄市緑の基本計画審議会名簿

役 職	氏 名	選出区分 (本庄市緑の基本計画審議会条例第 3 条第 2 項)		備 考
会長	木下 剛	1 号委員	千葉大学准教授	
副会長	神坐 侃大	2 号委員	環境アドバイザー	
	根岸 敬明		NPO 法人ネットワークひがしこだいら	
	茂木 紀子		埼玉ひびきの農業協同組合	
	金井 孝夫	3 号委員	本庄市自治会連合会	
	小暮 ちえ子	4 号委員	本庄市議会議員	
	柴崎 幸雄	5 号委員	公募による市民	
	下岡 忠敬		公募による市民	
	高橋 勉		公募による市民	
	井上 道子	6 号委員	埼玉県環境部みどり自然課	
	三輪 誠		埼玉県環境科学国際センター	
	内原 絵美	7 号委員	本庄商工会議所	
	櫻井 理平		埼玉県立児玉白楊高等学校	令和 2 年度
	山崎 聡		埼玉県立児玉白楊高等学校	令和 3 年度
	井上 悦子		子育て応援団本庄びすけっと	
	小林 由美		本庄ママビーノ実行委員会	

(敬称略)

(5) 本庄市緑の基本計画審議会 諮問・答申

諮問書

本都発第 153 号
令和2年8月27日

本庄市緑の基本計画審議会
会 長 木 下 剛 様

本庄市長 吉 田 信 解

本庄市緑の基本計画の策定について（諮問）

本庄市緑の基本計画審議会条例（令和2年本庄市条例第2号）第2条に基づき、
緑の基本計画（案）について、貴審議会に諮問いたします。

答申書

令和3年8月16日

本庄市長 吉 田 信 解 様

本庄市緑の基本計画審議会
会 長 木 下 剛

本庄市緑の基本計画の策定について（答申）

令和2年8月27日付本都発第153号により本審議会に諮問のありました
本庄市緑の基本計画（案）の策定について慎重に審議を重ねた結果、適切であると
認め、別添のとおり答申いたします。

なお、計画の推進にあたっては、当審議会の審議過程や、市民アンケートなど
で寄せられた多くの市民意見を十分尊重するとともに、基本理念として掲げた
「緑のちからを みんなで育み くらしに活かすまち 本庄」の実現を目指し、
市民参加と協働による推進の努力をされますよう要望いたします。

本庄市緑の基本計画

令和 3 年 9 月

発行

本庄市 都市整備部 都市計画課

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄三丁目5番3号

電 話 0495-25-1137(直通)

FAX 0495-24-0242

URL <http://www.city.honjo.lg.jp/>

